ISSN 0289－2383

世界の児童と母性

海外福祉情報

MOTHER AND CHILD
WELLBEING
AROUND THE WORLD

CURRENT
OVERSEAS INFORMATION

第31号

［特集］
子どもの眼・子どもの声
児童福祉施設から

1991年10月

世界の児童と母性

海外福祉情報／第31号／1991年10月

contents

特集◆子どもの眼・子どもの声――――児童福祉施設から

ひとこと――秋山智久……1
児童福祉における当事者参加――長谷川重夫……2
養護児童自身による養護児童権利憲章――津崎哲雄……7
〈座談会〉アジアの子どもの生活と福祉……12
「朗読会」での心の通い合い――谷 昌恒……26
第４回全国養護施設高校生交流会を終えて――藤野興一……31
児童の生活参加と高校生部会の意義――木下茂幸……36
〈座談会〉わかってほしい 自我の芽生え 未知への憧れ 心のふるさと……41
〈座談会〉施設・家庭・将来 少年たちのざっくばらん……50
施設入所等の措置に対する児童の権利――吉田恒雄……59
分類総目次（第１号～第30号）……64
編集後記――込山 稔……71

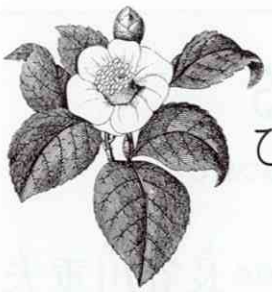

ひとこと

―生活主体の側から―

社会福祉の歴史において長らく使用されて来た用語に「保護」がある。現在でも生活保護などに代表されて使われている。社会福祉の「対象」の自立が個人では不可能であり、おぼつかないから、手を貸すという考えである。

今日では、従来、社会福祉の客体であった「対象」は、主体に転換して、生活主体・権利主体となっている。にもかかわらず、児童の分野においては、子どもは保護されるべき存在であり、その権利の一部は親権者などに委ねているとされる。法律的にはそのような一面をもっているのは事実である。

しかし、そのことが子どもの「ために」良かれと思って、大人の側が判断してあげるという姿勢になり過ぎていることが、多々あるといえよう。「まだ良く判らないのだから、大人に任せておきなさい」という態度の裏に、子どものことは良く理解しているという「慢心」が社会・大人・社会福祉の実践者の側に潜んでいるように思われる。

果たしてそうであろうか。子どもには、大人に理解しにくい子どもなりの主張があり、欲求があり、視点がある。そこには「子どもの眼・子どもの声」がある。本号では、これをテーマとした。それは大人の側の自己抑制でもある。

国連の子どもの権利条約のなかには、年齢や成熟度に従って、児童自らが権利行使の実践主体になり得るという、児童観の積極的な転換が随所に見られる。

社会福祉における自己決定・自己選択・自己管理が、当然のことながら、児童にも及んでいる。

編集委員長・秋山智久

特集

子どもの眼・子どもの声
――児童福祉施設から

児童福祉における当事者参加 その原理をみつめて

東京育成園長 長谷川重夫（はせがわしげお）

1.

1989年11月20日に国連総会で採択された「子どもの権利に関する条約Convention on the Rigths of the Child」は、世界児童福祉史上画期的内容をもつものである。わけても、同条約第12条で児童の意見表明権を規定している意義は大きい。すなわち、「第12条 1 締約国は、自己の意見を持つ能力のある児童には、その児童に影響を与える問題のすべてに関して自己の意見を自由に表明する権利を保障しなければならない。児童の意見には、その児童の年齢および成熟度に応じてそれにふさわしい考慮が払われるものとする。 2 前項の目的のため、児童は、特に自己に影響を及ぼすあらゆる司法上の手続において、国内法の手続規定に合致する方法により、直接若しくは代理人または適当な者を通じて意見を述べる機会が与えられなければならない。」（ユニセフ仮訳）との規定は、児童を災害時を含めて優先保護の対象とした「ジュネーブ宣言」（1924年）、児童を権利の主体者として謳った「国連・児童の権利に関する宣言」（1959年）を超えて、意見表明権を認めることによって、児童を権利行使の主体者として位置づけている。この権利行使の主体者としての位置づけは、同条約第13条から第16条までの「表現の自由」、「思想、良心および宗教の自由」、「結社および平和的集会の自由」ならびに「プライバシー、家族、住居または通信、名誉および信用への不法な干渉の排除」とも関連して、さらに明白となる。

同条約採択以前の国連・人権委員会の作業委員会における審議過程において、わが国の児童問題関係者に同条約原案がユニセフを通じて提示されたときに、意見表明権が明文化されていることに少なからず驚きを覚えた人も少なくなかったはずである。筆者もそのひとりであったことを告白せざるを得ない。

しかし、思いめぐらせば、米国における「子どものための白亜館会議」では、半世紀前の1940年に開催の第4回会議において、すでにかなり多くの若者たちがオブザーバーとして、また参考意見発表者としての役割を果たしていた、との報告[1]もある。比較的近年では、別掲の津崎助教授の論説にもある通り、1975年に英国では「養護児童による養護問題検討会」が企画され、社会的養護を受けた児童たちの要望を積極的に受け止める組織活動が発足している。これらの事実を想起するだけでも、納得がいくことであると共に、改めて海外の先進工業国における民主主

義の発達度を示す人間尊重、弱者尊重に、彼我の格差を感じせしめられたことである。もちろん、わが国の児童福祉施策のすべてが遅れをとっているとはいわない。けれども、戦後のわが国における児童観の基底を成文化している児童憲章は、その総則と各論で、子どもの人間尊重についてキメ細かく謳いあげているものの、各条文のすべてが「……られる。」で終わっている。つまり、児童が主体ではなく、受け身としての客体でとらえられているところに、児童の権利についての基本認識に差異がみられるわけである。戦後の復興がようやく緒についた1951年に児童憲章を制定した、当時の児童問題に関係した先達の情熱と識見は十二分な評価に値しよう。(本年は、児童憲章制定満40周年の記念すべき年を迎えているが、それを記念する行事や運動すらも起こっていないことを憂えるひとりであるが……。)

しかし、敢えて言えば、わが国児童福祉の原点とされている現行児童憲章のもつ、前述の後進性を見据えるところから児童観の見直しを行わなければ、意見表明権をはじめ、児童の市民的自由権についての理解は、かなりのむずかしさをもつのではあるまいか。しかも、権利条約は、わが国よりも経済的にはもちろん、文化的水準もはるかに遅れているとみなされている第三世界の発展途上国も視座に入れて制定されたものであり、すでに96ヵ国が批准している(1991年9月9日現在)が、その大半が発展途上国であることを思うとき、改めてわが国の伝統文化も深く影響したわれわれ日本人の児童観を、基本的に考え直す必要を感じざるを得ない。けれども、一方、権利条約が特に意見表明権を認めていることは、子どもの大人に対する下剋上を勧めているのではないか——との否定的論説[(2)]もある。また、子どもの福祉、教育、保健、司法等にかかわる関係者の間でも、意見表明権を含めた、同条約についての研究活動や批准促進運動が高揚していないことも事実である。

しかし、意見表明権は各国の有識者の英知によって発想されたものであり、国連の場においてグローバルな視点から承認された、児童の人権確認の基本的視座を形成するものといってよいのであって、世界史の流れからの必然である。わが国の児童福祉関係者は、いまこそ、この認識に立って、意見表明権の具現化に努力すべきではないだろうか。その具現化のための大きな課題のひとつが「児童福祉活動における児童の参加」といってよいであろう。

2.

さて、「児童福祉活動における児童の参加」を推進するための原理を考えてみたい。

その第1は、児童理解にあたっての謙虚さの必要である。われわれ大人が児童を私物視することは論外としても、われわれ大人自身の浅い人生経験や貧しい知識から一方的な児童理解を行っていることがいかに多いことか——。

サン・テグジュペリの『星の王子さま』やミヒャエル・エンデの『モモ』に描かれている児童理解についての認識は、このことを痛烈に指摘し、われわれ大人一般の児童観を揺さぶって止まない。また、A. シュバイツァーは「人間の魂は深くベールに包まれている。たとえ親と子であっても、親が子に『お前のことは、すっかりわかっている』ということは

許されない。例えば、提灯をもって暗い夜道を行く二人の道連れのように、ときどき提灯のあかりで相手の顔が仄かに見えるが、すぐまた見えなくなる。人と人との間柄はこれに似ている。」と述[3]べている。人間性の神秘、生命の尊厳を力説した偉大な学者にして、医療福祉の実践家であったシュバイツァーのこの言葉は、日々施設現場で子どもや保護者等に接している筆者に、児童理解・人間理解について、常により深い洞察力と謙虚さを求めて止まない警告である。とかく経験が深まるにつれて、自己絶対化に陥りやすいからである。

幼児や知恵遅れの子どもたちの感覚能力、感受性の豊かさに一驚させられることがある。これらの子どもたちは事柄を抽象化したり、また論理的に説明することに未熟なだけなのである。去る8月20日より5日間、京都市で世界初の「地球子ども会議」が開催され、世界62カ国より360人の児童代表が参加したが、同会議におけるミドル・ティーンを中心とした児童の発言内容の水準の高さに、改めて子どもの可能性を感じさせられたことであった。子どもとは、どのような心身発達上のハンディキャップを抱えているとしても、常に向上への意欲を本来的に、顕在的かつ潜在的にもっている存在なのである。問題は、周辺の大人をはじめ、環境がその意欲を育むか抑圧しているかである。「三尺下がって童子を拝す」「背負うた子に教えられる」との古語に象徴されるように、わが国でも優れた児童観はあったのである。しかし、現代の管理社会化の波は、児童理解への謙虚さを押し流し、偏差値主義の枠のなかに児童を追い込める状況をますます強めているといってよいであろう。

3.

第2の原則は、児童一人ひとりのニーズ（needs）へのより深い理解が必要なことである。言うまでもなく、「児童福祉活動への児童の参加」は、参加が目的なのではない。参加することによって、固有のニーズをもつ一人ひとりの子どもたちおよびグループの子どもたちのニーズがより的確に把握されるからであり、参加は手段であるといえよう。ここで〝一人ひとり〟を強調する理由は、わが国の児童福祉サービス総体にみられる特徴として、集団的画一主義が散見されるからである。欧米等の先進国に比して、わが国社会一般での個の尊重は決して高水準にあるとはいえず、その事例は企業、学校等で随所にみられるし、児童福祉施設においても例外ではない。特に、入所施設に在所している児童の場合の措置理由、家族的背景はもとより、心身発達面の特質は極めて多様である。それだけに、多様な処遇が考えられてよいであろう。個の尊重とは個性の尊重であり、そこでは例えば、施設児童の場合でも、地域のクラブ活動やお稽古ごと等について、多様な選択肢が与えられるべきであろう。家族関係調整にしても、それぞれの家族事情に合わせて、面会、外泊等のプログラムが画一的でなく、それぞれの固有の状況に合わせて弾力的に実施されるべきであろう。

また、入所児童の場合に、思春期を迎えても、自らの入所理由が不明のままに推移している事例に接

することがある。こうした状況から、自己存在感が不確立で、自主性に乏しい人格が形成されやすいのであって、能力を潜在化したまま人生を終わってしまう結果も起りかねないのである。医療サービス等での診療や投薬内容の説明が数年来ようやく認識され始めたが、自分自身に関することを適正に知るデュー・プロセス（DEU PROCES）の権利の尊重は、わが国一般のデュー・プロセス軽視の歴史的経過とも考え合せ、積極的に取り組むべき課題である。

要は、児童にとっては、自分のニーズが正しく把握され、また把握されるように努力している過程があると理解されるときに、真に積極的な参加意欲をもつものとなるのである。そこに生れる大人との信頼関係・交流関係の向上によって、児童参加の内容が一層の充実をみせることになろう。

4.

第3の原理は、児童に発言の場を多く提供すると共に、発言内容を尊重することである。

冒頭記載のように、権利条約第12条は「自己の意見をもつ能力のある児童」というように、まず能力について条件を付しているし、また、その意見は年齢および成熟度に応じて」との条件も加えられている。この条件を杓子定規に、あるいは大人の側の都合本意に考えれば、意見表明権の保障はかなり薄弱なものになる恐れがある。このことを防止する意味も含めて、第12条2項の「代理人または適当な者（全社協訳並びに国際教育法学会訳では、適当な団体）」が設定されることとなっているが、ここで最も肝要なのは、仮に児童と大人の意見が一致をみないことがあったとしても、児童に意見を存分に表明する機会が与えられたこと、および児童は心身ともに成長し続ける存在であることから、このことに対して大人が柔軟に対応すべきことである。要は、児童の意見表明を誠実に聴く大人の態度が、意見表明をする児童の意思を左右することを認識しておきたい。

また、児童の意見表明から、当該児童の思考水準や思考範囲が判断できると共に、児童の発想の清新さや奇抜なおもしろさに思わず嘆声をあげることもあり得よう。特に、思春期以降の児童の場合には、発言内容に責任を感ずれば感ずる程、慎重さを増してくることが多く、かえって大人の側から冒険心や刺激を与える必要を感じせしめられた経験をもつ施設関係者も少なくないであろう。

すなわち意見表明権とは、自己決定権に直結するものであり、それは自立への大きなステップを踏む重要な段階を創出するものである。

第4の原理は、行動する機会を積極的に提供することであり、このことについては多言を要さないであろう。大人から見て、たとえそれが不成功に終わることがわかっていても、意見表明権を尊重してトライさせる度量も求められてこよう。もちろん生命の危険、大きな経済的損失、他者への心理的加害等が明らかな場合には、当然大人の指導の介入も必要となろう。ここで肝要なことは、企画、実践、評価（plan do see）の過程に児童が参加し、主体的責任を担うことであり、特に10代に入れば、児童たちは予想以上に力を発揮するものであることを確認し、

期待したい。

第５の原理は、社会貢献プログラムの重要性を認識し、それに参加する機会を提供することである。権利条約の内容は、児童の最善の利益を第一義的に図る（第３条）として、グローバルな視点から児童の発達保障について詳細かつ明快に規定している。しかし、敢えて言えば、児童自身に社会貢献の歓びを感知させ、それを奨励する視点があってもよかったのではないかと筆者は考える。世界人権宣言28条がそれを強調したごとく、また人権の歴史上画期的な意義をもつフランス革命が自由、平等と共に、博愛を革命の基本目的にしたごとくに。特に、現代日本の児童に身近な友達、高齢者をはじめ、近隣地域住民にはじまって、いまも１日４万人の児童が徒死している第三世界の人々に至るまで、社会貢献の領域は広く、その方法を教示することは、極めて重要かつ差し迫った課題といえるのではないか。筆者の乏しい経験ではあるが、施設児童がボランティアサービスの受け手としてのみでなく、担い手としての機能を果たすときに、児童自身の自己充実感は広がり、それは社会貢献と共に、結果として自己貢献ともなっているのである。児童の参加が、児童自身の主体性の確立と自立能力の涵養に大きく役立つことに加えて、社会貢献も参加の目的にとらえられるときに、参加の意義は真の価値を生み出すものになるのではないだろうか。

５．

以上、児童福祉における当事者としての児童の参加について、その不十分さを十二分に承知しつつ触れてきた。本来ならば、ここでいまひとりの当事者としての保護者の参加について述べるべきであるが、ここではその必要性を強調するのみにとどめ、割愛させていただきたい。

ここで最後に強調したいのは、われわれ児童福祉関係者の意識の変革である。筆者は本稿で、児童憲章の見直しという不遜な提言を行ったが、日本の児童福祉の現状は、「子どもの人権」を座標軸に据えるときに多くの後進性が眼に入る。しかも、超高齢社会の到来に備えて、高齢者福祉への予算投資は大きく前進するものの、児童福祉施策の進展には未だ見るべきものがないに等しい、といわざるを得ない。特に、児童福祉施設の場合、最低基準（省令）が占める比重は大きいが、本基準も基本は戦後期のままであり、改訂すべき課題は極めて多くある。この制度面の改革と共に、また改革を促進させるためにも、当事者としての児童の参加を拡大していくことは、日本の児童福祉の前進のためには不可欠の命題である。そのために、いま切実に求められていることは、子どもの人権についての理念を明確に把握し、子どもとの共感能力を高めると共に、英知をもって子どもの参加と自立を援助できる専門性の高い職員の増加である。このことが、制度改革を実現する大きな要因ともなることを確信する。

＊注

（１）第７回児童福祉白亜館会議報告書（抜粋）
大谷嘉朗監修 国際社会福祉協議会日本国委員会刊の２頁。

（２）雑誌『諸君』1990年12月号文芸春秋社刊所載の高橋史朗明星大学教授の論文。

（３）『基督教児童福祉』復刊第３号、野村 実 日本シュバイツァー協会会長の講演記録、日本キリスト教児童福祉連盟刊の９頁。

特集

子どもの眼・子どもの声
――児童福祉施設から

養護児童自身による養護児童権利憲章 英国

佛教大学社会福祉学科 助教授 津崎哲雄（つざきてつお）

1.養護児童権利憲章とは

施設で生活したり、里親に委託されている児童の権利を擁護する一手段として、権利憲章が英国において養護児童自身によって初めて作成されたのは、1975年の「養護児童自身による養護問題検討会」[1]においてであった。その際には、「私たちが変革したいこと」10項目と併せて、7箇条の憲章が作成されている。その後「養護児童自身による養護問題検討会」を継承して、全国組織となった全国養護児童協会（National Association of Young People in Care, 通称NAYPIC）が、1985年に100箇条の権利憲章を作成し、全国養護児童協会の活動の中核理念と位置づけられて今日に至っている。ところで、英国では養護児童権利憲章（Charter of Rights for Children-or Young People-in Care）が、筆者の知る限り5種類存在しているが、養護児童自身の手によって作成されたものは、この100箇条の権利憲章のみである。他種の権利憲章との関連および憲章の内容に立ち入るに先立ち、全国養護児童協会について若干説明しておこう。

2.全国養護児童協会（NAYPIC）とは

全国養護児童協会は、1979年に結成された児童養護サービス利用者の全国的な当事者組織である[2]。1975年の「養護児童自身による養護問題検討会」を発展的に継承したユニークな組織であり、その存在は老人福祉における「エイジ・コンサーン」に匹敵している。全国各地に存在する「養護児童の声」-Who Cares?-活動グループ（現在全英で約20グループ存在）の統括組織である。各グループ加入資格は、通常13歳以上の養護児童（施設、里親）、あるいは養護を受けたことがある児童および協会員が承認した大人である。「養護児童の声」活動グループは、養護児童が自分たちの受けているサービスの評価を行い、その改善を求める一種のフォーラムである。養護児童の意見表明権を行使する組織とも言える。こうした各地の「養護児童の声」活動グループを統括する全国養護児童協会に、英国保健省は毎年約4万ポンド（約1千万円）資金援助しており、地方自治体社会福祉部長協会も諸側面から支援している。それで、専任職員（養護経験者）を雇用し、協会事務所を2ヵ所構えることができている。同協会と連携して、この種の活動の推進・宣伝を行う季刊雑誌『養護児童の声マガジン』も全国児童研究所（NCB）が定期刊行して、全国の養護児童に配布されている（1万部）。

この協会の存在とその意見表明は、サービス利用者の側の養護施策・実務に対する、本質的かつ核心をついた批判・提言・要望を施策策定者・実務従事者に提供しており、今日では英国児童養護施策・実務の改善に不可欠なものとして、社会的に認知されている。さらにサービス利用者の声という機能の枠をはるかに越えて、養護児童の権利を擁護するさまざまな社会制度・活動を生み出す契機となると同時に、以下に紹介するような養護児童権利擁護運動の中核に位置する活動・組織としての役割を果たしている。

3. 養護児童権利擁護運動と養護児童権利憲章

図1は、「養護児童による養護問題検討会」に端を発した近年の英国における養護児童権利擁護運動の概念図である。養護児童および家族の声を施策・実務に反映させるという目標を実現するために、当事者組織、地方自治体社会福祉部、民間の権利擁護機関がそれぞれに創意工夫して、権利擁護制度・活動を推進している。(3) そうした運動の指針となる基本理

図1 英国における養護児童権利擁護運動の概念図

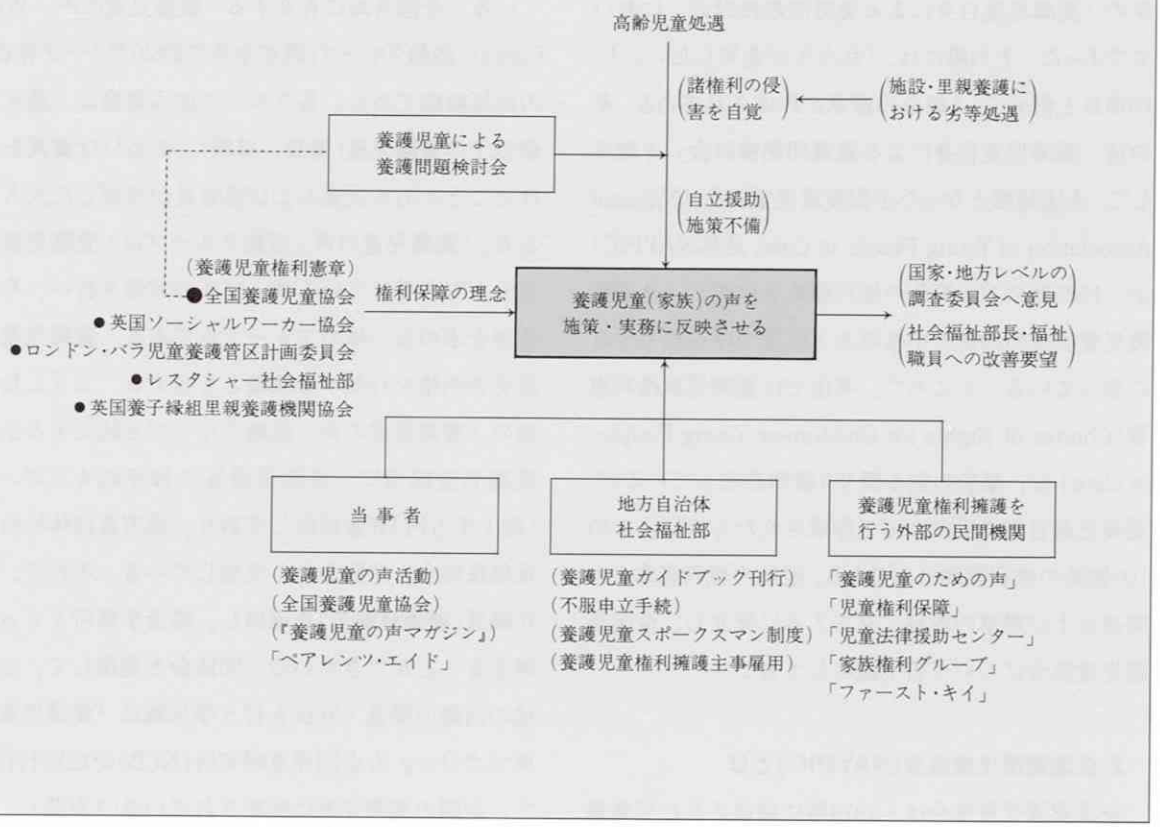

念が養護児童権利憲章として作成されている。すなわち、実務従事者(ソーシャルワーカー)は児童養護サービスを実施するに際し、クライエントの権利擁護を規定する権利憲章に従って専門職実務を遂行するのであり(英国ソーシャルワーカー協会の養護児童権利憲章)、施策策定者はサービス施策策定に際し、自ら定めた養護児童権利憲章を基盤にし(ロンドン・バラ児童養護管区計画委員会)、地方自治体社会福祉部は独自の権利憲章に基づいて固有の施策・実務を実施する(レスタシャー社会福祉部)。民間の児童養護機関も同様に、クライエントのために権利憲章を定めて、養子縁組・里親養護を実施する(英国養子縁組里親養護機関協会)。こうしたサービスを提供する側が作成した権利憲章のように、大まかに基本理念を規定するだけではなく、養護をめぐる具体的な諸事項に関して権利保障を要請しているのが、全国養護児童協会の「養護児童権利憲章百箇条[4]」である。これは1985年に作成され、同協会の活動の中核的指針となっている。従って、わが国の児童憲章のようなものではなく、もっと現実に即した、擁護されるべき諸権利を利用者の視点から規定したものである。以下にその権利憲章の骨子を紹介する。

4. NAYPICの養護児童権利憲章の概要

次のような諸事項に関して、「すべての養護児童は権利を有する」と細かく規定されている。ケース記録(簿)(1-12条)、規則・懲罰・体罰(13-25条)、個人の尊厳・プライバシーと個人の自由(26-55条)、的確な養護(56-67条)、家庭と家族(68-73条)、ケース再検討とケース会議(74-83条)、養護終了時期(leaving care)とアフタ・ケア(84-100条)。枚数の関係で全条に言及することはできないが、各事項のうち、わが国の情況にも関わるものについて簡潔にふれておく。

ケース記録に関しては、ケース記録の存在を知り、その目的について説明を受ける権利(1条)、ケース記録に記載された情報を読む権利(2条)、自分のケース記録は誰が読んでよいか規制する権利(4条)、記載された情報が誤っているかチェックし、当該情報の当否を正し、変更する権利(6条)、簡潔で要点を押さえたケース記録を書いてもらう権利(8条)、養護を終え(去)る時自分のケース記録を持ち去っていく権利(12条)などが規定されている。

規則・懲罰・体罰に関しては、暴力あるいは人間を貶めるようなその他の懲罰を受けない権利(13条)、部屋に閉じこめられない権利(16条)、十分な説明を記載する小冊子を提供されることによって、養護生活に関する情報を受ける権利(18条)、施設運営の在り方に意見を言う権利(19条)、懲罰手段として親許への帰省や小遣いを禁止したり、就寝時間を早めたりされない権利(20条)、不服申立手続きを通して不服を申し立て、訴えることができる権利(24条)などが規定されている。

個人の尊厳・プライバシー・個人の自由に関しては、プライバシーを守られる権利(26条)、多人数同居ではなく、自分固有の十分な空間を持つ権利(27条)、他の児童青少年と全く同様、青少年クラブやその他のコミュニティの諸集団に所属する権利(33条)、宗教を信仰すること、教会に行くこと、テレビの宗教番組をみること、食前の感謝をすることを強制され

ない権利(36条)、必要時には私的に手紙を書いたり、電話をかける権利、加えて、手紙の差し押さえや電話傍受をされない権利(39条)、不必要に自分のことを他の人々に語り伝えられない権利(41条)、自分を里親委託・養子縁組するために広告・宣伝が使われているか教えられる権利、それに反対する権利、さらに許可する際にも広告・宣伝内容の決定に参加する権利(42条)、全国養護児童協会(NAYPIC)に所属する権利(43条)、担当ソーシャルワーカーを変更させる権利(46条)、養護に関する事柄で養護児童が同意できないものは変更する権利、加えて、新たな諸施策が決められる際には相談を受ける権利(54条)、必要以上に長く養護措置され続けない権利(55条)などが規定されている。

的確な養護に関しては、温かく安全な生活を送る権利(56条)、誕生日・クリスマス・休暇旅行のための手当をもらう権利(59条)、愛する権利と共に愛されることを期待する権利(63条)、大学に進んだり、十分な職業の機会を提供される権利を含めて、教育・訓練を十分に受ける権利(64条)などが規定されている。

家庭と家族に関しては、自分の家庭からできるだけ近くに養護措置される権利(69条)、好きな時に両親や他の家族に会う権利、あるいは会いたくない時に拒絶する権利(70条)、兄弟姉妹も養護を受けている場合、彼らと一緒に養護措置される権利(72条)、可能であれば家庭から通っていたのと同じ学校にとどまる権利、学校をあちこち移らされない権利(73条)などが規定されている。

ケース再検討とケース会議に関しては、自分についてのケース再検討会やケース会議に最初から最後まで出席する権利(74条)、ケース再検討会でのいかなる決定に対しても上訴する権利(79条)などが規定されている。

養護終了時前後(リービング・ケア)とアフタケアに関しては、養護にあって過保護にされず、できる限り速やかに養護を終え(去)る時のために適切な準備を整えておく権利(84条)、養護を終え(去)る時的確な援助を受ける権利(85条)、一旦養護を離れても他の援助や支援を受ける権利(87条)、養護施設や里親家庭を去らねばならなくなった場合、適切な住居が提供されるのを期待する権利(88条)、後続・高等教育に進むための経済的援助・支援を受ける権利(89条)、出生証明、医療受診券、学業成績簿などを自分で所持する権利(91条)、養護を終え(去っ)たら誰から援助を受けられるか知る権利(92条)、養護を終え(去っ)たら何歳かになるまで引き続き支援を受ける権利(94条)、自分の出自をたどるに際し、社会福祉部や他の諸機関から十分な援助を受ける権利(95条)、過去に自分の養護を担当してくれた人物のすべてに最大限接触する権利(96条)、児童の年齢(例えば18歳)を養護を終えさ(去ら)せる理由として使わせない権利(97条)、孤独を防止する社交生活を築くに際し援助を受ける権利(アフタケア集団等)(99条)、養護を終え(去)る時期を選択する権利(100条)などが規定されている。

わが国の児童養護実践水準あるいは文化意識からは余りにもかけ離れており、次元の違う権利要求として理解せねばならぬものも少なからず規定されている。例えば、ケース記録に自分の論評や意見を書

き加える権利(５条)、自分に関するケース再検討会で議長をつとめる権利(82条)、担当ソーシャルワーカーを変更させる権利(46条)をはじめ、ゲイやレスビアンであること、あるいは両性に性的興味を持つことを含めて、自分固有の性生活を選ぶ権利(31条)などがそうであろう。しかしながら、全般的に養護児童のニーズ充足に不可欠な権利を規定しているといえよう。

5.養護児童権利憲章(およびNAYPIC)の影響

16条は最近のピンダウン・スキャンダル[5]との関係で特に重大である。施設児童を他児から孤立させて、何の設備もない部屋に寝巻や下着のみ着用させて拘束するピンダウン処遇は、事件調査報告により厳しく批判された。このリービー報告が刊行された際に、誰よりもまず意見を求められたのが、全国養護児童協会である。18条の養護に関する小冊子は、現在ではほとんどの地方自治体社会福祉部が作成・配布している。24条の不服申立制度は、いくつかの地方自治体社会福祉部は実施してきた[6]が、85条の養護を終えた児童への援助義務と共に、新たな1989年児童法において法制化されている。54条の児童が相談を受ける権利で物議をかもしたのが、児童ホームの私企業への売却問題である。全国養護児童協会の会員である入所児童が、その決定に際して相談を受けなかったという理由で、当該地方自治体社会福祉部を裁判所に訴えた。もっとも、この相談手続きは1980年児童養護法に規定しているので、法律違反として訴えたのであったが。

以上の他にも、養護児童権利憲章および全国養護児童協会の影響は枚挙に暇がないが、最も重要な貢献は養護児童権利擁護主事職の導入であろう。レスタシャーおよびリーズでは、地方自治体レベルで実施しているが、こうした養護児童の権利擁護を専らの任務とする独立した児童権利擁護委員（Children's Rights Commissioner）を国の制度として設けるよう、最近の重要な児童養護調査[7]が結論として勧告している。国連子どもの権利条約との絡みもあるかもしれないが、養護児童権利憲章を地方自治体とその職員が的確に遵守しているか、専ら監視する一種の児童オンブズマン制度の実現として待望されている。

このように養護児童権利憲章に支えられて、全国養護児童協会は、英国児童養護施策、実践に非常な影響力を行使している。保健省・地方自治体社会福祉部・専門職団体・民間団体も、すでにこの全国養護児童協会の意見を聴かずにはことを進められなくなってきている。エイジ・コンサーンもそうであるが、こうしたクライエント(利用者・当事者)組織の存在が当該サービスの改革・改善に多大に寄与していることは、英国をはじめ、多くの福祉先進国の特徴であろう。

＊注

(１)この検討会およびそれが刊行した『養護児童の声』に関しては、本誌19号(1985年)の拙稿を参照。

(２)全国養護児童協会については、拙訳『続・養護児童の声』英国児童福祉研究会、1982年、6-10ページに詳しい。

(３)英国の養護児童権利擁護運動全般については、拙稿「英国における児童養護改革の視座」佛教大学研究紀要74号、1990年に詳しい。

(４)NAYPIC(1985)Charter of Rights for Young People in Care.

(５)Levy A. and Kahan B. (1991) The Pindown experience and the protection of children-the Report of the Staffordshire Child Care Inquiry 1991, Staffordshire County Council

(６)その一例として、グリニッジ社会福祉部の不服申立制度について拙稿「英国における児童養護改革の視座」で解説している。

(７)Newell P. and Rosenbaum M. (1991) Taking Children Seriously, Gulbenkian Foundation.

特集

子どもの眼・子どもの声
――児童福祉施設から

座・談・会

アジアの子どもの生活と福祉

〔出席者〕

●韓国

李 培根（イー バエ クン）
韓国児童福祉基金会
事務部長

朴 容澤（パク ヨン タク）
(社)信望院(養護施設)
院長

●日本

込山 稔（こみ やま みのる）
暁星学園 園長

●シンガポール

黄 素娥（ウォン スー アー）
NTUC(児童養護機関)
プログラム・コーディネーター

黄 楚敏（ウォン チャー ミン）
クレメンティ・センター(児童福祉機関) ソーシャルワーカー

〔司会〕

秋山 智久（あきやま ともひさ）
明治学院大学 教授

●台湾

張 翹林（チャン チャオ リン）
台湾世界展望会
会長

李 慶昌（リー チン チャン）
台中養児院・光音乳児院
院長

これは、この7月、資生堂アジア交流研修に参加された韓国、シンガポール、台湾、そしてわが国の児童福祉にかかわる方々による座談会です。

秋山　今日は、アジア4カ国の児童福祉に従事される方々で、子どものための福祉について将来展望を語っていただきたいと思います。これまでも、子どもの立場からの福祉のニーズはわかっているとはいうものの、実際に子どもの声を聞く機会は少なかったと思います。ここでは、できるだけ子どもの眼から見て、考えていきたい、まず、それぞれの国の子どもの生活をお聞きしたいと思います。

プレッシャーのなかに生きる子ども

張　一般的には、親は子どもに愛情を注ぐものですが、家族の規模が縮小するにつれて、その愛情の注ぎ方も以前とは違ってきているのではないでしょうか。さらに、シンガポールや韓国も同じでしょうが、社会における競争が激しくなり、それについていけない子どももふえていると思います。このように、親の愛情にはぐれ、激しい競争にもまれ、子どもたちはいつもフラストレーションを感じているのではないでしょうか。

アジア諸国で、いま子どもの自殺率が西欧諸国に比べて高いということが問題になっていますが、これは、子どもが彼らを取り巻く環境に満足していな

い結果だと思います。

黄（楚）　子どもたちは、幸福でないとか、不満があるとは口には出しません。けれども、その行動で不満を表していると思いますね。小さな子どもはそれほどでもありませんが、特に年齢が高くなるにしたがって、道草をしたり、学校の宿題をしなかったり…。

黄（素）　自分の子どものときを思い出してみると、現在のような児童養護プログラムという制度はなかったと思いますし、いまのような、教育システムからくるプレッシャーはなく、かなり自由に自分のやりたいことができましたね。きょうだいや友達と自由に遊んでいましたよ。

いまの子どもたちを取り巻く環境を見てみると、かつて一戸建てだった家は高層ビルになってしまい、遊ぶ場所や施設はなかなかありません。さらに、労働力が不足しているため、政府が女性の労働力に期待し、その社会進出を積極的に推進しているのも大きな変化です。私が子どものころは、いつでも母親がそばにいましたし、それを大変幸せだと思いました。しかし、いまは母親が働いていて、子どもが母親と接する時間は大変少なくなっています。このことに、子どもはかなり不満をもっているのではないかと思います。しかも、母親が仕事から帰ってきてから一緒にいられるわずかな時間でさえ、くつろぎや親子交流の時間になっているわけではありません。というのは、上の段階に上がれるかどうかの学力レベルをチェックする試験が各段階ごとにあり、その結果によって、その後のコースを振り分ける教育システムになっているからです。ですから、その試験

秋山智久氏

に備え、学校の宿題や受験勉強を親子で一緒にするのです。特に、学齢前の子どもには、読み書きを覚えさせようと必死ですね、親は……。

秋山　私がソウルにいったときのことですが、朝の6時半から、予備校生や高校生が勉強しているんです。びっくりしましたね。

朴　確かにそうですね。子どもは朝の6時に家を出て、夜11時に帰ってくるという生活をしていますね。大学の入学試験が大変むずかしくて、それが子どもに大きな影響を与えていると思います。なぜそんなに大学入学にこだわるのかと言いますと、韓国では学歴による給料の差が大変大きいからなのです。日本でも、大学受験は大変厳しいと聞いていますが……。

李（培）　いかに韓国の親たちが子どもの教育に熱心かを示すいい例として、子ども同志の挨拶があります。日本の小学生が友達の家にいったときなど、「こんにちは」と挨拶をすると思いますが、韓国では「勉強しているかい」……。

張　これまでにみなさんがおっしゃったことは、学歴社会が家庭生活、ひいては子どもの生活に影響を及ぼしているということだと思います。そういう社会では、競争心は生れるでしょうが、共同生活体と

張 翹林氏

しての精神は育たないのではないでしょうか。私は別に西欧社会を良しとするわけでもなく、どの社会にも短所と長所はあるでしょうが、西欧社会のほうがより共同生活体としてのセンスは育ちやすいのではないかと思うのです。

込山　私が中学校を卒業したのは昭和30年代初めですが、その学校の進学率は20%でした。いまでは中学卒業生の95%が高校に進学しています。民間企業でも、いい人材を得ようと、職業訓練校を企業内に設けているところがありますが、そこに入るのもとてもむずかしくなっています。ですから、子どもたちは勉強に明け暮れていますね。私どもの施設の隣に公園がありますが、そこには若い人は全然来ていません。ほとんどお年寄り……。放課後は学習塾で、いい学校に入るための勉強を詰め込まれる……。

ところが、高校を中退する子どもが毎年4万人いると言われています。中途退学してしまうなら、職業訓練もいいのではないでしょうか。私どもの施設は職業訓練校の寮となっていて、彼らは、例えば自動車の修理技術を学んだり、建築技術を学んだりしています。そういう技術の習得が達成感を得ることにもつながると思いますが……。

張　私も、職業訓練に重きを置くことには賛成ですね。もし、そういう人たちがきちんとした職業訓練を受けたならば、給料の面でも、きっと大学卒業者とそれほど違わないと思うのですが……。

どこの国にも少子化のカゲ

秋山　ところで、日本ではいま出生率の低下が非常

台湾

台湾本島および澎湖列島の64島とその他の15の島の合計79島から成り、面積は36,000㎢（日本の九州よりやや狭い面積）、人口は約2,000万人である。中国本土の福建省や広東省から移り住んでいた本島人、第二次大戦後、蒋介石政権とともに中国本土から移住した外省人、さらに、非漢民族の先住民族から成っている。そのための微妙な問題も起こっている。

台湾の社会を理解するひとつのカギは、儒家の倫理思想と理念といえる。それが2000年以上にわたって、国の政治・経済・社会制度を支配してきたということにある。経済的には、「私有財産」を重視すること、社会的には、家族が社会を構成する重要な役割を果たしてきたこと、である。

しかし、近年、これまでの家族主義の崩壊が進み、児童の福祉に多大な影響を与えている。また、現世の苦難は来世での幸せを約束する、という為政者や上流階級には都合のよい信仰が根強く浸透しており、他人の不幸にそれほど同情しないという社会風潮があり、これらが台湾における福祉活動の大きな妨げになっている。

児童福祉法は1973年に制定された。12歳未満の者を対象にした具体的なサービスは、児童教育、福祉サービス、司法保護の各種に及ぶ。福祉サ

に大きな問題になっています。子どもの数が減ることによって、子どもの成長発達に大きな影響がある……。そのほかに、将来の日本社会の活力にもつながるということでも問題になっています。他の国々ではどうでしょうか。

張　台湾でも、やはり子どもの数の減少という問題が出てきていますね。例えば、シンガポールでは出生率の低下に伴って、家族計画キャンペーンをこれまでの2児政策から3児政策に変更されたようですが、台湾でも人口が減るのは大変な問題で、例えば、単純労働は外国から来る労働者に頼るようになってきています。この単純労働者は、外国からの不法入国者が多いのです。いま、台湾の失業率は1.5%で、ほとんど失業者はいないといってもいいくらいですから、いかに外国からの流入者に頼っているかがおわかりいただけるはずです。

黄（楚）　シンガポールでは、現在8人の子どもで1人の老人を養っていますが、2、30年後には、3人の子どもで1人の老人を養わなくてはならなくなります。そうなれば、子どもたちに多くのプレッシャーを与えることになるでしょうね。

黄 楚敏氏

一般家庭の場合でいうと、子どもの数が減ると、両親の子どもに対する期待は、子どもの数が多いときに比べ大きくなるでしょう。また、子どものほしがるもの、例えばおもちゃなどですが、そのような物質的なものを親は子どものほしがるだけ与えることができるようになります。それが将来、別の問題を生み出すことになるかもしれませんね。

さらに、女性の社会進出が進めば、子どもたちは、

INFORMATION

ービスの主なものとして、崩壊家庭への援助・カウンセリングなどの支援的サービス、低所得者の子どもへの給付金・衛生保健などの補完的サービス、居住施設保護、里親養護、養子縁組などの代替サービスがなされている。近年、キャリアウーマンの増加に伴い、保育所の需要が増大してきている。

台湾における児童の生活をみていく際に、近年の台湾経済のめざましい発展の影響を見逃すわけにはいかない。好調な輸出に支えられて労働者不足をきたし、若年労働者の都市集中、核家族の増加は著しい。さらに、既婚女性の就労率は年々上昇してきており、その率は1988年で46.2%にもなっている。

このような状況から、共働き家庭が増加したため「カギっ子」が多く、子どもに対する親のケアが十分でないという問題も出てきている。さらに、児童虐待の増加、単親家庭の増加という問題もある。また、数年前から、青少年の非行も深刻な社会問題となりつつある。その他、経済的な安定、上昇志向が大変強く、よい仕事につくためによりよい教育を、ということで、教育が子どもたちに並々ならぬプレッシャーを与えている。

以上のような問題に対応するために、最近は親子関係の改善、崩壊家庭への援助、カウンセリング等による家族の強化に重点がおかれてきている。

社会的な行動様式を、両親よりもむしろ彼らが日常生活のなかで出会う人々から学んでいくことになると思いますね。

望みは親との心の通った会話

秋山　4カ国とも、子どもたちにとっては大変厳しい生活環境のようですが、そのような環境のなかで、子どもは家庭や親に何を望んでいるのでしょうか。

朴　まず、子どもたちが考えていることは、両親と話す時間をもっとほしいということです。父親は帰宅するのが夜遅く、子どもも朝早く家を出るので、子どもが両親と話す時間はほとんどありません。両親が働いている場合は、なおさらです。統計によると、子どもが両親と話す時間は、1日に2、3分、少ない場合は1日に10秒から20秒という有様です。毎日会社で長時間働いている父親の週末はどうかというと、会社の接待あるいは友人との外出で、週末も子どもと話をする時間はありません。

子どもと話すことは、特に小学校4年生から5年生にかけての人格形成の時期においては重要なことだと思われているにもかかわらず、そこの部分が欠けているのが現状なのです。

黄（素）　私は、子どもたちはもっと自由を与えてほしいと思っていると考えます。

私がかかわっているデイ・ケア・センターの子どもたちのことばを紹介したいと思いますが……。6歳の子どもは「私は自分のやりたいことをしたい。したくないことを無理やりさせられるのは好きじゃない」と言っています。もうひとりの子は「食べたくないものを無理やり食べさせられるのはいやだ」と言っています。「けれども、私には選択の余地はない。どうしてかというと、大人は何がいいのかってことを知っていると思いこんでいるから。お父さんもお母さんも先生も、ときどき、私たちのことを全然信頼してくれないし、私たちの言うことを信じてもくれない。両親は私たちと遊んでくれない」とも…。

私は職場で多くの問題行動を抱えている子どもにかかわっていますが、彼らの最大の願いは、両親が仲良く一緒にいてくれるということです。ですから両親と一緒にいたい、あるいは自分を認めてもらいたいがために、問題行動を起こすとも言

えます。

張　ある調査でわかったことですが、子どもたちは、自由や、自分のやりたいことができることを望んでいる、という結果が出ています。しかし、やはり子どもは子どもだと思いますから、そこには、両親の指導が必要になってくると思いますね。

李（慶）　ある新聞で10歳から14歳の中学生を対象に調査をしたら、その子どもたちの多くは両親は自分を愛してくれているし、自分のことを気にかけてくれていると思っています。しかし、両親は自分を理解してくれていない、と答えた子どももたくさんいました。この答は、両親との本当の会話、つまりお互いに相手が何を考えているのかをわかりあい、そのうえでいろいろなことを決めていくことが大事だということを示しているのではないかと思いますね。

もうひとつの望みは、仲間から受け入れられること、だと思います。自分に自信がないと、例えば仲間から麻薬や覚醒剤をすすめられたら、それに従ってしまうでしょう。ですから、仲間から自分が受け入れられるためのカウンセリングなども必要になってくるのではないでしょうか。

込山　家庭内暴力が理由で私たちの施設に2年間いて、家庭に戻った子どもがいたのですが、また家庭内暴力を繰り返したのです。そのときに、両親は、養育と治療は別のものとして考えている、「治すのは先生の仕事だ」と言うんですね。養育機能の低下というのでしょうか。親子の関係をこのようにとらえている親がふえてきているのではないでしょうか。

黄（素）　皆さんに、6歳の2人の子どもが描いた絵をお見せしたいと思います。2人とも両親と一緒に、楽しそうに何かをしている場面を描いていますね。この絵から、両親と一緒にいる、あるいは家族みんなで楽しいことをいっしょにすることを望んでいることがおわかりでしょう。子どもたちが望んでいるのは、自由だけではない、ということでしょう。

自由、自主、自立の夢を

秋山　地域社会や家庭での子どもたちの生活状況や希望はわかりましたが、児童福祉施設の子どもたちはどんな希望をもっているのでしょうか。

李（慶）　私の施設には30人の養護児童と80人の脳

込山 稔氏

性マヒの子どもがいますが、養護施設の子どもたちはいつも集団行動をしているので、彼らの望みは、まず自由がほしいということだと思います。それは、お金を自由に、自分の思い通りに使いたいということ。さらに、施設のなかで自分一人になれる時間がほしいということです。

黄（楚）　子どもたちに直接聞いたわけではありませんが、子どもたちは一般的に施設で暮らしたくない、と思っているでしょう。と言いますのも、施設の職員の離職率が大変高く、子どもが職員との信頼関係を築きあげたときには、職員が交替してしまうという状況だからです。さらに、施設の設備もきちっと整っていないからです。プールが併設されているようなところはほとんどありません。ですから、私たちソーシャル・ワーカーは、可能ならば在宅でケアしたいと思っているのです。

朴　私たちの施設には60人の子どもがいますが、子どもたちが一番望んでいることは、やはり自由な時間がほしいということです。施設で何かをするときはいつも団体行動です。朝、決められた時間に起きて、揃って掃除、学校の行き帰り、遊ぶとき、食事、入浴……。ですから、施設内で自分一人になって自分のことを考える時間がほしいのです。施設にいる高校生を一般家庭に住まわせたことがあるのですが、その子どもが言っています。「施設で組織的、集団的に生活するよりも、一般家庭で自由時間をたっぷりとって、自分でやれたことが非常によかった」と……。

2番目には、施設にいることの劣等感があげられます。施設に対する社会的な偏見がいまでもありま

韓国

朝鮮半島のほぼ南半分を占め、面積9万9千㎢、人口4,300万人の国である。1960年代から推進してきた人口政策と家族計画事業が定着し、18歳未満の児童人口は、1980年度15,621千名(全体の41%)、1990年度13,677千名(全体の32%)となっている。2000年代には全体の26%まで減少すると予想されている。

児童福祉行政は中央政府に保健社会部（日本の厚生省）児童福祉課、地方自治団体に家庭福祉課を設けて管掌している。所管法令として、児童福祉法(1961年)、養子縁組特例法(1976年)、嬰・幼児保育法(1991年)が、関連法令として、生活保護法、医療保護法、母子保健法、母子福祉法が施行されている。その主要施策の基本方向は次の通りである。

①要保護児童の保護
・要保護児童の発生予防と保護
・要保護児童の健全家庭保護制度
・福祉施設運営の充実
・施設児童の自立支援強化

②一般児童の健全育成助長
・子どもの愛護思想の高揚
・児童相談機能の拡充
・児童危害環境の除去
・児童専用施設の拡充

児童福祉施設の種類は、①受容保護施設、②専用施設、③保育施設の3種類に区分されている。

①受容保護施設
一般児童は一時保護施設、嬰児施

すから、子どもたちは自分が施設にいることを隠そうとします。どのようにするかといいますと、彼らは学校の友達を決して施設には連れてきません。

3番目には、一般家庭の子どもが自然のうちに学べることが学べないということ。例えば、親戚の人たちと一緒にどこかに出かけるとか、親戚が一同に会して食事をするという機会には恵まれません。ですから、社会慣習や人とのつきあいの体験が不足しています。ただ学校と施設との間を行ったり来たりしているだけです。

込山　そうですね。社会的体験が不足しているだけに、子どもたちは社会人としてのいいモデルを求めているかもしれません。私どもの訓練校ですべての資格を取得して、卒業後訓練校のスタッフとして活躍している者がいるのですが、施設に来たばかりの子どもから、よく聞かれるのです、「本当にあの人が施設にいたのですか」と……。施設にいることによって、将来へのいろいろな可能性がもてないと思っているのです。努力をすれば将来への可能性があるという意味で、卒業した者の活躍する姿はいいモデルになっているのだと思いますね。

朴 容澤氏

朴　ですから、私たち施設にかかわる者に与えられている課題、つまり施設で何をしていくかということは、施設にいる子どもが自分で自分の生活や行動を決める機会をふやしていくことでしょうね。例えば、私たちの施設でもキャンプや運動会などの行事がありますが、そのようなときは、バスを貸切りにして、子どもたちを一緒に連れていくことはしません。子どもたち一人ひとりにお金を与えて、現地集

INFORMATION

設、育児施設、職業補導施設、教護施設、自立支援施設に、それぞれの年齢と保育状態によって保護される。障害者(韓国では障碍人)は障碍人福祉施設に、母子家庭は母子福祉施設に保護している。福祉施設は、社会福祉事業法による非営利法人が運営し、政府が生計保護、医療保護および教育保護に必要な費用全額を支援し、施設運営費(全体の10～20%)を法人自体が負担している。

受容児童の現況は、1990年12月末現在、嬰児施設28カ所2,388人、育児施設223カ所20,147人、職補施設7カ所444人、教護施設7カ所417人、自立支援施設3カ所54人となっている。

②児童専用施設

児童専用施設は、国家と地方自治団体が設けるように法的に規定している。(子ども公園、遊び場、児童会館、野営地、体育館など)

③児童保育施設

0歳～就学前児童(5歳)を原則とする。施設の保育能力によっては、小学校低学年児童も保育可能である。法定公休日を除き、年中、1日12時間の保育をする。低所得層の児童は保育にかかわる経費の全額を政府が支援し、一般児童は保護者が負担する。1990年12月31日現在の保育施設数と保育児童数は次の通りである。

- 国・公立等政府支援保育施設 360カ所、25,000人
- 民間保育施設 39カ所、1,500人
- 職場保育施設 20カ所、1,000人
- 家庭保育施設 1,500カ所、20,000人

合というようなやり方で、自分で考え、自分で行動していくことを身につけさせたいと思っているのです。

込山　それは大変重要なことですよね。私たちの施設でも、社会的自立という観点から、一人につき月２万円を渡すことによって、金銭トレーニングをしています。その２万円は銀行に振り込まれ、子どもたちは自分で銀行に行って、おろすのです。

さきほど、一人になる時間を望んでいるというお話がありましたが、これは部屋の問題にもつながりますね。私たちの施設では、１年目は２人部屋、２年目からは個室に一人で住まわせるようにしています。ほとんどの子どもが、私たちのところに来る前の施設では、1部屋で4、5人が生活していたようですが……。

そのほかに、社会的自立という意味から、職業訓練のプログラムでは、最終的にライセンスを得られるように、厳しく子どもたちに教えています。そのかたわら、子どもたち全員が通信教育を受けており、３年間の職業訓練を終えると同時に、高校卒業の証書ももらえるようになっています。そのほかにも、危険物取扱責任者やボイラーや溶接といったライセンスを得ることができます。子どもたちは３年間一生懸命勉強しなければならないので、かなりつらいと思いますが、それが終わってライセンスを得たときの目標達成感は非常に大きいようです。子どもの自尊心を引き出したり、達成感を満たしてやることも大切だと思いますね。

施設を巣立った子どもたちの結婚式に呼ばれて出席したことがありますが、やはり子どもたちが一人前の自立した大人として社会に巣立っていくのは、私たちも非常な満足感をおぼえますね。

日本には 530の養護施設があります。養護施設の子どもの高校進学率は40％しかありませんが、職業訓練の制度を設けたらいいと思いますね。

秋山　ふたりの施設長の方が私たちの施設は自由だと言われましたが、施設のなかではどういう規則をお持ちですか。厳しい規則はありますか。

李（慶）　私どもの施設は、朝６時半に起床し、身仕度をして、学童児は学校に行きます。下校してからは、勉強をしたりします。洗濯と掃除も自分たちでしなくてはなりません。それも常にグループでするようになっています。

さきほど団体行動の短所がでましたが、グループで行動することによって、生きていくうえでの基礎となる人間関係を学べるのは、施設で生活することの長所ではないかと思います。施設内ではいろいろな人と一緒に生活しているわけですから、感情的な問題もあると思います。それらを自分で解決しなくてはなりませんし、他の人に対する配慮というものも学ばなければなりません。このようにして行動基準を自分でつくりあげていくのです。片親家庭などでは、人に学ぶ機会が非常に少ないので、施設の生活でそれを学べるということは、よいチャンスではないかと思いますね。

子どもの声を聞くために

秋山　この座談会の目的のひとつは、施設児童の希

望や不満がどのような手続きで大人に伝わり、改善されているかをみることですが、その点はどうでしょうか。

李（慶）　私の施設では、意見箱というものを設けて、できるだけ子どもたちの意見を吸い上げるようにしています。子どもたちは、その箱に自分の意見を入れることができるのです。例えば、そこで上がってきた意見に、お金をもっと自由に使いたいというのがありましたが、それをできるだけ取り入れた形で改善しました。

黄（楚）　これは学校に勤務している友人から聞いた話ですが、年長の子どもがそこのプログラムにいつも文句を言っていたそうです。それは、プログラム・アシスタントがこうしなさい、ああしなさいと言うが、私たちはそういうふうに命令的に言われるのはいやだ、というものです。そこで、職員が会議でどのようにしたらいいかを話し合い、その結果、毎日子どもの役割を代えて、子どもにもプログラム・アシスタントをやらせることにしたそうです。そして、実際にやってみたところ、まず、職員も年長の子どもも、双方とも指図をされるのはいい気分ではないということがわかりました。さらに、子どもたちが気づいたのは、自分がプログラム・アシスタントになったときに、そのプログラムをきちんとこなしていくには、職員と同じように、他の人にああしなさい、こうしなさいと指示することも必要だ、ということだったのです。これは、大変貴重な経験だったのではないでしょうか。子どもにとっても職員にとっても……。

秋山　職員の話が出ましたが、子どもの声を聞くために職員はどう対応していますか。

朴　私の施設では、問題が起きた場合、まず保母に、子どもの声の聞き役とその解決を任せます。そして、その保母が能力的に解決できないときに初めて施設長がかかわるのです。どうしてこのようにしているかと言いますと、トップの者が細かいことひとつひ

INFORMATION

シンガポール

マレー半島の南端に位置し、国土面積600㎢、人口260万人の多言語多民族国家である。そのため、それぞれの民族がもつ独自の文化、宗教を背景とし、なお国家としてのまとまりを保つために学校教育制度にバイリンガルシステムを導入し、母国語のほか共通言語としての英語の修得にも力を入れている。

政府の持ち家政策により、国民の持ち家率は80％を誇り、これはアジア地域だけでなく、欧米を含めた先進国のなかでも上位を占める。限られた国土での持ち家率の増加は、現実には宅地化、高層化である。それが若夫婦の両親からの独立を可能とし、結果として従来の大家族制から核家族へと家庭形態を大きく転換させると同時に、児童の遊び場の減少を招いている。

一方、自然資源がないので、国家として継続していくための重要な人的資源として、女性の社会参加が近年急速に進んでいる。こうした状況のなかで、児童は家庭において以下のような問題に直面している。

①カギっ子の増加……学校は２部制で、児童は午前または午後のいずれかに学校に行く。つまり、授業のない半日は家族またはその代替者による保護を必要とする。しかし、上述した状況により、母親、祖父母がその養育機能を果たせなくなっており、高層ビルのカギっ子が増えている。

李 培根氏

とつにかかわっていると、子どもが保母に対する信頼感をなくしてしまうと考えるからです。

李（培）　私たちの場合は、子どもたちの声を直接に聞く、というのではないのですが、現場にいて子どもに一番近いものたちが話し合う、ということを心がけています。私は1979年から1986年までシンシェブという施設にかかわっていましたが、そのときは、施設の職員たちだけ、例えば保母だけとか、あるいは保母と生活指導員とが議論をするという、定期的な集りをもちました。それは、各地域ごとに開き、施設職員セミナーという形で行いました。そこで、例えば夜尿症や家出の問題など、その成功事例をあげたりして、お互いの経験を交換するのです。問題を解決するために、われわれの経験を大事にし、それを共有することから、多くを学ぶことができました。いま、振り返ってみて、経験を共有することはいいことだと思いますね。

李（慶）　子どもの声、ということからはちょっと離れますが、スタッフに関して言えば、毎週、施設内のあらゆるスタッフが参加できる会議があります。そこでスタッフは自由に意見を言うことができます。そしてそれを基にして、いろいろなカリキュラムが組まれるのです。

子どもが参加する集会の意義

秋山　これまでは、施設として子どもたちの意見をどのようにして聞くかということでしたが、国レベル、あるいは社会的な流れとして、子どもの声を聞くための制度や集会などはありますか。

---

②親子間コミュニケーションの量的減少……母親の社会参加により、児童が母親と接する機会が物理的に少なくなっている。このことは、日頃児童が抱えている悩みなどを親に十分に訴えることを以前よりむずかしくしている。

③安心して遊べる場所と機会の減少……宅地化、高層化により遊び場が減少すると同時に、保護者が自分の目の届かない戸外で児童を遊ばせたがらないことや、共働き家庭における時間的制約等により、親子が安心して遊べる場所と機会の確保がむずかしくなっている。また、母親が家庭にいる場合においても、親が児童にとっての遊びの重要性を理解していなかったり、学校教育制度のなかで遊びより学科の勉強を優先させたりする場合、児童は遊ぶ機会、遊びを通して知る喜びから遠ざけられることになる。

〔学校における児童〕

教育制度は当初、国の経済発展を担う児童一人ひとりの能力に応じた教育を効果的に提供するために導入された。しかし、各段階での試験（スクリーニング）の結果による各コースへの振り分けは、両親の「よいコース」「よい高等教育」を自分の子どもに与えたいという過剰なまでの強い期待を生み出し、多くの児童に絶え間ない緊張を与えている。

特に注目すべきことは、学習意欲があるにもかかわらず、ある段階のスクリーニングの結果に基づき、不

日本には大変興味深い事例がありますね、子どもが参加するもので……。

込山　4年前に始めた養護施設高校生交流会ですね。毎年1回、日本全国の養護施設から高校生の男女が参加して、施設での生活、自分たちの未来などについて話し合い、意見を出し合うというものです。あるときなどは、150人の高校生と50人のスタッフが話し合いをもちました。いまでは、厚生省もこのプロジェクトを評価しています。そこでは、例えば病院にかかるにはどうしたらいいのか、住所を変更する場合にはどうしたらいいのか、といった社会常識を知らないことが多いという問題が、子どもたちから出ています。社会人として自立するという点からも、施設としていろいろ考えていかなければならないことが、子どもたちから出されたのです。

張　二つの事例を知っています。一つは、1989年に子どもたちが参加して開催された模擬国会です。42人の小学校高学年の子どもたちが参加しました。彼らは、そこで児童福祉施設や政策について意見を述べたのです。自分があたかも厚生省のお役人や行政官になったつもりで……。彼らがまず声に出して言ったことは、彼らを取り巻く環境が非常に悪化しており、それが進むことを恐れているということでした。さらに、彼らが最近問題として受け止めているのは、児童の誘拐、次がゲームセンターなどで長時間を過ごす子どもたちの増加でした。さらに、議会で議員同士がつかみ合いのけんかなどをすること、でした。

李 慶昌氏

その他にも、子どもたちは非常に建設的な意見を

INFORMATION

本意な進学をした児童である。彼らは、学業中心の教育制度のなかで、ともすれば将来の目標を見つけられず、〝登る山もなければ、泳ぐ川もない〟地理的条件のなかで無為に時を過ごしがちである。また、スポーツや芸術などの文化的素養に優れた児童も、その素質を伸ばす機会を学校教育・社会のなかで十分に与えられていないのが現状である。

このように、学校教育のなかで問題を抱える児童に対して、主に民間社会福祉団体が援助の手を差しのべている。

〔地域における児童〕

前述した状況のなかにあって児童の健全育成を支援するために、地域のなかではチャイルド・ケア・センター（以下・センター）が積極的な活動を行っている。その役割は、①共働き家庭の乳幼児の保育、②共働き家庭の学童の授業のない半日の保育・遊び場の提供、③乳幼児・学童をもつ母親への交流の場の提供および遊びの重要性に関する理解の促進、④働く母親を対象とした子育てに関する相談・交流の機会の提供（夜間）と多岐にわたる。

こうしたセンターの活動は、政府にもその重要性を認められ財政面で援助されている。具体的には、各郡1カ所のセンター設立を目標とし、非営利団体による設立には1カ所につき4,000シンガポールドルが補助金として支給され、保護者の利用料負担を軽減している。

黄 素娥氏

述べています。例えば、環境をもっとよくすること、子どもの日を国の祝日にしたらどうか、健康を守るためのヘルスケア・デーを設けたらどうか、下水道設備や食品販売などの衛生管理をもっときちんとすべきではないか、遊び場をもっとゆったりしたものにすること……。そして、子どもたちの声を聞くために、一日かぎりの模擬国会ではなく、機関として永久的につくるべきではないか、という意見も出されたのです。そしてこの集まりの後、大学教授たちが集まって、子どもたちの出した意見をどのように具体化していくかで話し合ったのです。

もうひとつは、総理大臣に意見具申をするコンクールを行い、それをまとめた本が出版されたことです。

朴　韓国の場合、子どもの意見を吸い上げるための制度、組織としては、二つ考えられます。ひとつは政府が組織化したもので、もうひとつは民間による組織です。政府の組織委員会としては、区ごとに設けられた児童委員会がありますが、十分機能しているとは言えませんね。だた、期待できるのはボーイスカウト、ガールスカウトや青少年連といった団体でしょうか。これらの団体は青少年が主体となって参加するものですから、その組織を通して、子どもの希望や声が実現していくと思います。

大人を見る子どもの眼の確かさ、健全さ

秋山　最後になりましたが、子どもたちは社会や大人をどのように見ているのでしょうか。そして、大人や社会に何を期待しているのでしょうか。

李（培）　今回日本に来る前に、子どもたちを対象にアンケート調査をしたのですが、それによると、子どもたちは、大人を二面からとらえているようです、肯定的と否定的な両面で……。否定的なとらえ方としては、幼稚園と小学校の子どもは、大人はお酒を飲み過ぎる、たばこを吸い過ぎると見ています。中学、高校生になると、大人の保守性を否定的にとらえ、これが世代間の差を生じさせる原因になっているとしています。さらに、あれをしろ、これをしろ、と、いろいろと子どもに干渉するということです。一方、肯定的な目としては、幼稚園児、小学生は、大人は自分たちが希望していることをすべて実現してくれる、と見ています。中学、高校生は、われわれのために大人は一生懸命頑張っているし、犠牲にもなっている、と見ています。

さらに、子どもは、自分が一番満足するときは、誰かのために何かをやってあげるときだ、と言っています。これらをみてくると、われわれの未来は明るいのではないかと思いますね。

私は、子どもたちの希望を大人に伝えるにはいろいろな方法があると思いますが、まず、大人が子ど

もの意見を聞くという姿勢が必要だと思いますね。

1988年に改正された児童憲章や1990年5月29、30日に行われた子ども人権宣言の目的は、大人が子どものために何をやってあげるかということだったと思います。そして、結論として申しあげたいことは、わが国の児童憲章や子ども人権宣言がわれわれの明日を築く礎となり、われわれの未来を明るくしてくれる子どものために、いま大人が何かをやってあげたいという気持ちをもつことが大切だ、ということです。

張　子どもたちが大人に望むことは、大人が二面性をもたないことではないでしょうか。大人は、とかく子どもに正直でありなさい、などと言いますが、自分自身では嘘をついたり、あまり正直ではない……。価値観の二面性というか、本音と建前をやめてほしいということです。子どもたちは、そうしたことで本当に傷ついているし、ある意味では、健全に育つことを妨げられているとも思います。ですから、子どもたちの希望は、大人が子どもに対して、こうあってほしいと望むことを、大人が身をもって実行することだと思います。

李（慶）　そうですね。大人は子どもにこういう人になりなさい、とよく言いますが、自分がなれないような人になりなさい、などと言わないことです。自分の夢を子どもに託すという形で、自分では果たせない夢や希望をかなえようとするのは、よくないのではないでしょうか。

さらに、子どもたちは、安全な世界、つまり戦争などの危険のない平和な世界を望んでいると、私は思います。そして、緑のいっぱいある世界……。

黄（素）　私が思うには、子どもが大人に対して期待していることは、まず、子どもに対して過度の期待をせずに、リラックスしてほしいということです。第2は、大人の価値観を押しつけ、大人が望むような子どもにしようとしないで、ということ……。そして第3は、子どもを人格のあるひとりの人間として尊重することだと思います。

黄（楚）　黄さんが言ったこととほとんど同じですが、子どものペースに合わせて、それを受け入れてほしいということ、つまり、子どもの成長発達のペースですね……。もう一つは、単に学力面だけではなく、例えば芸術に関する能力や運動能力などがあった場合に、それを伸ばしていく社会のシステムをつくりあげてほしい、ということだと思います。現在、シンガポールでは、そういう面が大変限られていると思います。

李（培）　「もっと光を」ということばがありますが、それにかけて言わせてもらいます。子どもたちの望んでいるのは、「もっと、より深い愛情を」……。それは、両親からの愛情、学校の教師からの愛情、地域社会からの愛情、そして国家からの愛情だと思います。

秋山　本日はすばらしい会合をもつことができました。ありがとうございました。

この座談会では共通の言葉として主に英語が用いられましたが、話が熱を帯びるに及んで、韓国語、台湾語、北京語、日本語もとび出し、文字通り国際的な多彩、多様な座談会となりました。けれども、その内容は正に「アジアはひとつ」「子どもたちの願いは同じ」というのがオブザーバーの感想です。

特集

子どもの眼・子どもの声
――児童福祉施設から

「朗読会」での心の通い合い

少年たちとともに

北海道家庭学校長 谷 昌恒（たに まさつね）

はじめに

誰も自分のことを構ってくれない。誰も自分の本当の気持ちを理解してくれない。少年たちはそうした孤独な思いを噛みしめています。私たちにとっても、形に現れた少年の非行は問題ではないのです。

どうしてそのようなことをしたのか、せずにはいられなかったのか、少年たちの内側の心を見据えたいと思うのです。眼を自分自身の内なる世界へ向けるために、私たちは朗読会を開いているのだということを、少年たちも十分に承知しているのです。学業の振わない子、自信を欠いた子も、高い壇に上がって、自ら綴った作文を読むのです。これは大変なことなのです。

毎月１回、各寮から１名ずつ登壇することになっていますから、１カ月近い準備期間があります。しかし、あらかじめ用意していた草稿をすてて、前日にたまたま牛のお産に立ち会って、その感動の体験を発表した少年もいました。平均１年半の在校期間中、登壇回数は約３回、１人ひとりの着実な心の成長を十分な手応えとともに、聞き取ることができます。

朗読会での教師の応答は、少年たちが自分の作文をしっかり聞いてもらった喜び、まともに受け止めてもらえた満足、具体的な回答を与えられた充実感を伴うものでなければなりません。教師は日頃から子ども１人ひとりをよく見ていることも必要です。私たちの誠実な応答が、少年たちの真剣な取り組みを引き出すのです。内的世界への畏敬、根底におかれるものは祈りに近いものだと思うのです。

北海道家庭学校は1914年の創立で、当時は感化院と呼ばれていました。感化院の呼称はのちに教護院と改められましたが、私はいまでも感化という言葉に深い愛着を抱いています。私たちは慕わしい尊敬すべき人に出会うと、あの人の感化を受けたいと思います。昔を振り返って、私の生き方、感じ方はあの人の存在を抜きにしては考えられない、あの人の感化なしにはいまの自分はありえないなどとも言います。人と人と深く触れ合って生きる。これを感化と言うのです。自然もまた人間に深い感化影響を与えます。430町歩という広大な敷地をもつ本校は、そんな自然をふんだんに取り入れた学校を創りたいという、創立者・留岡幸助の強い願いによって開かれた

森の学校・校舎と寮舎のひとつ

ものです。一帯は深い森です。美しく、厳しい自然に溢れています。〝森の学校〟と人々は呼んでいます。家庭の愛に溢れ、学校の知恵に満ちたところでありたい。校祖は校名にその願いを込め、夫婦の職員が10名前後の少年と起居寝食を共にする寮舎形態を定めました。職員の全生活を挙げての教育です。私たちの願いは、全人教育ということです。

さて、森のなかには礼拝堂があります。教育の基本は祈りなのです。目に見えないものに対する畏敬の念を祈りと呼ぶのです。子どもが受験をすれば、合格を祈ります。長途の旅に出るときは、無事を祈ります。私たちは「人事を尽くした。あとは天祐を祈るだけだ」とも言います。神や仏という超越的な存在も、一寸先もわからない私たちの将来も、互いに深くかかわり合って生きている相手の心のうちも、目に見えないものです。疑心暗鬼と言いますが、目に見えないから、惑い、疑い、不安なのです。目に見えるものにではなく、見えないものに、私たちの幸と不幸がかかっているのです。だから、信じることを学びたいのです。日曜日ごとに森の礼拝堂に集まって、少年たちとその道理を学びたいと思うのです。それは本校の教育のもっとも根幹をなすものでもあります

礼拝堂の講壇に立つのは、私ばかりではありません。少年たちも講壇に立つのです。それが、月に一度、礼拝に先立って行う朗読会で、少年が自ら綴った作文を読むのです。少年が次々に登壇して作文を読み、教師が交替で講評をします。時にやさしく、時にきびしく感想を告げます。

朗読会のあとの礼拝は、私が全員に対して私なりの感想を述べることから始まります。朗読は少年たちの訴えであり、祈りでもあります。私はしばしば胸を熱くして聞いています。聞いている少年もみな、思い当たるところがあるのです。私の感想は当の少年へ向けられたものであり、すべての少年の胸にある、その思い当たる部分へのメッセージでもあります。

> *母はぼくが5歳のおわりごろ、ぼくと父の二人の生活の中に入ってきた女(ひと)です。ぼくははじめご飯を作ったり掃除をしてくれたりする人だと思っていました。2、3日たって、母さんになる人だと言われ、その日ずーっとぼくは自分の部屋にいました。*

少年の朗読は重い言葉で始まりました。少年はとうとうその母親になじむことはせず、次第に非行を重ねるようになりました。家庭はほとんど崩壊状態です。その経過を少年は詳しく書き、このごろやっと家族で笑いながら話せるようになった、と文章を結びました。

――5歳の君と15歳になった君とは違う。違わなければならないのです。小さな男の子のいる男の人のところへお嫁にくることになって、その男の子のやさしいお母さんになりたい、愛し愛されて、男の子と仲良く過ごしたい、そう願わない女の人はいないと私は思うのです。しかし、君はとうとうその母さんになつこうとしませんでしたね。母さんはどんなにか情けない思いで過ごしてこられたことだろう。

父さんは仕事が忙しくて、留守勝ちだったという。しかし、妻と息子がどんな仲でいるか。たまに家に帰ってくれば、いっぺんでわかるのです。ああ、息

子の奴、また女房に楯ついて、女房を困らせている。一体、いっしょに暮らして何年になるというのだ。もう少し何とかならないのか。父さんも辛かったと思うのです。父さんの再婚という一つの事実があり、君も苦しかったかも知れないが、父さん母さんも、みな寂しい切ない思いでいた。15歳の君はそういうことが見えてこなければならないのです。　このごろ、みんなで笑いながら話ができて、うれしい、と君は言いました。その15歳の分別を私はひどく尊いものに思うのです。

自分の母が体が弱いのは、ぼくがとても悪いことをしたからだと思います。自分はここで1年8カ月生活して、母が少しづつ元気になってきたので、ここに来てよかったと思います。でも、ここに来ること自体は悪いことをして来たのだから、良いのか悪いのか、わからなくなってしまう。

多分に幼さを残した少年でした。首をかしげ、つかえつかえ読み続けました。思わず私もふき出してしまうところでした。ぼくの母さんは駄目なことは駄目だと言う、日本一の母さんだ、少年はそのようにも言いました。

――人間は心配ごとがあると身体が弱るのです。君が悪いことばかりするから、母さんが病気になられたというのは本当だと思う。君は心から母さんにお詫びをしなければならない。

駄目なことは駄目とおっしゃる母さんが立派な方だとわかったのは、君がこの学校に来たからです。駄目なことは駄目と言って、梃子でも動かない人は、いっしょに暮らしているとしんどいものです。けちで、頑固で、融通がきかなくて、息がつまるのです。違いますか。だから、君はその母さんに反抗し、乱暴までした。いま、君は母さんの一本気をしみじみ尊いものに思う。母さん、これからもどしどしぼくを叱ってください。ぼくが過ちをしないようにしてください、と心から思えるようになった。うれしい君の心の成長です。この席に君のお母さんがおられ、君の朗読を聞かれたら、声をあげて泣かれたと私は思います。

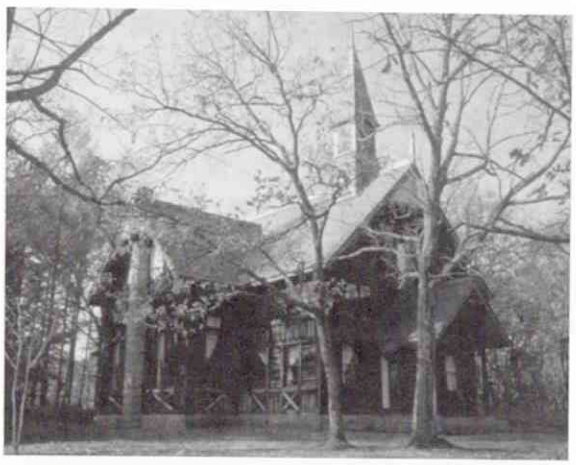
礼拝堂

非行をおかした子、非行をおこす恐れのある子どもを収容保護するところが教護院ということです。法令のうえではそうなっています。しかし、集団生活のもっている教育力、治癒力に期待して、最近はいわゆる情緒障害と広く呼ばれている子、登校拒否、自閉、校内暴力、家庭内暴力などの問題児が、本校に送られてくるようになりました。

入校後4カ月で登壇して朗読した少年がおりました。学校集団不適応ということで入校してきた少年です。ずけずけと遠慮なく仲間にものを言う態度は、

これが嫌われるもとなのかと思わせるものがありました。生産教育として、本校が全力を挙げて取り組んでいる課題についても、ぼくがなんでこんなことをやらなければいけないのだろうと思った、とまことにはっきりと言うのです。

ここは教護院なので、悪いことをした人しか入らないところだと、ここに来る前は思っていましたが、いろいろな事情でここに入って来た人もいるということを、ここに来てからわかりました。

――君は在校4カ月とは思えないほどの落着きを感じさせる人です。入校以来、君はみなと深い話をする。大人の世界の言葉で言えば、身の上話というのか、友だちと深い語らいを重ねてきたことがわかります。いいことだと思いました。どうかこれからも、お互いの生き方からたくさんのことを学んでほしいと思います。

家庭学校には一方的に悪いことをした人がいて、もう一方にいろいろな事情のある人がいる、と君は言いました。私の見方は少し違います。好き好んで悪いことをする人はいません。いろいろな事情があり、追いつめられ、追いつめられるようにして罪におちたのです。そうではありませんか。この学校はみんないっしょです。辛いこと、悲しいこと、苦しいことがいっぱいあった。そういう人たちばかりなのです。みんな同じなのです。

ただ、私がいつも諸君と生活していて、これは少し違うと感ずることがあります。自分は間違っていた、私が悪かったのです、自分のしたことは自分の責任ですとはっきり考えている人がいます。しかし一方で、いくら話をしていても、自分のことが出てこない。父さんが厳しすぎた、母さんが冷たかった、先生が意地悪だったなどと言う人もいます。誰かが悪いのです。自分は悪くないのです。周囲のせいにばかりしてしまう人です。この違いは、特にこれからの諸君の歩みを考えるとき、とても重い意味があるように私には感じられるのです。

ぼくは何も悪いことをしていないよ。それでもなお、そう言って頑張っている人がいるかもしれませんね。先生や親に乱暴して、ちっとも悪いことをしたと思っていない。先生や親が悪いと思っている。とんでもないことです。諸君ね、人に心配をかけたり、迷惑をかけたりすることも、実は大きな罪なのです。人の痛みがわかってくると、そのことが納得できるでしょう。私たちは独立した自由な人間です。何をするのも勝手だと諸君は考えるかもしれません。しかし、どうか親や先生を安心させてあげてください。そのやさしさを身につけてほしいと思うのです。

『誘惑に立ち向かう』という題の作文を読んだ少年がいました。振幅の大きな少年でした。頑張るときはすごく頑張るのですが、脱線を始めると、止めようがないのです。私たちはただはらはらして見ていなければなりませんでした。

ぼくはこの学校に来る前は、すごく誘惑に負けてしまいました。自分でもわからないうちに、悪いみちに引き込まれてしまい、どんどん悪くなりました。ぼくの生活はめちゃ苦茶でした。

こんな書き出しでした。警察や鑑別所には何回も出入りをし、もう悪いことはしないと決心し、その意志も弱く、たちまちまた誘惑に負けてしまう。少年は無軌道に過ごした歳月を切々と綴りました。 家

庭学校に入っても、親や先生を恨むだけだった、と言うのです。行動は改まらず、無断外出があり、車の無免許運転があり、事故があり、車両の破損もありました。私たちはさんざん振り回されていました。車の弁償だけでも容易ではありませんでした。

誘惑に立ち向かうことは勇気がいります。ここでの生活で勇気と自信をつけたいと思う。

一転して、少年は固い決心を述べました。むしろ物憂い表情でいることの多かった少年ですが、こうした強い決意表明の文章を読みました。私たちはいささか圧倒されて、少年の朗読に聞き入っていました。

———君の決心を本当にうれしく聞いた。強い強い決意、どうもありがとう。誘惑について私の経験を話そう。誘惑の多くは、柔道や相撲の相手みたいに、やあやあと真正面からかかってくるようなことはない。むしろ前から攻めてくれば、対抗するのも、撃退するのも、却って容易なのかもしれない。何をと身構えて、緊張して誘惑を迎え撃つことができる。しかし、誘惑は横から、あるいは少し斜め後ろから、ねえ君、などとやさしく声をかけてくる。肩に手を回し、顔をのぞき込み、ばかに親切そうな声を出して、どうしたの、今日はひどく悲しそうな顔をしているね。なに、先生に叱られた、先生はそんなひどいことを言うの、それは無茶だ、それは先生が間違っているよ、君が口惜しがるのは当然だ。などと訳知り顔に、ぴたりと寄り添い、いつの間にかすっかり仲間になってしまう。その人の言う通りだと思ってしまう。そうではないだろうか。だからこわいのだ。手もなく相手の術中におちてしまうのだ。君の固い決心をありがたいことに思う。私が私なりの経験を君に話したいと思ったのは、誘惑の本当の姿を知ってほしいということ。いや、君自身、すでに知っているよ。昔、たくさんの誘惑を受けたと言う君なら知っているよ。どうか強い決心と、人生の知恵とをもってほしいと思う。たくさんの失敗も正直に話してくれた勇気をうれしく思う。勇気と知恵と、昔から鬼に金棒という譬えがある。君、がんばれよ。

家庭学校の生活が長くなり、寮や学級で指導的な役割を担うようになって、頼ってばかりいた自分が、人から頼られる立場になりました。

このように感慨深げに述べた少年がいました。私には、この少年の表現がひどくうれしく響きました。

———人に頼っている間は、私たちの不満や不平は尽きないものです。ああしてほしい、こうもしてほしい、次から次へといろいろな願いが思い浮かぶのです。しかし、人から頼られる身になると、今後は、いろいろな不平や不満をぶつけられる立場になります。ああしろ、こうしろ、要求はきりがありません。冗談じゃない。ぼくだって一生懸命やっているんだよ。そんなにわがままばかり言うなよ、そんなことぜいたくだよ、と文句の一つも言いたくなるのです。人間は立場が違うと、初めて物の見方、感じ方がいろいろだということがわかります。君はいま、人生を教室として、大変大事な勉強をしているのです。

啐啄同機という言葉があります。殻のなかで雛が鳴き、親鶏が外から殻を嘴む。雛が殻を破って生まれ出るために、その機を的確につかむことが大切だという意味です。私どもの努力は、そこに集中するのです。少年たちとの応答もそのことを目指したものと言えるでしょう。

特集

子どもの眼・子どもの声
――児童福祉施設から

第4回

全国養護施設高校生交流会を終えて

高校生交流会運動のゆくえ

鳥取こども学園副園長 藤野興一（ふじのこういち）

1.はじめに

第4回全国養護施設高校生交流会は、1991年8月11日から3泊4日の日程で、岐阜県高山市の国立青年の家において開催されました。

昨年の第3回京都大会以来、全養協主催となり、さらに、今年の第4回岐阜大会は厚生省の後援をいただいて、全国26都道府県・88施設から165名の高校生と80名のアシスタント職員が参加して、盛大に開催されました。

この第4回岐阜大会の詳しい内容につきましては、いずれ主催団体であります全養協より、正式に報告書および記録ビデオが出されますので、そちらに譲るとして、第1回鳥取大会から主体的にかかわらせていただいた者の一人として、この運動の流れを振り返り、改めてこの運動の意義と課題、参加してくれた高校生諸君の提起してくれた課題について考えてみたいと思います。

2.第1回鳥取大会開催の経緯

第1回全国養護施設高校生交流会は、養育研究所（美深育成園）と鳥取養育研究会共催、鳥取県と鳥取県養護施設協議会後援で、1988年8月22日から3泊4日の日程で、鳥取砂丘こどもの国で開催されました。

主催者代表の木下茂幸美深育成園長と私の私的な取り組みであったこともあり、8都道府県12施設から25名の高校生と15名のアシスタント職員の参加で、誠にささやかな大会でした。（鳥取県児童家庭課発行の報告書参照）

本交流会発足の意図は、①全国95%前後の高校進学率の時代にあって、昭和48年に特別育成費が認められ、施設から高校へ進学する児童も年々増えたとは言え、各種学校や定時制も含めて養護施設入所児童の進学率は、やっと50%を超えたに過ぎず、依然として40数%の児童が「15の春」に社会の荒波のなかに放り出されている現実を打破する方途を探りたいと考えたこと、②昭和53年以来の鳥取県における「高校全入・18歳までの養護保障」の取り組みから、今までの養護施設が何から何まで中学生までの施設であり、施設生活のリズム、職員の質等、養護施設そのものの自己改革が急務であると痛感したこと、そのためにも、施設生活の当事者たる高校生の本音に耳を傾けたいと思ったこと、にありました。

規模は小さくとも、6～7名の小グループに分かれての3回の分散会、3回の全体会、海水浴、市内観光

等のプログラムを通じて、第1回鳥取大会に参加してくれた高校生諸君は、われわれの予想をはるかに超える、より本質的なたくさんの問題提起をしてくれました。施設生活の問題点や提言、社会的自立への不安や提言、さらには「施設で生活することが恥ずかしい」という意識について、彼らは単なる不満の吐露に終わらない、まじめで建設的で創造的なすばらしいエネルギーを示してくれました。私たちはキラキラ光る宝の山を前にしている思いでした。

この高校生交流会で最も多くのものを得たのは、私たち職員でした。養護施設の高校生たちが多くの悩みをかかえ、不平や不満を語りながらも、なおかつ施設に対して期待し、信頼して生きている姿に、私たちは感動するとともに、私たち施設関係者はこの期待と信頼を裏切ってはならないことを肝に命じたのです。

3.運動としての急速な広がりと深まりを見せた第2回美深大会

第1回鳥取大会で高校生諸君から私たちに突きつけられた課題は、私たち日本の養護施設関係者にとっては、極めて厳しく重いものでありました。私たちは、養護施設において現実には、ともすると「お荷物」的存在であったり、単なる「下宿人」的存在でありがちな高校生諸君に、施設のなかでの正当な位置付けをし、施設生活の主体者は子どもたち自身であるという自明のことを再確認するとともに、この高校生諸君の声を公式の社会的発言にまで高める努力を課せられたのです。

鳥取県児童家庭課の援助のもとに、鳥取大会の報告書が作られ、全養協の組織を通じて全国のすべての養護施設に配布され、あらゆる機会に語られ、第2回美深大会が準備されることとなりました。

第2回美深大会は、全国高校生会議準備委員会(仮称)主催・全養協後援で、1989年8月7日から4泊5日の日程で、北海道美深町林業保養センターを主会場に開催されました。

北は北海道から南は沖縄まで、全国20都道府県38施設から74名の高校生と24名のアシスタント職員が参加して開催され、北海道生活福祉部、美深町長、全養協副会長、北海道旭川児童相談所長各氏の来賓挨拶のほか、全養協会長のメッセージおよび厚生省児童家庭局育成課長からの祝電が寄せられる等、私的な大会から公的な大会へと着実な歩みがなされ、質・量ともに、この運動の広がりと深まりを見ることができました。

稚内、礼文島、宗谷岬等の観光のなかで4回にわたる分散会がもたれ、美深育成園の園庭で行われた最後の全体野外集会でクライマックスに達しました。各グループでの討議内容の発表の後、100名を越すメンバーを前に自ら手を挙げ、ある男の子が「自分の施設では、屋上とか出入口に夜間警報機が付いている。子どもを信頼しないそんなことはやめてほしい」と発言し、ある女の子は、「施設の職員は子どもの気持ちをわかってくれていない。信頼できない。先生方も交流会を開いてもっと勉強してほしい」と発言したのが、強く印象に残っています。

養護施設で生活する子どもたちは、最も大切な信頼関係・人間関係の崩壊をくぐりぬけてきた子どもたちであり、施設職員に対して信頼関係を切望して

やまないのです。そのことを痛感させられた大会でした。(詳しくは、美深大会報告書を参照されたい)

4.全養協主催となった第3回京都大会

時あたかも1989年11月、子どもの権利条約が国連で採択され、日本での批准が問われることとなりました。従来の「子どもは、大人によって保護される対象」から「子どもの意見表明権」をはじめ「人としてのあらゆる権利を子どもにも保障すべき」ものとする画期的条約が一定の法的拘束力をもって実施されようとしています。イギリスの「養護児童の声」運動の活動を参考にするまでもなく、この高校生交流会運動を社会的に公認されたものとすることが求められたのです。私たちが、第2回大会の主催を「高校生会議準備会(仮称)」としたのも、その方向性を少しでも明らかにしたかったからです。

ともあれ、第1回鳥取大会、第2回美深大会は、いわば私的な形で行われたものでした。第3回京都大会は、当初やはり私的に、全養協高松大会の折に京都で引き受けていただく話をして、準備を進め、正式に「全養協主催全国養護施設高校生交流会京都大会」の開催が決定されたのは、1990年の5月でした。英断を下された全養協の小野倉蔵会長、調研部役員をはじめとする協議員各位に改めて敬意を表し、また、私的な大会から公的な大会への切り替えが不十分なまま大会を迎えて、平安養育院の北元施設長はじめ京都の方々には、組織運営上大変なご苦労をおかけしたことを改めてお詫びしたいと思います。

第3回京都大会は、1990年8月8日から3泊4日の日程で、舞鶴市小橋の6軒の民宿を会場にして、26都道府県63施設から154名の高校生と43名のアシスタントの参加のもとに、全養協主催のはじめての公式大会として開催されました。木造の小橋分校体育館をうめつくした開会式には、全養協の小野倉蔵会長自らが挨拶に立たれ、厚生省児童家庭局育成課長のメッセージが読み上げられました。小橋の美しい海辺での海水浴、天の橋立観光のなかで、4回の分散会がもたれ、海辺に設営された会場で、全体集会とキャンプファイヤーがもたれました。

多少の雨風のなかでもたれた最後の全体集会で、戦後の食料難の時代に自ら養護施設で育ったという京都府宇治児相の細井昭所長のお話や、最後に自ら手を挙げて発言した男の子の「先生方にお願いしたい。もっと世間の人に養護施設を正しく認識してもらうよう、先生方も努力してもらいたい。俺たちは、養護施設で生活していることをなぜか友だちに隠している。これではいけないと思う」等、養護施設で生活している高校生たちの切々とした思いが、今でも鮮明に甦ります。〈京都大会報告書、八楽児童寮太田一平氏および八楽児童寮高校生の編集による収録ビデオ(頒布価格5,000円)参照〉

5.第4回岐阜大会を終えて

第3回京都舞鶴大会の報告書が全養協組織を通じて全養護施設に配布され、1990年10月30日から開催された全養協宮崎大会会場で、上記記録ビデオが上映され、分科会で報告され、討議されました。かくして、第4回岐阜大会へと引き継がれていったのです。

元々、岐阜県児童福祉協議会では、1988年12月から1990年3月までの岐阜県からの委託研究事業とし

て、「高学齢児童の養護のあり方研究」（同報告書参照）に取り組んでおられました。また、第1回鳥取大会直後に、私も招かれて「高校生交流会」についてお話し、第2回美深大会にも高校生とスタッフを派遣してくださったところでもあり、岐阜県内の高校生交流会の実績を踏まえての取り組みでありました。

組織的にも、第1回・第2回の私的な大会から、初めての全養協主催の公的な大会となった第3回京都大会で獲得された成果をさらに確固たるものへと踏み固めるものとなりました。日本の養護施設界総体を代表する全養協組織のなかに、一定の組織的位置を与えられ、厚生省の後援をいただくこととなったのであります。

私たちが、当初から意図した「高校生交流会」は、単なる高校生を楽しませるためのイベントではありません。日本の養護施設総体の自己点検をし、自己改革を進め、レベルアップをはかるひとつの運動なのです。

第1回から第4回までの大会を通じて、高校生たちのほとんどは、子どもたちだけで現地に集まって来ました。沖縄から、北海道から……、そのこと自体が彼らにとって貴重な体験となったことでしょう。交流会の中心は、5～6人の小グループに分かれた分散会での自由な話し合いにあります。そのなかでは、大人の職員はあくまでも高校生の自主性、主体性を信頼し、ノンディレクティブなアシスタントに徹することとしてきました。

初めは、「小遣いが少ない」「門限や規律がうるさい」といった、具体的ではあるがありきたりの発言から出発して、プライバシーの意味を考え、施設生活の在り方を反省し、「施設を変えるのは高校生だ」とまでいった、自分たちの役割の重要性を認識するまで話は深まっていきました。

ある者は10数年間、ある者は数年間、施設生活の当事者である彼らの指摘は鋭く、より本質的な重みを持っています。高校生のなかには、現在の生活に対する不満や将来の生活に対する不安が渦巻いている者もいます。しかし、そうしたことは表現したり話し合う機会がなければ、なんとなく「嫌な気分」にとどまってしまいます。一時的な「うっぷん晴ら

8月12日、各班ごとに乗鞍岳に登山

分散会風景

し」をしてみても、それは高校生の発達を促さないばかりか、かえって自立を妨げてしまうことになります。あるいは、高校生に、誰かが解決してくれるのを待つ姿勢、諦める姿勢を助長することになります。青年でありながら、子どもの地位に甘んじることを強いられる結果となります。不満や不安は、客観化され、認識する必要があるのです。そのためには、それらが単なる個人的問題、自分だけの問題として感じられるのではなく、自分たちの問題、社会的な問題として理解される必要があります。特定の地域を超えた全国的集まりだからこそ、そのことが可能なのです。

40名参加の第1回大会から250名参加の第4回大会まで、規模の違いこそあれ、そこで高校生たちが提起している問題にさしたる変化は認められません。単に、高校生たちの声を聴くというのであれば、聴きとり調査でも可能だし、そんなことをしなくとも、現場にいる私たちにはある程度予測のつくことです。

そんなことではなく、施設で生活する当事者たる子どもたちの声に共感し、子どもたち自身および職員集団自体の主体形成をはかり、ともすると、大人の一人よがりの管理主義に陥っている施設生活において、施設生活の当事者たる子どもたちに正当な位置を与え、子どもたちが施設生活の主体として登場することが必要であり、子どもたちと共に自己変革していくことが問われているのです。

子どもの「意見表明権」と言っても、言いっぱなし、聴きっぱなしでは何の意味も持ちません。子どもの意見が正当に表明され、その意見が正当に評価され、自己実現への道が開かれていかなければなりません。私たちが当初から高校生交流会「運動」を提唱し、「全国養護施設高校生会議」の結成を提唱する所以です。

第4回岐阜大会は、第3回京都大会の成果を踏まえて、全養協組織のなかにこの運動を定着させ、日本の児童福祉行政の中心である厚生省の後援をいただく等、重要な歴史的成果を収めて4日間の幕を閉じました。もとより「継続は力」です。名実ともにこの運動の主催者となった全養協組織のもとで、第5回、第6回……と積み重ねられ、私たちは、そのなかで近い将来、「全国養護施設高校生(国際)会議」が実現することを願ってやみません。

8月10日、アシスタント会議の風景

8月14日、国立青年の家を後にする高校生たち

特集

子どもの眼・子どもの声
――児童福祉施設から

児童の生活参加と高校生部会の意義

美深育成園長 木下茂幸（きのした しげゆき）

1.施設児童は何を求めているのか

養護施設で生活する児童がいま何を思い、何を求めているのか、それを知ることは施設関係者にとって最重要課題である。しかし養育という日常的営みのなかで、日常性に埋没すると意外とこれは困難なことである。まして一人ひとりの児童の思いを理解し、共感し受容するとなると容易なことではない。

もっとも通常一般の親子関係をみても、わが子が思春期になると一体何を考えているのか、何を思いわずらっているのかと疑心暗鬼になるのが常である。それが施設職員と施設児童という関係性の場合にはなおのことである。ここでいたずらに専門性のみを強調しても仕方がない。いかに高度な知識を身につけても、職員と児童という関係性(立場の優位性)に依拠し固執する限りは、真の共感も受容もなしえない。われも人間、彼も人間という基本的共通の立場に立ち、ひとりの人間の重さを児童のなかに見い出す姿勢がなければ無理なのである。

このような理解を基調にして、全国養護施設高校生交流会は行われたのである。交流会では、まず施設で生活する高校生の話を無前提に虚心に聞くことであり、高校生たちの語り合い(グループ討議)をアシスタントとして聞かせてもらうことであった。施設で生活する高校生が、自らの現実である施設生活をどのように見ているのか、施設に何を期待しているのか、職員に対してはどうなのか、また思春期でもあり、社会的自立のためのモラトリアムの時期にある高校生が、どのようなことに関心をもち、何に不安を感じているのかを知ることであった。

ともすると、施設児童の無気力・無関心・無感動が施設関係者の間でも、他人事のように無責任に指摘されることもあるが、交流会での体験はまさにそれを払拭するものであった。それどころか、参加関係者は強い衝撃と感動すらも覚えたのである。その衝撃とは、それまでの施設児童に対する理解が、いかに観念的で一方的な思い込みであったかということ。また感動とは、高校生たちがこの年齢特有の〝しらけ〟も見せずに、熱心に語り合いに参加したことである。彼らの発言の一つひとつは、境遇を乗り越えて健気に生きようとしていることを実感させるものであった。彼らの顔は輝いていたのである。

ちなみに高校生たちの施設観・職員観となると、かなりシビアに見ていると言えよう。とりわけ直接処遇職員に対しては手厳しい。もとより〝児童の声〟は、児童の境遇・過去体験・個性などによって差異がある。加えて、個人的感情や人間関係でのもろも

ろの心理的要因も無視できない。それゆえに、未熟な自己主張や稚拙な状況判断による発言も多々あった。しかしそれらをいかに勘案しても、職員の意図そのものが正しく懇切に伝えられていない状況や、児童の境遇に共感し受容する姿勢に欠ける状況が、もしも施設にあるとするならば問題である。

高校生たちのさまざまな発言の底に一貫して流れているのは、頼りにできる大人の存在、心を開いて話のできる大人の存在を求めていることである。要するに、施設職員との信頼関係を希求しているのである。これは当然のことと言えよう。親子分離という基本的人間関係の喪失体験、または一時的中断を強いられた児童にとって、人間関係の再構築こそが不可欠であり、望ましい大人に巡り会えることが最大の幸である。それを十分に満たしてやることが、養護施設職員の社会的責務であると共に、資質でもある。

次に大きな関心事はノーマライゼイションに対する希求であった。これについて、養護施設関係者の関心は低い。ノーマライゼイションと言えば、障害者の問題と考えがちである。しかし施設児童にとって、普通一般の生活がしたいという願いは大きい。ちなみに、交友関係・外泊・門限・日課・行事への参加など、もろもろの施設生活・集団生活なるがゆえの規制に対して不満をもっている。ここで重要なことは、それらの不満に対して、十分に意図説明がなされていないことである。施設の側からするならば、集団の秩序や健康と安全の管理、教育的配慮など、いろいろと言い分はあろう。しかし、それが直ちに画一的規制となるならば、あまりにも短絡的思考であり、創造性の貧困と言わざるを得ない。

ただこの問題で気になるのは、高校生の言う〝普通一般〟の水準である。普通一般の暮らしとは、何を指しているのかということ。友人宅を気楽に泊まり歩く者を見て一般というのか、テレビのコマーシャルが一般の基準となるのか、問題は多い。

そこで問われてくるのは、施設自体の文化水準である。施設生活がつくりだしている生活文化の水準が低ければ、おのずと施設児童の判断する普通一般の水準も低くなるのは止むを得まい。施設職員が望ましい社会の代理者として、またよき文化の媒介者としての役割を果たすことが必要になる。

さらには、養護施設そのものが〝特殊な所〟と見られている、という認識をもっている児童も多い。もっと養護施設の本当の姿を一般に正しく伝えてほしいという切実な声もある。施設児童が負い目を感じない施設づくりが、われわれに課せられているのである。

次に高校生たちの悩みの一つはプライバシーの問題である。これは施設職員の問題というよりも、日本の文化に端を発していると言うべきかもしれないが、いずれにせよ、施設生活において、プライバシーに対する関心が低いことは否めない。加えて、プライバシーを消極的な意味で、守秘義務に限定して把えがちであるが、養育の営みでは、より積極的に自己領域の形成を培うという考え方が必要であろう。

例えば、乳児期から社会的人間として自立するまでを、自己形成の発達過程とみるならば、幼児・小学生・中学生・高校生のプライバシーは、それぞれの発達にふさわしい内容(領域の拡大・質的変化)をもつのである。またその内容の違いこそが、発達の指標でもある。それゆえ、プライバシーの概念を積

極的に培い尊重することが、主体性・自律性の確立を促進するのである。ともすると、施設職員は児童のすべてを知りたがるが、知っておかねばならないことと、知らなくともよいことを区別し、その区別を児童にも理解させることが必要である。真摯にして、節度ある人間関係が求められているのである。

2.児童の生活参加について

前述のように、施設児童はそれぞれに不満や要求をもっている。これは、ある意味で健全であり、当然のことである。しかし、それが施設生活の運営の在り方に問題があるものならば、改善すべきである。児童の生活参加についても、そのような視点から考えたい。

施設生活の第一の負因は、施設が本来的にもっている消費的体質(補助金体質)である。通常一般の家庭では働き手がいて、その労働によって家庭生活が維持されている。そこには、庶民の暮らしの喜怒哀楽がある。養育の営みにおけるその意味は、非常に大きい。もっとも、最近の社会風潮は、この意味を過小評価しているが、庶民感覚の喪失は生活信条の喪失にも通じるものであって、重大である。施設生活には、初めからそれがないのである。特に、労働に伴う喜びや苦しみの生活モデルがいないということは問題が多い。

施設生活を児童の立場で戯画化すると、施設は三食おやつ付きで、家庭教師がいて、お手伝いさんがいて、許認可する人と監護人がいるといった具合である。これでは、養育の営みとは言えないのである。まず、共に生活する者がいなくてはならない。共に生活するとは、暮らしを共有する者であり、暮らしのなかに生まれる喜怒哀楽を共に味わう者のことである。児童の生活参加は、職員が共に生活参加するなかで行われることによって、効果は倍増するのである。

次の問題は、施設生活の主体者は誰かということである。ともすると、施設管理者が主体者ででもあるかのような錯覚を抱かせる施設もある。経営主体、運営主体、生活主体は区別すべきである。そこでは当然、施設児童に生活の主体者としての認識と自覚

高校生部会：スキー遠足

高校生部会の調理技術コンクール

を培うことが大切になる。同時に、役割とポジションを与えることが必要となる。またそれが、児童の生活参加の意味でもある。それゆえ、一方的に管理されている立場での生活参加では、その意味も半減してしまう。特に、高校生や中学生高学年児童の場合には、単に労働力としてのみ期待される生活参加は、職員に対する不満になりかねない。参加することの意味を十分に説明すると共に、参加することによってもたらす効果を理解させることが大切である。

またポジション(地位)を与えることの意味は、責任と権限を理解させることである。無論、責任と権限は児童の能力と相関するのであるが、その能力を高めることが生活指導でもある。

ちなみに当園での生活参加は、小舎制ゆえに各小舎によって違いはあるが、日用品・衛生用品・おやつ・各所修繕(小舎扱分)などが、小舎責任者の指導のもとで任されている。また高校生・中学3年生女子は朝食づくり、昼食のお弁当づくりなどを引き受けている小舎もある。

最近の保母実習の学生をみても、調理の苦手な学生が多い。施設にしても、運営形態によっては、児童は一切調理に携わることなく、調理員のみによって食事がつくられている。生活参加の重要な点は、生活技術の習得ということにもあるので、それぞれの条件はあるにせよ、配慮が必要となる。また衣服や学用品にしても、現物支給で、買い物体験の少ない児童もいる。駅で、どのようにして切符を購入したらよいのかわからなかった高校生もいるのである。

確かに、一度体験すればわかること、教えられれば理解できることもたくさんある。しかし、体験の積み重ねによって培われるものも多いのである。特に、人格形成の視点からするならば、人格形成とは、モラルの提示によってつくられるのではなく、日常生活を素材として、いかなる日営生活を過ごすかにかかっているのである。もっとも、それをより効果的にするためには、共に生活する大人たちが、豊かな感性と、望ましい生活信条をもっていることが必要である。

3.高校生部会について

すでに述べてきたことは、当園で、高校生部会を発足させねばならなかった事情でもあった。高校生部会の発足は、養護施設の高年齢児処遇の対策として、ひとつの必然性でもある。そして直接の端緒は、昭和60年度から全員の高校進学を決定したことであった。これにより、3年後には20名前後の高校生の在園が予測されたのである。そうなると定員の3分の1が、高校生によって占められる。ちなみに現在は、高校生22名、中学生18名、小学生9名、幼児1名である。

このような児童の入所状況に対応するのが、高校生部会である。そこでの意図は、高校生の活性化を図るということ。ともすると高校生は、施設でも、一般家庭にあっても、下宿人的存在になりがちである。加えて、施設の職員体制は、幼児・学童向きに偏重している。高校生をがっちりと受け止め、発達段階に応じた刺激を与えられる職員は限られているのである。その結果、最も可能性に富む時期を厄介者的な存在に押しやってしまうのである。

本来、高校生という発達時期は思春期中期であって、身体生理的には力に溢れ、それゆえに不安定な時期であり、社会的には子どもと大人の狭間にある

という、これまた不安定が倍加される時期である。まさに、自己不確実に陥っている時期である。施設児童の場合には、その境遇からくる不安も加わり、自己不確実要因は大きいと言えよう。高校生部会は、このような不確実要因を吸収するためのものである。

それゆえ、高校生部会は自治会ではない。施設の組織に全く組み込まれた部会活動である。この部会活動に携わっている時は、準職員の扱いである。活動は、園長の許可と園長への報告が必要になる。当然、部会長・副会長・書記・会計などの役員は、園長の任命制であって、部会は指導員部会・保母部会などと同様に位置づけられている。これらは、高校生の自己不確実の最大の要因である社会的ポジションの不安定に対応するものであった。彼らは、各小舎の生活では園児であっても、高校生部会においては準職員なのである。施設のなかにおけるポジションの明確化は、高校生に自負心と責任感を与えるに十分であった。

次に高校生部会の役割であるが、園の行事の計画と執行である。もちろん、園のほうから飛び入りの形で委託されるものもあるが、その他にも毎月のレコードコンサート、図書館の清掃、各小舎の調理室の衛生点検(栄養士と共に)などが役割として与えられている。

予算の面では、部会費として40万円、これは主として行事費(飲食物費を除く)に充てられている。その他、レコード、CD購入費として12万円で、何を購入するかは部会に任されている。さらに、施設OBとの交流会費として40万円、全国高校生交流会費50万円、高校生研修旅行費(本年は秋田のわらび座)50万円などが主なものである。

高校生部会の今後の課題は、連帯感と協調性をいかにして、伝統として培っていくか、またそれを各自の将来展望に希望を見出すことに結びつけること、と考えている。希望こそがすべてに勝る力であることは言うまでもない。高校生にとって、希望を見出すことのできる施設でありたいと願うと共に、高校生自らも、その施設づくりに参加するというのが、当園の生活参加の意図である。現状は未だしの感も深いが、児童と共に生きる姿勢を貫くことによって、目標達成に向かうしかないのである。

高校生部会:子どもの日 模擬店

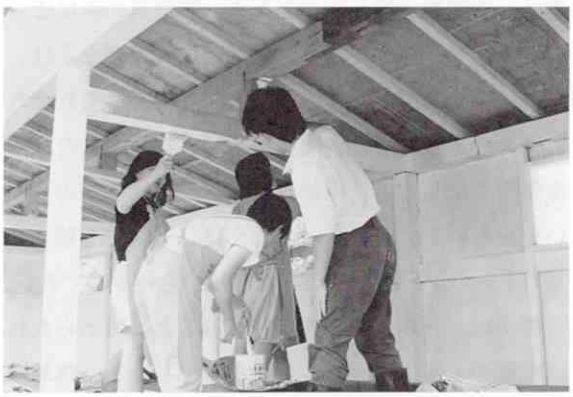

高校生部会設計・施行、自転車置場建築のペンキ塗り

特集

子どもの眼・子どもの声
――児童福祉施設から

座・談・会

わかってほしい 自我の芽生え 未知への憧れ 心のふるさと

〔出席者〕
村田春子（むらたはるこ）
昭和35年～41年
東京の養護施設に在園
長島茂雄（ながしましげお）
昭和21年～35年
東京の乳児院、養護施設に在園

〔聞き手〕
小坂和夫（こさかかずお）
郡山女子大学助教授

今だから話せる1950年代。
養護施設で生活されたおふたりに、社会人になったいま、子どもだった当時、何を見、何を思い、何を感じていたか、語っていただきました。
当時、物質的に恵まれない時代にあっても、子どもたちは、むしろ「モノ」よりも、主体的に何かをしたいと願い、自立への期待と不安を抱き、心の支えを求めていました。
それから30年余、いまの児童福祉施設の子どもたちは物質的にはとても恵まれています。けれども、同じようにキラキラと輝く自我の芽をもっている子どもたちがいま本当に幸せになれた、といえるでしょうか。

55円のシメ鯖がなぜいけないの

小坂　昭和20年代から30年代といいますと、まだ戦後間もなくで貧しい時代でしたが、当時の施設の生活はどうだったのでしょう。また、子ども同士、あるいは職員の方々とどのようなかかわりがあったのでしょうか……。

長島　私のいた養護施設では、70人余りの子どもと5人の先生が、まさに寝食を共にしているという感じでした。私たちは畳に寝ていましたが、先生はベッドでなくては眠れないというので、先生だけはベッドでした。ですから、私たちのすることがよく見えるのです。先生が眠ってくれるまで布団のなかでじっと待って、眠ったころを見計らって仲間といたずらをする、そんな雰囲気でした。当時は同じ境遇の戦災孤児が多かったので、仲間とは楽しく過ごしましたね。チャンバラや相撲などをして……。

村田　私は小学6年から高校3年までを養護施設で過ごしました。私が入ったときは、小学生から中学生までのグループが、職員と同じ部屋で生活してい

ました。施設に来て、ああ、施設というのはこんなところか、と一番ショックだったのは、施設で初めて迎えた誕生日に、ほしいものを買いなさい、と100円を渡されたときです。100円で何が買えるの、とは思ったのですが、魚屋で好きなシメ鯖を一舟買いました。そうしたら、先生から、「ほかの子は文房具とか、もっと違うものを買うのにシメ鯖なんか買って」と怒られました。それから、確かシメ鯖が55円だったと思いますが、おつりを返したら、「みんなは足りないくらいなのに、なぜ45円返す、生意気だ」とまた怒られたのです。それまではおばさんの家で、ケーキで祝ってもらっていたので、施設の子どもは、こんなにも寂しく、悲しい誕生日を迎えているのか、自分もそんな環境に入ったのかと、そのとき思いました。鮮明に覚えていますね。

長島　私も先生から、「何かしてほしいことがあったら言ってごらん」と、中学生の頃に初めて聞かれたことがあります。そのとき、私は答えるのをためらってしまいました。というのは、小さいときから、いつも卵は半分、みかんも半分、おやつをふやしてほしいなどと、誰も言ったことがないし、先生も聞いたことはありません。擦り切れた靴を履いていても買ってほしいといえる状況ではないし、教科書やカバンも使いふるしですから……。当時は一般家庭の子どもも同じだったと思いますが、特に施設の場合、個々の要望を満足させることはほとんどできません。結局は自分の気持ちを押さえるしかなかった……。そこに、突如、「何がほしい」と言われたのです。答がすぐ出てくるはずがありませんよね。そして、何と答えたかというと、ちょうど学芸会で狂言の太郎冠者の役だったので、カミシモがほしいと言ったのです。即座に、「何言ってるの」と言われましたね。結局ボール紙でつくりましたが……。

小坂　村田さんは、こういうことをしたいというような希望をどなたに言いましたか。

村田　直接先生に言いました。でも、通りませんでしたね。しかし、同学年の男の子の要求は通るのです。人間ですから、感情に左右されることはあったでしょうが、職員が平等に子どもに接していないのです。私の担当職員は3人かわりましたが、子どもが親を選べないのと同じように、私たちも職員を選べません。しかし、職員は子どもを選べるのです。この子はいやだがあの子はいい、というような会話を耳にしたときは、その職員に対する信頼感をなくしましたし、「期待は絶対にしない」と思いましたね。

長島　俗に言う、職員のエゴですね。

村田　長島さんは幼いときから我慢を強いられてきて、自然に自分を抑えるようになったようですが、私は途中から施設にきて、ここで希望を出すのは無理なんだな、と思うようになったのです。

布団のなかででも、勉強したかった

小坂　希望はなかなか聞いてもらえなかったということですが、団体生活をするうえでの規則はどうでしたか。

村田　中学生ごろまでは、朝、みんないっしょに起きて、勉強時間も、夕方のお掃除の時間も決まっていましたね。

長島　そうですね。まず、集団で行動しなくてはい

けないということ。決められた時間に寝なくてはいけないので、私は布団をかぶって、懐中電灯で照らしながら勉強しました。布団が盛り上がるので、先生から、「何してるんだ」と布団の上からよく叩かれました。テレビを見るのもみんな一緒、自分の見たい番組は見られません。私はそういう規則がいやで、施設を2度とび出したことがあります。いざとび出しても、結局は行くところがないので帰るわけです。3時間くらい近くを歩き回って……。先生に見つかると怒られるので、こそこそと物置きに入り、夜になって「捜してくれないかな」と思いながら、隠れているわけです。

規則は社会生活をスムーズにするためのもので、交通ルールのように、各人の判断によって守るものならば意味があります。しかし、施設の子どもは、自分の判断で交通規則を守るのではなく、何が何でも、青だったらみんなで渡らなくてはならない。例えば、私のときは、食事も70名全員が揃わなくては食べられませんでした。しかも、食事前に、子どもには長い神さまへの感謝のお祈りがある。そのうえ食器はアルミニューム製ですから、冷めるのが早いのです。結局、あたたかいうちに食べたくても、食べられないのです。

全員揃うと、いただきます、と言って食べ始めますが、この〝いただきます〟のように、団体生活を円滑にするためのものならいいのですが、施設の場合は生活を均等化するため、大きいものに合わせなくてはいけません。協調性が重要で、規則からはみ出すことは許されません。ですから、自分の要求は極端に抑えなくてはなりません。その後遺症というのでしょうか、社会人になってからも、会社で、部下やボスにいま言わなくてはいけないと思っても、自分の考えが果たしてどれだけの意味をもつかと思い、結局は言わずにおいてしまう、そういうことが結構あります。気づかないうちに自由闊達さが失われていて、社会生活のなかで自由に振る舞えない、喜怒哀楽を表現できないというか……。

落ちこぼれって、誰がきめるの

小坂　規則はないに越したことはありませんが、最少限あるとしたら、どういう考え方でつくればいいと思いますか。

村田　例えば、子どもが議論を重ねて施設の規則をつくるとしたら、それにかかわる職員は子どもと同じ高さの目線で、意見を聞くようにしてほしいですね。

長島　規則を守るに当たっては、個人の自由意思に委ねるところまでもっていければいいですね。しかし、自由意思といっても、信号が赤のときに渡っていいというものではない。問題は、規則を誰がつくるかです。

私は、いわゆる、世間で落ちこぼれと言われるような人が規則、特に児童憲章をつくればいいと思います。例えば、勉強が嫌いだ、施設にいるのが嫌だという子ども自身が、ではどうしたらいいのか、を考える。私は中学時代、進学組から就職組に変わりましたが、そのときわかったのです、就職組の彼らに、根っから悪い子はいないということが……。たまたま授業がわからない。それが苦痛でたまらないだけなのです。いまの学校も同じですよね。勉強ができる子、いわゆるいい子タイプからの視点で管理され、学業面で落ちこぼれた子の心情や権利は無視されています。

小坂　いまの学校でも、規則は大人にとって都合がいいようにできていますね。

長島　ですから、みんなが仲良くして自分たちの権利を守るのではなく、勉強がいやになった人たちも参加して、どうしたら自己の権利を守っていけるのかを考える。相当時間がかかると思いますが、落ちこぼれの子もカバーできる規則にまで到達できれば、すばらしい憲章になると思います。

電車の切符を現金で買った感激

小坂　規則で管理された施設の生活では、各人の主体性などが培われないというお話でしたが、そのほか、社会的行動の発達の点で問題となるような場面に出会ったことはありますか。

村田　家庭をもったときに、まず、お米のとぎ方で困りました。主人にすれば、女だから当然ご飯の炊き方は知っていると思っている。私は、お米を買ってきて、水といっしょに炊飯器に入れればいいと思っていた。とぐということを知りませんでした。お米を濡らすのですが、それもいい加減で、しかも水といっしょにお米も流してしまう。いかにお米をこぼさないようにとぐかは、主人が教えてくれました。相当な箱入り娘だね、と言われました。施設の子どもは、ある意味では箱入り娘やおぼっちゃまでしょうね。

長島　そう、純粋すぎますね。自分の欲求を抑えているだけではなく、施設のなかの世界しか知りません。卒業するまで電車の切符の買い方も、電話のかけ方も知らない。電車の切符は現金で買えるのですよね、団体割引き証でなく……。ですから、初めて電車の切符を買ったときや初めてラーメンを食べたときの感激を鮮明に覚えています。例えば、喫茶店にたびたび連れていくとか、レストランに行く機会があるとか、教会には団体ではなく、自由なときに行けるとか……、自分たちの世界を多様化するチャンスがほしい。

小坂　いわゆる施設のなかだけで生活を完結させてしまうのではなく、子どもをもっと地域に出していくということですね。

長島　中学３年のときに、学校の朝礼で隣の列の女の子と仲良くなり、家に遊びに来るように誘われました。私にすれば、デートのつもりでしたが、実際はそれどころではありませんでしたね。見るもの、

食べるものすべてが初めてなのです。世界観が変わるくらいでしたね。ああ、お父さんとはこういう存在なのか、お母さんとはこういうものなのか、というわけで……。

小坂　その後、施設の先生にその子とデートをしたいと言えましたか。

長島　答えは、「だめ」でしたね。当時は電話もできないので、その子と同じ学年の施設の仲間を伝言役にしましたが、彼女の電話を受けた施設の先生が、私が施設にいる者だと言ったため、彼女の態度が変わるという結末でした……。

異性に対する免疫も必要

村田　私も、母親がどういうことをするかがわからないところがあるようですね。親としてすべきことの基準や親子の距離の置き方が……。私は子どもが２人いますが、娘に言わせると、友人の親と比較してかなりかけ離れているそうです。よく言えば理解がある、悪く言えば無知だと言うのです。要するに、愛情のなかで育ってはいても、家庭を知らないので、親子の距離の置き方が普通の親と違っていて、言い過ぎることがあったり、干渉しなさすぎることがあるのかもしれませんね。

そのほか、女性の場合は、男性に対する警戒心が全くないために、思わぬ失敗をすることが意外にあると思います。いまは家庭を経て施設に来る子どもが多いので、多少とも大人の世界、つまり男性の世界をわかっていると思いますが、私たちのころは違いました。男性の職員も少なかったですし、男性と言えば、学校の先生と教会の牧師さんぐらい……。しかも善意のなかでしか、大人を見てきていません。そのような真白い世界からいきなり社会に出るので、すべての人がいい人に見えるのです。例えば、会社の上司や同僚から飲みに行こうと誘われれば、それがたとえ男女の１対１でも、何の疑問も警戒もなくついていく。それは、ボランティア的精神というか、立派な精神のもとに、自分に接してくれていると思っているので、「えっ、そんなつもりでついてきたんじゃないわ」ということもある。私と同年代で、男性に裏切られ、ひどい人間不信に陥ってしまった女性がいます。特に女性にはそういうことが大変なことだと思います。

小坂　養護施設では、子どもの年齢も高くなってきています。いろいろな社会経験をさせておくと同時に、性に関する知識や助言も必要ですね。

長島　施設は社会的に園児を管理するだけではなく、社会的人間としての心の準備をさせるべきです。そのなかで、男は狼……とか教えるとずいぶん違うでしょうね……。特に青春時代の異性関係や恋愛についても……。

就職は施設から出すため？

小坂　現在おふたりは幸せな家庭を築かれており、特に長島さんは外資系の会社で活躍されていますが、それぞれに現在の立場を確立するには、施設で進学や就職を含め、将来についての指導があったと思います。まず、進学が大きな問題ですね。養護施設の子どもの高校進学率は上昇してはいますが、約40％と一般家庭の子どもの95％に比べるとまだ低いのですが……。当時はいかがでしたか。

村田　1クラス65人中、就職するのは2,3人で、施設の子どもや片親の家庭の子どもでしたね。私は高校進学が可能だったのですが、すぐ社会に出ました。敷かれたレールの上を歩くことに疑問をもったからです。そのうち嬉々として学校に通う学生を見て不思議に思ったのです。なぜ嬉々としているのかって……。結局はなかに入ってみなくては、その笑いは理解できないと思い、再度勉強して進学しました。当時の施設では、学力がついていければ、都立高校に行けるチャンスはありましたが、施設からそのための指導の機会はなく、同じ施設で進学した子はいませんでしたね、特に女の子は……。私が高校に行かないと言ったときに、ではどういう方面に進みたいのかという話もありませんでしたから……。

いま、娘が進学の時期ですが、学校で進路指導をしてくれますし、就職情報誌も送られてきます。現在の施設ではどうか知りませんが、当時の施設の子どもはそういう情報に触れる機会が全くといっていいほどありませんでした。要するに、当時の施設は、3月31日以降に寝泊りできるところを探すことで精一杯だったのかもしれませんね。

長島　私が中学卒業のときは、一般の子どもの80%ぐらいが進学していました。私の場合、中学卒業間近かに父が現われて、進学の目処がついたのですが、ある事情でだめになって就職組にかわりました。当時施設の子どもで都立高校に行けない場合は、職業訓練校に2年間行くことができました。しかし、機械科、自動車科と、興味をそそるものがなくて、私は定時制高校に行くことを条件に住込みで就職しました。施設の先生は、ともかく働くところを捜すために奔走してくれたとは思いますが、できれば進学したかった私は、君は自分のことしか頭になく、施設のことを何もしない、そんなものが進学して施設に残っても困る、と言われたときはショックでしたね。そのような状況ですから、進路指導どころか、働く意味さえ教えてくれない。個人商店ですから、日曜・祭日の休日もなく働かされましたが、当初、学校の夏休み中は働かなくてもいいと思っていましたね。

小坂　就職したら、学校と同じように夏休みはないということを教えてもらっていなかった……。

長島　知りませんでした。すぐに、その希望も打砕かれてしまいました。

18歳までは責任をもって養育してほしい

小坂　現在は自立援助ホームもできてきていますが、

中学卒業と同時に社会に出ることはどうでしたか。

長島　私の経験から言うと、15歳での自立は酷です。就職先で雇い主に恵まれればいいですが、あたたかい人間関係をつくれない職場ではやめたくなるでしょうし、いったんやめたら、保証人がいないので次の職場はありません。結局、風来坊にならざるを得ません。私の住込み先にそういう後輩たちがそのうち来るようになりました。そして、私が大事にしているラジオなどを勝手に持ち出していくのです。きっとお金にかえていたと思いますよ。施設の仲間のところを転々としていたのだと思います。そういえば、私が施設にいたころ、卒業した先輩たちが一様に暗い表情で日曜日に来るのです。かつてわれわれをいじめていた彼らがですよ。そのころはわかりませんでしたが、自分が働きに出て初めてわかりましたね。彼らも行き場所がなくて、寂しい思いをしていたのですね。

私は夜間高校でいい先生に恵まれ、いかに生きるかをそのときにじっくり考えることができました。先生は、語学が好きなら人のやらない言語を勉強しろ、とアドバイスしてくれ、一時トルコ語をやりました。それが海外に出るきっかけになったのです。そういうアドバイスをしてくれる人に恵まれるかどうかは非常に重要ですね。社会的に自立するには、例えば、ボクシングで名をはせるか、会社という組織の一員になるか、です。私の勤める会社は外資系ですから、実力があれば認めてくれますが、いまの日本では、施設の子どもの場合、社会のふるい分けで組織の一員になるのは大変むずかしいですね。ですから、ボクシングであれ、社会的地位であれ、技術、資格がなくては絶対不利だということは本能的にわかっています。

では、どういう技術、資格を身につけるか、そしてそれと自分のやりたいことをいかに合致させるか。それをじっくり考えられるようになるのは18歳ぐらい、つまり高校時代だと思います。施設は、せめて18歳まで責任をもって養育し、その重要な時機に将来について考える機会を与えてほしい。当時マラソンで、企業からスカウトされるくらいの実力をもっている仲間がいたのですが、彼は職業訓練校を出て勤めた先で長続きせず、最終的にはヤクザみたいになってしまいました。勉強は嫌いでもいいと思います。スポーツでも何でもいいですから、それを伸ばすような、そして支えていくようなあたたかい配慮が施設側にあれば、私たちの仲間で落ちこぼれはでなかったと思います。

村田　人間はどんな人でも、自分を認めてもらえるということは非常にうれしいことで、生活が前向きになるものです。人間関係がしっくりいかない職員もいましたが、私を一個人として認め、その個性を伸ばしてくれた職員やボランティアの人たちにも出会いました。ですから、親の愛情には恵まれませんでしたが、そのようなあたたかい人たちに囲まれていたことによって、今日の私があると思っています。ですから、たとえどんなに小さなことでもいいと思います、それを支えてくれる配慮があるとずいぶん違うでしょうね。

私たちも心のふるさとがほしい

小坂　では、そういうときに、施設や職員は何をし

たらいいでしょうか。

長島　常に思うことは、私の背後には80%以上の落伍者がいるということです。施設はこのように卒園児をカバーできない弱さをいまでももっていると思います。そのような意味で、施設は、施設の子どもだけではなく、卒園後も引き上げられるような役割を果たせないかな、と思いますね。

村田　親子の関係は親が健在である限り続きますが、私たちと施設とのつながりは、担当だった職員が施設をやめると同時に切れてしまうことがあります。さきほど言いましたように、私は、人間形成の一番大事な時期に施設にいたことが決してマイナスだったとは思っていないだけに、職員とのつながりは続いてほしいと思いますね。ずっと……。

長島　職員は、私たちにとって恩人にも当たるわけで、その人の消息がわかっていることは双方にとって大事だと思います。卒園後も心を通わせるような交流があるといいですね。私たちの一番の弱点は古巣がないことです。女性の場合は、特に必要ではないでしょうか。結婚したときや夫婦喧嘩をしたときなど、施設にいた人の場合は、帰るところも、ましてや相談する人もいません。私は、女性からそういう問題で相談を受けることがありますが、そういうときに、施設がひとつの空間として利用できたらいいと思います。施設は今後、卒園生も対象にした場をどのようにして構築していくかです。

村田　そうですね。そういう場所はほしいですね。施設にいたときは、あくまでも児童と先生という関係でしたが、社会人になってしまうと、その関係が以前とは全く異なってしまいます。先生といっても男性では、求めている答えが得られないのです。それより年齢は多少違っても、女性同士のほうが痛いところがわかり合えますね。でも、これが肉親だったら、恥も外聞もなくとび込んでいけるでしょう。もう、あんな家には帰りたくないって……。しかし、私たちの場合は相手の迷惑を考え、我慢してしまいます。近くをぐるぐる歩き回って、思い直して、家に帰ってくる……。あの寂しさは耐えられません。ですから、特別な職員が配置されている必要はないと思います。傷ついたときに行けば、見栄も警戒心もなく、フランクに話せる場所、同じ目線で話を聞いてくれる人がいる場所、そういう機関があればいいと思いますね。

小坂　すなわち、いまの養護施設のなかにアフタケアもできる場所が必要だということですね。

大切にしたい地域とのかかわり

小坂　最後に、地域や社会に望むことは……？

長島　私たちのときは、地域社会から隔離されていた感がありましたね。当時伝染病が園内から流行していたため、地域からはうさん臭い目で見られました。いまではそういうことはないでしょうが、学校の友達が、消毒が臭いといって、鼻をつまんで施設の前を走って通り過ぎるのです。あるとき友達を施設に連れてきたことがありますが、それで彼は初めて施設のことがわかったようです。自由に友達を連れてきて、施設の生活を見てもらえば、より親密な関係を築けたでしょうが、友達の家に行くことも、友達が来ることも滅多になかったので……。

村田　そうですか。私の場合は、施設にいても多少

の時間のゆとりをもたせてもらえたので、施設の外に友達ができ、いまだにそのつきあいが続いています。それはお金にはかえられませんね。施設の子どもは施設のなかだけに甘んじるような状態にしないで、外の子どもとの接点ももてるような、自由な時間をつくってやれたらいいなと思いますね。

それと同時に、これからは職員も地域に溶け込んでいくようにしなくては……。先頃施設の近くの商店の人と話す機会があったのですが、その人によると、私たちが施設にいたころは、施設に納入していたせいもあったのでしょうが、例えば施設職員と道ですれちがったときなど、挨拶を交わして、コミュニケーションをとれたそうです。それがいまはないそうです。そうすると、バザーなどで協力を求められても、日常生活のなかでのつながりがないだけに、協力しにくいと言うのです。地域の人にとっては、職員との接触がなければ、ましてや、そこにいる子どものことはなおさらわからないでしょう。さきほど話のあった伝染病云々より、施設がどういうところかわからないから、近づかないほうがいい、というようなことにもなりかねません。

施設を社会にもっと理解してもらうには、施設がどういう姿勢であるべきか、どういうことをすべきか、ということです。私の周りには、養護施設を教護院と同じに理解している人も多くいます。非行の子が行くところだと……。施設は子どもを社会から隔離するところではありません。施設も地域へのアピールの仕方を考えていくべきではないでしょうか。そうしたら、周囲も、もっともっと目を向けると思いますね。

小坂　一方的に、地域に何かをしてほしいと望む前に、施設のほうからも地域に開放していき、施設への正しい理解を求める活動が必要だということですね。

長島　当時、私たちは自分たちで買物こそしませんでしたが、配達にくるので肉や野菜を買う店は知っていました。ですから当然学校の帰りに挨拶をしましたし、例えばニワトリの餌などをもらいに行ったりもできました。いまはそういうことができない状況なのですね。

村田　私もそうでしたね。枕をつくるときは、近くの八百屋さんにモミガラをもらいに行きましたね。すると、八百屋さんも、一人や二人じゃないだろうから箱ごとやるよ、と言って、届けてくれるくらいの親切心がありました。ですから、私たちもその店の前を通るときは挨拶をしましたが、でも、私たちの知らないところで、職員の人もいろいろカバーしてくれていたと思います。

長島　ですから、社会的発達の意味からも、子どもに食事の買物をさせることは必要ではないでしょうか。

将来的には、施設での生活によって、全人格的に成長する機会を与えられ、信頼できる人物である、と普通の目で見てもらえるような社会にしたいですね。いまはそこまでいっていません。

小坂　一昨年国連で採択された〝子どもの権利条約〟では、子どもを自らの権利を行使する主体として認めようとしています。今後ますます、子どもが自由に選択でき、自由に意見が表明できる、権利条約の内容に沿った施設に変わっていったらいいと思いますね。ではこの辺で……。

特集

子どもの眼・子どもの声
――児童福祉施設から

座・談・会

施設・家庭・将来
少年たちのざっくばらん

〔出席者〕――暁星学園のみなさん

松本(まつもと)くん (18歳)　向井(むかい)くん (17歳)

石田(いしだ)くん (18歳)　小野(おの)くん (17歳)

柳田(やなぎだ)くん (18歳)　山田(やまだ)くん (17歳)

〔聞き手〕

嘉戸(かど) 篤(あつし)
暁星学園指導員

〔注釈〕

込山(こみやま) 稔(みのる)
暁星学園長

施設での生活

嘉戸　今日ここに集まってくれた人たちはみな、これまでそれぞれ違う児童福祉施設で生活し、その後ここに来たわけですが、前にいた施設とここととを比較してどうですか。

松本　ここは職業訓練校ということがあるかもしれないけど、先輩、後輩の関係が厳しくて気をつかいますね。でも、前にいた施設に比べれば、職員がロうるさくないし、施設という感じがしなくて、リラックスして生活できます。

向井　やはり先輩・後輩の関係がいやですね。

石田　上下関係、先輩後輩の関係はなくしてほしいですね。それがあると、下のものが生活しにくくなります。仕事のときは仕方がないですが、日常生活のときまで、年上から強制的、一方的にやらされたりするのは我慢できません。

松本　工具を取りにいくときなど、命令的にやらされます。僕も、職員が強

児童の相互関係：養護施設・暁星学園は職業訓練校の寮で、訓練校と同じ敷地内にあるため、実習時間と日常生活との区別がつきにくくなっています。そのため、先輩と後輩の関係が生活のなかにも持ち込まれ、年下の者に不満があるようです。

制的に物ごとをやらせるのがいやです。

柳田　それから、行事などで外に出るときは、みんなをあまりまとめようとしないで、自由に行動させてほしいですね。

向井　いまは、仕事が終わったらすぐに風呂に入りなさい、とかいちいち言われるのがいやですね。

山田　前の施設ではいやなことはあまりありませんでしたが、施設に入るために学校をかわったときは、新しいクラスの友達に溶け込んでいけるか心配だったし、不安でした。

柳田　前の施設では、通学以外はほとんど外に出してもらえませんでした。学校から帰ってくるのが午後3時半くらいで、それから外に出られなかったんです。

山田　僕のいた施設も、5時までに帰えらなければなりませんでした。学校から帰ってきたら、施設のなかにしかいられないというわけでもないんですが……。

石田　前にいた施設でのことですが、考えの古い人が一人いて、学校から帰ってくるのが10分くらい遅れても、文句を言うんです。あるとき、学校で遊んでいて、帰るのが遅くなって注意をされたんですが、それを無視したんです。そうしたら、学校と連絡をとって、他の人より早く帰れるようにするから、と言われました。それからはノートに学校を出る時間を先生に書いてもらうことになって……。帰ってくる時間をチェックされるようになりました。それがとてもいやでした。だって、学校の友達にも、施設の全員にも知れ渡って、恥ずかしかったですよ。

嘉戸　小遣いの使い方についてはどうでしたか？

柳田　月に1回買物に行く日があって、10人ぐらいでいっしょに買物に行かなければならなかったのがいやでした。小遣いをもらって、買物の計画を立てて、決められた日に行く。だから、突然買いたいものができても、その日まで待たなければなりませんでした。

小野　人に知られたくないものもありますね。でも、小遣い帳に何を買ったかを書かなければならないんで……。

嘉戸　規則はどうでしたか、ありましたか。

外出時間：訓練実習は、午前9時に始まり、午後5時におわります。それ以降が自由時間で、外出を認めており、門限は午後9時になっています。しかし、夕食後、当番、洗濯、入浴などがあるため、結果として、外出時間はあまり長くありません。

金銭指導：訓練校から児童1人に毎月平均2万円の小遣いを渡しており、それを自分の判断で支出できるようになっています。この金銭指導は、他の施設と大きく違うところです。

松本　僕は、施設に入った日にたばこを吸っているところを見つけられ、外出禁止です。

山田　喫煙が何回も見つかると、髪の毛を切られましたね。そして、それが園の朝礼などで報告されるので、全員に知れるということになります。それはいやでした。

石田　僕の場合は、正座と本の丸写しがありました。

柳田　あとは反省文を書かされるとか……。

小野　僕のいた施設の場合は、時間を守らなかった、学校で喧嘩をしたなどで、外出禁止、廊下拭き、坊主頭がありました。

罰則：喫煙等については、以前は厳しい罰則がありましたが、入所前にほとんどの児童が経験しているので、現在では繰り返し厳重に注意する程度です。実際に禁煙させるのは、指導上非常にむずかしいと思います。

施設と家庭の違い

嘉戸　ここにいる皆はある程度物心がついてから施設に入ったんですが、家庭と比べて、施設での生活に当初なじめないということはありませんでしたか。

松本　最初の施設に入ったときは、いきなり団体生活になったんで、当初はどうやったらいいかわかりませんでした。でも、ここでは、みな同じくらいの年齢ですから楽ですね。

柳田　僕は小学５年生のときに施設に入ったんですが、家庭と比較して、生活環境が全く違うので、最初は戸惑いました。でも、同じホームによく面倒をみてくれる年上の人がいたんで、それほど違和感はなかったような気がします。

石田　家庭と施設のギャップは大きかったですね。家にいたころは、母親といっしょにパチンコに行って、夜の11時過ぎに帰ってきて、朝８時すぎに起きて……というような生活をしていたので、施設の規則正しい生活に慣れるのが相当大変でした。でも、生活のサイクルが違ったというだけで、特にほかの問題は感じませんでした。むしろ生活が落ち着いたという点では良かったと思っています。

柳田　最初施設に入ったときは、その前日に父親から施設に入るということを聞かされたんですが、僕のほうには、施設はどんなところかという興味もありました。でも、いったん入ってからは、卒園して家に帰るのを楽しみに

施設形態：集団生活およびグループホームの両方での生活体験のある児童は、グループホームを肯定的にとらえているようです。施設形態が処遇上、大きな影響を与えることは事実ですが、児童はそれよりも、職員との信頼関係を強く望んでいると思います。

していたんです。でも、面会や帰省のたびに、父親との距離があいてきているのを感じるようになってきたんです。つまり、施設が本当の家のようになってきたんです。それで逆に、父親のほうに気をつかってしまうようになりました。

小野　僕は家がいやだったから、団体生活のほうがよかった。

嘉戸　何がいやだったの？

小野　よくわからないですけれど……。小学１年生くらいから３年生くらいまで家出ばかりしていて、……。そのとき警察の人が親に、児童相談所に行くように助言したんです。でも、相談所では全く解決にならず、結局一時保護所に入って、そこで家か養護施設かの選択がありました。僕は家に帰りたくなかったんで……。たまたま相談所の担当の先生が良い人で、僕の気持ちをくんでくれて、施設に行くことを選んでくれたんです。またしばらくして、家に戻るか施設で生活するかの選択を迫られました。そのとき、自分はやはり家に帰りたくなかったんですが、家に戻っても大丈夫だということで、家に帰ることになりました。しばらくはよかったんですが、親のほうが僕に気をつかうような状態で、よけい家に居づらくなってきたんです。それでまた、１年くらいして家出が始まったんです。そのころは中学３年生のころで、どうでもいいやと思っていたので、いろいろ悪いことをし始め、また施設に入

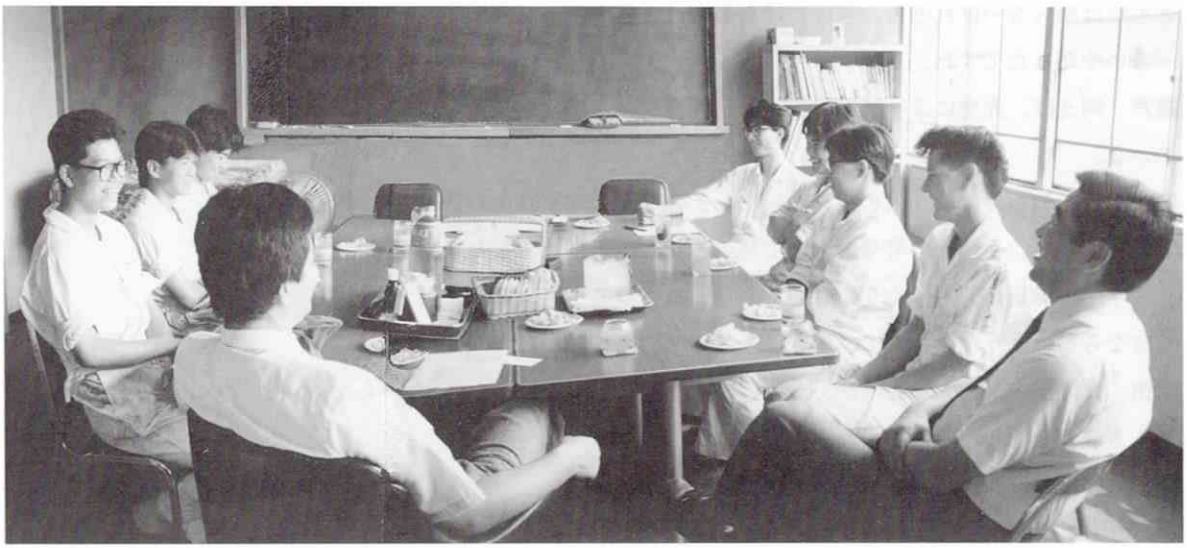

れられました。

嘉戸　家庭復帰するかどうかで、何回かの選択があったんだけれども、それは自分で選んだのかな？

小野　家に帰るか施設に入るかの選択のとき、自分としては家に帰りたくなかったんですが……。

嘉戸　そのとき施設の先生が残るように指導してくれていたら、小野君の人生も変わっていたかもしれないね。あのとき担当の人が別の判断をしてくれていたら、自分の人生が別のものになっていただろうな、ということはありますか。

家庭復帰：児童は全員、他の施設から措置変更されてくるので、比較的施設経験の長い者が多く、親との関係がつづいているケースもありますが、家庭復帰できる可能性はほとんどありません。

人間関係

松本　担当の先生はあまり気に入らなかったから、先生の話を聞こうとは思いませんでした。

嘉戸　その先生のどこがいやだったの？

松本　初めに悪いことをしたら、それからずっとそのレッテルを貼られていたんで……。

嘉戸　それはどうしてわかったのかな？

松本　話し方や態度でわかります。例えば、同じ悪いことをしても、他の子どもには怒らないけれども、自分だけが怒られたりとか……。そういうのが一番いやだったですね。

嘉戸　例えば、先生によって話の内容が全く異なっていて困ることはあったのかな。

石田　前の施設では、３人の担当がいて、そのなかのベテランの保母さんが仕切っていて、その人の号令のもとで他の職員も動いていました。だから、その年配の職員が、こうやりなさい、と言えば、他の２人はそれに従わなければならないようだったので、言うことはみな同じでしたね。

柳田　僕の担当は２人でしたが、上の人の考えに近付けようとしていたから、考え方はみな同じだったですね。

嘉戸　園長の存在はどう考えていますか。

小野　あまり接することはなかったし……。ただ奥の部屋で椅子に座ってい

対話：高年齢児童の場合、個別的処遇が大切であり、児童も職員と対話する機会を多くもち、交流を深めることを望んでいるようです。
幼児・学童も含め、対象児童の年齢の幅の広さ、職員配置の問題などがありますが、できるだけ精神的に児童の要望に応じる努力をしなければならないと思います。

る人だと思っていました。

松本　前の施設では、園長は、忙しいと言って、話をまともに聞いてくれませんでした。

向井　僕は園長と話をしたことはなかったですが、副園長とは話しました。

嘉戸　では、印象に残っている先生はいなかったかな？

松本　いなかったですね。

小野　児童相談所の先生は、家に帰りたくないという僕の気持ちをわかって、ここを紹介してくれたので、良かったですね。そのほかにはいませんでした。

山田　施設にはいなかったですね。

嘉戸　では、あの先生の話は感激したなあ、ということはなかったですか。

柳田　ありません。

石田　僕は前の施設で２人いました。１人の先生は勉強をよく教えてくれたし、不満をよく聞いてくれ、正しいことは正しい、まちがっていることはまちがいだと、はっきり言ってくれた。いい先生もいるんだなあ、と思いました。もう１人は担当の先生です。同室の仲間との問題や進路相談なんか、いろいろな問題をもっていっても解決してくれました。

嘉戸　解決の方法はどういうものですか。

石田　すべてが解決できるわけではありませんが、話し合うことによって、２人の間で理解し合えるということです。この人は年配の先生でしたが、理解し合うのに年齢は関係ないと思いました。

向井　僕も、信頼できる先生はいました。いろいろ悪いことをしても迎えに来てくれたり、まじめに叱ってくれる先生でした。中学校の先生は、こいつは駄目だ、というように投げてしまっていましたが、この先生は真剣に接してくれました。

嘉戸　施設の中も外も含め、これまでに出会ったなかで印象に残った人を聞きましたが、２人だけは良い先生に巡り会えたということですね。施設にはそれぞれ担当の先生がいたと思いますが、君たちにとって、どういう人がよい先生になるのかな？

小野　僕の担当の先生は、担当らしくなかった。あまり話し合う時間がなくて、ほかの先生のほうが話しやすかったりして……。

園長と児童との関係：行事に同行したり、相談にのったり、いっしょに風呂に入ったりして、接触する機会を多くもてるよう努力していますが、十分でないことを反省しています。

松本　いろいろ相談しても、答えがきちんと返ってくるとか……。何しろ、逃げないで解決に向えるような話をしてくれる人がいいですね。

嘉戸　この先生は逃げているな、自分のことを適当にあしらっているな、ということはすぐわかるのかな。

松本　それはすぐわかります。

柳田　例えば、僕たちが先生に言い返したとします。そのとき「ダメなものはダメなんだから」とか「勝手にしなさい」というように、つっぱねてしまうような先生ですね。こちらの意見を聞きもしないで、その場を処理してしまうような……。

石田　話し合いをして、自分が本当に悪いと思えば自分の非が理解できるけど、それが理解できないときは、こっちはあやまりませんよね。そうすると、先生のほうがその場に飽きてきて、黙って食事に行ったりしてしまう。だから、こちらも余計先生を無視するようになる……、そういう悪循環が起きるのです。

嘉戸　先生は男女のどちらが話をしやすいですか。

山田　男の先生のほうが話しやすくて、女の先生は話をまともにしてくれない……。でも、それはあまり関係ありませんね。要は、僕たちの気持ちをわかってくれるかどうかです。

問題への対応：お金や品物が盗まれたりしたときなど、児童からその旨の報告があったら、真剣に調査し、その結果を示す姿勢が職員になければならないと思います。

進路

嘉戸　将来こうしたいという夢がそれぞれあると思いますが、その相談は誰にしようと思っていますか。

山田　親です。

向井　将来のことは自分で決めます。

石田　自分の将来はまだはっきりと決めていませんが、決まったら、ここの施設の先生に伝えるだけですね。でも、ここを出るときに、まだ決まっていなかったら、やはりここの先生に相談します。

嘉戸　石田君の場合、前の施設で2人のいい先生に出会ったということだったけれど、その先生たちには相談しないんですか。

石田　この3年間は全然会っていませんし、ここの先生のほうが僕のことを

よくわかってくれていますから、ここの先生に相談します。

嘉戸　就職のほか、進学や自分の気持ちだとか、そういうことを相談する人はいますか。また、そういう相談相手は必要ですか。

柳田　やはり、自分の考えだけでは不安ですから、誰かに相談したいですね。

石田　いろいろな人の話を聞いて、自分の将来を決めたいとは思いますが……。

嘉戸　将来の問題として、就職のほかに高校進学の問題がありますね。養護施設の子どもの進学率はいま50％ぐらいしかないのに、一般家庭の子どもの95％が高校に進学しています。園長や職員から、高校進学についての話はありましたか。

柳田　学力に応じた高校への進学指導はあったけど……。

向井　進学の話はほとんどありませんでした。

松本　生活態度が悪いと、進学は認めてもらえない状況でした。

嘉戸　特に、ここではいま通信高校に通っていますが、このことについてはどう思いますか。

石田　昼間は自動車整備の訓練をして、夜、通信高校の勉強をし、たまに学校に行くんだから、効率はいいんじゃないですか。普通高校だったら、勉強だけだっただろうし……。

柳田　前の施設では高校に行きたいという思いと、早く施設を出たいという、ふたつの思いがありました。施設を出たかったのは、外に出られないとか、小遣いの面とか、自由がなかったから……。でも、ここでは高校に行けて、自動車整備の資格も取れて、小遣いもできるし、門限も夜9時だし……。よかったと思っています。

嘉戸　今年、ここの卒園生が大学に進みましたが、大学進学についてはどう思いますか。

松本　僕は高校で十分です。

柳田　僕も、高校で十分です。

向井　高校で十分です。

小野　僕も。

山田　できれば進学したいですね。

石田　夢ですけれど、行ってはみたいですね。

嘉戸　夢はもたないと実現はしないし、また、夢はもっているといつかは実現できる可能性があるわけです。ですから、われわれ施設職員はその夢をかなえてあげるために、努力しなければなりませんね。

家族

嘉戸　最後に、自分の描く将来の家庭はどんなものか、またどんな親になりたいと思っているのか、聞いてみたいと思います。

松本　ごく普通で、楽しい家庭をもちたいですね。それから、自分の子どもには、自分と同じように施設に入らなくてはならないような目には会わせたくないですね。

山田　僕も、自分と同じ目には会わせたくないですね。

小野　僕もそうです。

向井　僕も、自分の子どもには親の心配をさせたくないですね。

石田　子どもに責任をもちたいですね。

柳田　ごくありふれた生活をしたいですね。それと、子どもは施設には入れたくないですね。

嘉戸　みんなの話を聞いて、施設の職員が真剣にみんなの声を受け止め、考えなければならないことがたくさんあるな、と思いました。それから、異なってはいますが、それぞれ事情があって施設にいるわけですが、いったん施設を出ても、いつでも相談しに来たり、遊びに来れるような施設でありたいですね。

結婚：平成２年には、４人の卒園生が結婚しました。そのうち３人は、両親が揃った家庭に育った娘さんと結婚しました。彼らも社会に出たら、早くやさしいガールフレンドを見つけ、温かい家庭を築いてほしいものです。

座談会を終えて

座談会は初めての試みだったため、参加者全員が緊張してしまいました。児童たちは、自分たちだけにしてくれればもっと言いたい事があったのにということでしたが、各々の気持ちを真剣に語ってくれたと思います。

最後のほうに、「子どもは施設には入れたくない」という発言がありましたが、職員が誠心誠意子どもたちのために尽くそうと思っても、子どもたちの視点からみれば、施設というものは必ずしも満足できる場所になっていないことを思い知らされました。さまざまな条件によって制約されている施設ですが、いかにして最善を尽くして社会的養護を展開できるかが、これからの大きな課題であると思います。

（暁星学園長・込山　稔）

特集

子どもの眼・子どもの声
――児童福祉施設から

施設入所等の措置に対する児童の権利

意見表明権および自己決定権を中心に

明星大学教授 吉田恒雄（よしだつねお）

1.はじめに

日弁連は、1989年に児童の意向調査に関して児童福祉法27条7項の改正提言を行った（日弁連「親権をめぐる法的諸問題と提言」）。その内容は、措置の解除・変更が児童を取り巻く環境、交友関係、保護者のすべてに変更を生じる重大な結果をもたらすところから、これらの場合に、児童のおかれている状況を十分に把握し、児童の希望を反映し、その意向をくみとった適切な判断を可能にするため、措置権者に「児童に面接し、実情を調査すること」を義務付ける必要がある、というものである。

児童相談所実務では、施設入所等の措置に際しては、児童、保護者に十分な説明を行うとともに、施設の決定にあたっては児童、保護者の意向を十分尊重すること、とされている（児童相談所運営指針）。またケースワーク上も、措置に際して、措置およびその内容を児童に説明することが重要な意味をもつことは、十分認識されている筈である。ところが実際には、児童相談所の態勢の手薄さや施設の状況などの理由から、教護院入所措置等におけるごくわずかな例外を除いて、入所措置の決定過程で児童の意思が十分尊重されているとはいえないのが、現状のようである。(1)

施設入所等の措置は、親権者等の権利制限だけでなく、親子分離によって児童の身体を拘束し、親による監護教育を受ける児童の権利の制限を本来的に伴うものである。それゆえ、児童自身に直接影響を与える事項に関する権利をより確実に保障するためには、児童相談所における児童の意見尊重の実務がさらに法的な裏付けのもとに行われる必要がある。具体的には、児童は、措置の際に自己の権利に関する事項として何らかの形で、自己の年齢・能力に応じてその手続きに関与し、自己決定の途が開かれ、第1次的に考慮されるべき「児童の最善の福祉」（子どもの権利条約3条）の判断に際しては、年齢・能力に応じた方法による意見表明ならびに自己決定が、権利として認められるべきではないかと考えられる。

2.児童の意見表明権

（1）意見表明権　児童福祉法は、施設入所等の措置を行うに際しては、親権を行う者または後見人の同意を要するとしてはいるものの（27条1項3号）、措

置される児童本人の同意を必要としていない。のみならず、措置手続きに際して児童が意見を表明する機会の保障もしていない。その理由としては、施設入所措置は、親権・後見を制限するが、この措置は児童の保護を目的としたものであり、児童の権利を侵害することがないところから、児童の同意が不要とされ、陳述の機会付与も不要とされたとも考えられる。[2]

しかし、就学義務違反に関するアメリカ連邦最高裁のWisconsin v. Yoder判決で、ダグラス判事が反対意見で述べたと同様に[3]、措置に際しても、危うくされるのは親の権利だけでなく、児童の権利や将来もまた危うくされるのである。児童がいかなる運命をたどるかは児童自身の問題なのであり、その主人公たるべき児童自身は、意見を聴取される機会を付与される権利を有するというべきである。

国連・子どもの権利条約は、12条で「その児童に影響を与える問題のすべてに関して自己の意見を自由に表明する権利」を締約国が保障するものとし(同条1項)、さらに2項で「児童は、とくに、自己に影響を及ぼすあらゆる司法上及び行政上の手続において……直接もしくは代理人または適当な者を通じて意見を述べる機会を与えられなければならない。」として、締約国に児童の意見表明権および陳述の機会付与を保障すべきものとしている。

(2)意見表明権の法的根拠　わが国においては、これら意見表明権および陳述権保障の実定法上の根拠は、憲法13条に求めることができよう。同条は、生命、自由、幸福追求という人格的利益の保護を目的としており、これら人格的利益に関連して公的な判断が行われる場合、その判断は、恣意的・専断的判断であってはならないという法的ルールを内包していると解される。すなわち、同条は、公的判断が専断的な判断ではなく、正確な個別的判断であることを要請し、そのための手続きを整備することによって、「個人の尊厳」を実現することを内容としているのである。「正しい手続を踏むことが社会構成員に対する正しい判断を導くための大前提」なのである[4]。そのためには、なによりも判断機関が事実に関する正確な情報を収集し、それに基づいて判断する必要がある。かかる正確な情報収集の一環として、判断の対象となる個人の意見を求め、その前提として陳述の機会を保障しなければならないのである。児童を単に国または親による保護の客体としてではなく、保護を受ける権利主体とみるのであれば、年齢に応じた方法で、自らに関する事柄について自律・自己決定の権利が保障されてしかるべきであり、その前提として、種々の方法によって児童が自らの意見を表明する機会が与えられる必要がある。

未成年者の意見表明権および陳述権は、司法手続――とくに家事事件――において、15歳以上の未成年者に保障される場合がある〔親権者の指定変更審判手続(家事審判規則70、72、54条)、児童福祉法28条1項の施設入所等の措置に対する承認審判手続(特別家事審判規則19条)、生活保護法30条に基づく保護施設収容措置(特別家事審判規則20条の3)〕。さらに、家庭裁判所の実務の取り扱いでは、15歳未満の児童であっても、事件の種類、子どもの発達段階に応じた調査方法によって意見を探るものとされているよ

うである[5]。また人身保護規則５条は、被拘束者の自由に表示した意思に反して人身保護手続きをすることができない旨を規定し、子どもの意思が人身保護手続きに反映される途を開いている。

児童福祉法における施設入所等の措置が、児童の人格的利益に直接にかかわる事柄であることはいうまでもない。児童相談所が措置という行政処分を適切に行うためには、児童の要保護性に関する十分な情報収集を必要とする。その際、親権者・保護者等の意見のみならず、措置の対象となる児童本人の意見聴取は、児童の「尊厳」維持のために不可欠であり、児童の権利として保障される必要がある。但し、児童の意見聴取が、個々の児童の年齢・発達に応じた方法で行われるべきであることはいうまでもない。

（３）立法論　立法論的には、児童の施設入所等の措置は、まさに「その児童に影響を与える問題」であり、子どもの権利条約上、措置に対する児童の意見表明権の保障ならびに措置手続きにおける児童の聴聞の機会付与は、締約国の義務といえる。わが国は、1991年８月現在、同条約の批准には至っていないが、批准に向けられる国内法および制度の整備にあたっては当然、児童福祉法による施設入所等の措置も考慮に入れられなければならない。

また前述の日弁連の提言が、措置の解除・変更を児童自身にかかわる事柄であると認識し、措置権者に児童の意見聴取を義務付けたのは、専断的判断防止の観点から大いに評価されよう。そして、この提言をさらに積極的に意義付けるには、児童が意見表明権を本来的に有し、その権利に対応して、児童相談所が措置の解除・変更の場合のみならず、措置に際しても意見聴取を義務付けられる、と児童の権利の視点から構成する必要があろう。

3.児童の自己決定権

（１）施設入所等の措置と児童の自己決定権　施設入所等の措置は、親権、後見を制限するだけでなく、同時に児童の親による監護教育を受ける権利を制限し、さらに身体的拘束を伴う。とすれば、権利主体としての児童自身も、自己の運命に影響を与える事柄に対して、親権者等と同様、措置に対する自己決定権がその年齢・成熟に応じて認められてしかるべきではないだろうか。

憲法13条に基づく自己決定権は、本来個人というものが、自己の主体的な意思決定に支えられて初めて存在しうるとの考え方に基づくのであり、いわゆる個別的自由権は、この自己決定権から導かれるのである[6]。そしてこの自己決定権は、憲法上の権利としてすべての国民が享有することのできる権利なのである。

とはいえ、児童は、成人と異なり十分な判断能力が備わっていない存在であり、成人と同様に完全な自己決定権を認めることは、かえって児童の成長発達を妨げ、児童の福祉に反する結果となる。そこで問題となるのは、児童の自己決定権をどの範囲で認めるかである。

司法手続きでは、親権者監護者の指定変更において、両親の生活環境、扶養能力、愛情など、いずれも優劣がつけ難い事例で、18歳および15歳の子ども

の意思を尊重するものとした裁判例がある(東京高決、昭和39年5月30日、家裁月報16巻6号125頁)。また、人身保護法による子の引渡し請求においては、意思能力を有する子がその自由意思で拘束者のもとにとどまる場合、拘束にはあたらないとされている(最判、昭和46年11月30日、家裁月報24巻7号57頁)。

他方、児童福祉法も児童の自己決定権を保護受託者への措置の場合に認めている(児童福祉法27条1項3号5号)。保護受託者制度で児童本人の同意を必要とされたのは、第1に対象児童が義務教育を終了した意思能力を有する児童であり、第2に、保護受託者と児童との間に労働関係が成立する場合には、親権者または後見人の同意を得て、児童自らが労働契約を締結する必要があること(労働基準法58条)を考慮したことによる。

こうした意思能力ある児童の自己決定権は、労働契約の締結の有無にかかわらず、施設入所等の措置の場合にも、憲法13条の趣旨に基づいて尊重されるべきではないだろうか。さらに、前述した子どもの権利条約12条1項にいう「年齢および成熟に従い、正当に重視される。」との法文は、施設入所の措置につき、意思能力ある児童の自己決定権までをも認める趣旨と解することができよう。

しかし児童は、その特性として成長発達途上の存在であり、十分な判断能力をもっているということはできない。意思能力の有無の判断に関して、認知や養子縁組のような形成的身分行為の場合には、15歳をもって、画一的に身分行為能力を認めるのが妥当であろう。これに対して、施設入所措置の場合のように、児童の監護教育を受ける権利の行使としての自己決定権の行使に必要な意思能力の有無は、児童の年齢、成熟の度合、措置の種類・内容によって異なるのであるから、——具体的には種々の困難を伴うであろうが——個々の児童について個別的に判断されなければならない。

さらに児童が意思能力を有している場合であっても、児童の自己決定権を尊重するあまり、措置に際して児童の決定を最善の利益判断の絶対的な要素とみることは、ときとして児童の福祉に反し、児童に酷な結果となる。この場合、児童の選択が明らかに当該児童の福祉に反すると認められるときには、児童相談所は施設入所等の措置を必要とする合理的理由を付して、児童の意思に反する措置をとることができると思われる(7)。

(2)児童相談所の説明義務　児童相談所としては、児童に意見表明の機会を付与するだけで足りる、とすることはできない。児童相談所は、さらに児童の自律・自己決定の能力の形成を援助し、児童の意見表明および自己決定をより実質的なものとする責務を負うと解される。児童に対して児童相談所による措置の説明がなされ、その説明に基づくのでなければ、権利として保障された児童の主体的な意見表明および自己決定とはいえない。このような説明は、ケースワーク上必要とされるだけでなく、行政機関としての児童相談所が、児童の自己決定の権利を保障するために負うべき法的義務でもある。児童の合理的選択を可能にするには、児童の年齢・成熟に応じた方法による、必要な情報の提供が不可欠である

と考えられる。

4.結びにかえて——親権と児童の権利

児童が自己決定権を有するといっても、すべての児童が等しく成人と同様の権利を有するわけではない。自己決定の能力は、まず第1に親による養育教育を通じて形成される。親は、児童の養育および教育に対して第1次的責任を負い(子どもの権利条約18条1項参照)、同時にこの責任を果たすために自己の幸福追求権、監護教育権の行使として監護教育をすることができるのである。他方、国による介入は、親の監護教育の援助、条件整備に向けられるべきであって(同条2項)、親の監護教育の内容に対する過大な干渉は、放任や虐待等、親の権利が濫用される場合を除いて、親および児童の権利侵害として許されない。

これを児童の自己決定権との関係でみれば、自己決定能力は、児童が成長発達する過程で親の養育教育によって高められるのであるから、その年齢・成熟の度合いに応じて、自己決定権も尊重の度合いが異なることになる。すなわち、児童の意思能力が十分でない場合は、第1次的養育責任者としての親が児童の福祉を判断し、その判断が尊重されなければならない。しかし、児童の成長に応じて児童の自己決定の範囲もまた拡大し、相対的に親の判断しうる範囲は縮小することになる。それゆえ、意思能力ある児童本人に影響を及ぼす事項に関して、児童の福祉の観点からまず優先的に考慮されるべきは、児童の意思であって親の意思ではない。前述のようにわが国においては、児童の福祉に関して児童自身が権利として意思を表明し、尊重される制度が不十分であるところから、これを制度的、立法的に整備すべきであろう。例えば、1981年の日弁連提言「養護施設をめぐる法的諸問題」にあるように、自ら権利主張する方法をもたない子どものための「子ども委員会」の制度などが検討される必要がある。

他方、親が第1次的養育責任を果たすことができず、またはその権利を濫用する場合は、児童の最善の利益が害され、成長発達が阻害されるのであるから、この場合は国家による介入が必要となる(子どもの権利条約19条参照)。この点についても、現行制度が決して十分であり適切に機能している、とはいえない。子どもの権利条約を視野に入れた上で、1989年の日弁連提言にある「親権の一時、一部停止」を含め、親の権利の濫用の諸原因を考慮した民法、児童福祉法の全面的な見直しが求められる。

＊注

(1)一番ヶ瀬康子、寺脇隆夫編著『児童福祉行政の焦点』(ささら書房、1975年)211頁参照(鈴木政夫))

(2)厚生省児童家庭局編『最新　児童福祉法、母子及び寡婦福祉法、母子保健法、精神薄弱者福祉法の解説』(時事通信社、1988年)159-160頁参照

(3)See, 406 U. S. 205, 245-46.

(4)佐藤幸治編『憲法II』(成文堂、1988年)83-84頁参照(釜田泰介)

(5)北野俊光「親権者の指定及び変更」、岡垣 學、野田愛子編『講座・実務家事審判法2』(日本評論社、1988年)125頁参照

(6)佐藤幸治編、前掲書、99頁参照(釜田泰介)

(7)野田愛子『家族法実務研究』(判例タイムズ社、1988年)232-233頁参照

〈付記〉紙幅の都合から、「注」は最小限に止めた。詳しくは、吉田恒雄「施設入所措置における親権者・児童の同意——児童福祉法における手続保障の視点から——」、『明星大学経済学研究紀要』22巻1号64頁以下(1990年)を参照されたい。

分類総目次

（第1号～第30号）

左側の数字は号、右側の数字はページを示す

児童　母子福祉・施策　動向

児童発達理論の流れ－米国を中心にして－……藤嶋輝子　1－44
スウェーデンにおける児童の権利……川合　勇　1－50
児童福祉関係最近の米・英の基礎・専門文献を中心として……小島蓉子　1－58
フィンランドの児童福祉……田中　寿　2－2
スウェーデンの児童健全育成対策……吉野　寛　2－15
社会主義社会における最近の児童福祉基礎・専門文献を中心として……高橋重宏　2－53
児童手当制度の最近の動向……坂本佶三　3－18
ベルギーにおける児童福祉活動……小山一宏　3－39
子どもの行動変容－アメリカにおけるオペラント学説の発展－……東　正　4－2
母と子の年金－日本と世界－……平石長久　4－16
母性愛を中心とする内外文献……千羽喜代子・今井節子　4－52
最近の保育動向を中心とする内外文献……森　重敏　5－50
北欧の母子福祉……長畦すめる・久保冷子　6－2
最新の世界の育児書……澤田啓司　6－50
世界の児童手当……肥後和夫　7－9
カナダの子ども－児童福祉対策をめぐって－……岡本民夫　8－76
フィリピンの児童福祉事情……大谷嘉朗　9－2
韓国の児童福祉と教育……帆足喜与子　9－22
イギリスの母子福祉政策とファイナー報告……京極高宣　10－56
海外の児童手当……平田寛一郎　12－39
政策課題としてのアメリカの家庭－ホワイトハウス会議について－……石原邦雄　12－43
マレーシアの事情と福祉施設めぐり……伊東よね　13－39
世界各国の育児休業の比較……可知正高　15－12
国籍法の改正について……小原紘司　15－47
最近の欧州諸国における里親制度の動向－終局を迎えた脱施設化－……渥美節夫　16－38
オーストラリアにおける児童および家庭福祉サービスの変容（1）……イアン・G・エリス　16－28
オーストラリアにおける児童および家庭福祉サービスの変容（2）……イアン・G・エリス　17－39
デンマークの児童・青少年福祉現況……千葉忠夫　18－17
西ドイツにおける児童・母性のための施策……小島晴洋　18－30
ヨーロッパに押し寄せるノーマリゼーションの波……北沢杏子　18－44
インドにおけるユニセフの活動……井上和雄　19－47
アメリカにおける1980年の児童福祉法改正の影響について……多々良紀夫　20－49
施設処遇の比較……山崎健治　20－54
フランスの児童福祉と家族手当制度……藤井良治　21－25
北京市の児童福祉事情……蘇　坡　21－30
21世紀の日本人口－高齢化社会と子ども－……阿藤　誠　22－42
南米・児童福祉の横顔……小島蓉子　24－49
児童の健全育成の課題と展望……山本　保　25－32
一番初めに何を学ぶか……呉　端　25－50
国際連合児童権利条約の成立に向けて……福田垂穂　26－31
インドネシアにおける児童福祉事業……ジスカ・ロカンディア　26－36
中国における児童の福祉と立法の現状……王　鴻翔　29－60
児童問題15年の流れ……福田垂穂　30－2
児童家庭福祉施策の展開とその課題……吉沢英子　30－19
子どもの権利条約の現代的意義……許斐　有　30－34
タイ国の児童問題とＮＧＯの活動……金原　隆　30－51
子どものための世界サミット……澤　良世　30－77

国際児童年に向けて動きはじめたＩＵＣＷ……大谷嘉朗　5－8
国際児童年に向かう国際児童福祉連合の活動……加藤栄一　7－40
国際障害者年をめぐる世界の動き－その1－……丸山一郎　12－34
国際障害者年をめぐる世界の動き－その2－……丸山一郎　13－34
国際障害者年をめぐる世界の動き－その3－……丸山一郎　14－32
国連障害者年後の国連の動向……堀　利雄　17－34
国際青年年について……高橋吉則　17－47
国際青年年をめぐる世界の動き……高橋吉則・松本　悟　19－61

子どもの生活一般

人種差別のない階層社会－サンパウロのさまざまな子どもたち－……田実　碧　4－58
仏教国の子だくさん－熱帯の戸外で育つ子どもたち－大貫富美子　5－58
ミクロネシアの子どもたち……福田垂穂　6－39
アラブ首長国連邦の子ども－土塀のなかの母と子ら－……笹原松子・笹原美智　8－40
ネパールの子ども－貧しくも物乞いのない活気－……福渡　勲　8－44
スリランカの子ども－富める者・貧しき者－……岡本美智子　8－52
南イタリア・マンフレドニアの子ども－生活の四季－…川本恵子　8－56
タンザニアの子ども－責任の分担－……鈴木優梨子　9－6
ナイジェリアの子ども……宮崎安子　9－10
ミクアロネシア・トラック諸島の子ども……古市　慎　9－38
メキシコの子ども－文化と伝統－……山本哲士　9－42
イラクの子どもとその環境……佐藤由美子　9－46
スペインの国柄と子ども……香川純子　9－50
アラスカ州エスキモーの暮しと子ども……武藤静子　9－54
ブラジルの子ども－日系の子どもの生活と問題点－……横山定雄　9－58
リベリアの子ども－貧しい現実と150人の大家族－……パトリシア・クラーク　9－66
デンマークの子ども・家庭・学校……花村春樹　14－7
貧困不在の環境と国際化時代……中村八朗　22－19
「夜に遊ぶ子どもたち」について……棚谷克己　22－55
現代の「家なき子」の現象と課題……堂本暁子　29－4
家庭に巣籠りをする子どもたち……深谷昌志　29－43
いま子どもらしさを問うことの意味……片岡洋子　30－4
危機下にあるアメリカの子どもたち……多々良紀夫　30－44

育児　しつけ

ゼントルマンを育てる－英国の育児－……竹田和子　1－65
パルドン－フランス人におけるしつけ－……上野啓子　2－59
子どものしつけと社会福祉……岩永信吉　3－44
教育の祖型を探る－アチョリ族の子育て－……小沢有作　6－9
カスタニエの実拾い－古都の静けさと伝え継ぐしつけ－辻　英子　6－57
タンゴの国のしつけと慣らわし……小林暁子　7－62
オーストリアのしつけ－生活とのかかわり合いのなかで－……辻　英子　8－12
タイの子ども－育児と伝統－……伊達章三　8－8
フランスの子ども－育児と教育－……寺内礼治郎　9－26

親の子育てについての国際比較調査……田村健二　14－2
アメリカの育児法について－ブラゼルトンの育児書をめぐって－
……平井信義　15－2
「主体性のある子育て」をすすめるために……廿楽昌子　20—30
「気が'ね」について……宮嵜ゆかり　22－32
物からみたわが国の子育て今むかし……加藤　翠　25－7
しつけからみた母子関係の今昔……湯沢雍彦　25－12
児童相談所から見た子育ての問題……上出弘之　27－2

親子　家族・指導対策

ヘルシンキの未婚の母と子どもの家……坂田　澄　1－36
コペンハーゲンのファミリー・ガイダンス（家庭福祉相談）
……高橋重宏　1－47
ＩＰＰＦ東南アジア・東アジア・オセアニア地域ワークショップ
"家族計画のための地域教育"……小長井春雄　1－56
西ドイツのホームヘルプ・サービスと保養事業……春見静子　2－8
トルコにおける母と子の施設……Ｍ．ギョエケル　3－14
バングラデシュの母と子－悲しみを乗越えて－……長田満江　3－33
ローマの子どもと母親－家族愛とモンテッソーリ方式のこと－
……山田すみ子　5－41
インドネシアの小学生－２つの家族とその周辺－……笠井　集　8－64
レバノンの家庭生活と子ども……小山則子　9－14
台湾の小学生－２つの家族とその生活－……廖　高義　9－34
片親家庭問題の国際比較……西村洋子　10－2
日本の片親家族……田村健二　10－13
日本の母子家庭に関する調査結果……杉浦宏章　10－17
片親家族への地域ケア－フランス・ストラスブール市の例－
……松村祥子　10－22
オーストラリアのケアフォース……大谷りつ子　10－25
オランダのトライアングル……網野武博　10－28
中華人民共和国の共働き……加藤　翠　11－39
離婚－その理想的対応について－……ロナルド・サンドバイ牧師　11－45
ウォーレン・ヴィレッジ・コミュニティ……武田顕子　12－52
ナイジェリアの捨て子と養子……Ｂ．アジェニフジャ　13－51
母子精神相談と両親教育
……Ｌ．ゴットファルブ・フォン・ボンスドルフ　13－54
単親家庭の福祉に関する提言－（東京都児童福祉審議会意見具申）
概要……吉田恭爾　14－12
離婚・再婚のはざまでふりまわされる子どもたち－アメリカの
家族を取材して－……竹内　実　14－17
両親の別居および離婚が児童の発達に与える影響
……ジェフリィ・Ｉ・ドルガン　14－21
母子相互作用の研究……多田　裕　14－35
先進諸国の出生率の低下……高橋重郷　14－40
出産に関する最近の考え方……雨森良彦　15－16
キブツの親子関係－乳児保育を中心にして－……石垣恵美子　15－24
親業訓練協会……近藤千恵　16－16
インドネシアにおける母子栄養問題……山口賢次　16－19
子どもの孤食・欠食……藤沢良知　18－36
子どもの幸せをはかるために家庭のあり方を考える……佐治守夫　20－2
現代の家族と子どもの発達……三宅和夫　20－19
母と子の絆を考える……高橋悦二郎　20－28
専門化が進む中で……藤原房子　20－31
親子関係と子どもの病理性……服部祥子　20－43
日本の家族の動向－子育てへの影響－……田村健二　21－2
韓国の家族の行動……松本誠一　21－6
ソ連の家庭・家族の事情－共働き、離婚問題への対策－
……稲子宣子　21－10
西ドイツの家族問題……春見静子　21－14
変わりゆくアメリカの家族……ジェームズ・ピアーズ　21－18
ベタニヤホームひとり親家庭援助事業……長畦すめる　21－37
高度情報通信システムの進展と家庭・地域の変化……後藤和彦　22－14
子どもと母親の社会参加活動……森井利夫　22－24
世代間交流ふれあいの集い……岡田　陽　23－41
母親の異文化体験とその影響……塚本美恵子　23－32
変わりゆく家族像……高桑啓介　23－45
親の成長と子どもの適応……須永晩子　24－17
子どもの血清コレステロールと食生活……伊東薫一　24－44
乳幼児の死亡率……平山宗宏　25－17
家族・子どもと住居……中島明子　25－42
韓国の社会・家庭の変動と子どもたち……尹　基　26－2
台湾・高雄市立海青商工高校における「人作り」の新しい試み－
……林　顕茂　26－7
シンガポールの家族と子どもたち……リンダ・コオ　26－12
タイの社会・家族の変動と子どもたち……秦　辰也　26－16
開発のはざまで犠牲になる子どもたち－フィリピンの場合－
……小林　毅　26－21
マレーシアの社会の変化と子どもの教育……西野節男　26－26
中国の１人っ子家庭の課題……林　暁光・葛　慧芬　26－41
オランダ単身婦人、未婚の母、シングルペアレントの居住型施設
……長畦すめる　26－48
ひとり親家庭の生活課題とセルフ・ヘルプ活動－イギリス、オラ
ンダを中心に－……山崎美貴子　27－8
日本における家庭の変容と対応……古川孝順　27－18
子どもの食生活にみる家族機能……水野清子　27－29
日本の家庭児童相談活動－相談を通してみる家庭の変容－
……宮森育子・稲毛裕子　27－34
ペッドバグ・ベンジーと大通りでの奇跡－ストリート・チルドレン
と家族、地域社会、広場での彼らの生活－…ピーター・タソン　27－51
変容する家庭と子どもの危機……大橋　薫　28－2
発展途上国の発展に巻き込まれた子どもたち……田尻佳史　29－9
ジミーの物語－アメリカのホームレス家族と子どもたち－
……デーナ・ルイス　29－14
ヨーロッパにおける外国人労働者の子どもたち－家族と社会のはざまでのアイデンティティ葛藤－……宮島　喬　29－21
英国における青少年浮浪者の実態……山形優子　29－26
アジアの働く子どもたち……パヌッダ・プンパラ　29－31
急増する低所得者とその子どもたち－オーストラリア－
……バーバラ・スポルディング　29－38
現代の親子関係……池田由子　30－9
摂食障害からみた現代社会……生野照子　30－14

地域福祉機関・活動

フィリピンの地域社会生活向上教育福祉センター……大谷嘉朗　1－34
シンガポールにおける児童福祉のコミュニティー・サービス
……小林芳文　2－41
アメリカ・アイオワ州の児童育成の診断センター……松本佑子　3－28
地域の福祉活動とワーカー－西ベルリン、ロンドン、カナダー
……坂口順治　4－9
コペンハーゲンのストレ・ピュールスルゴー……土屋方人　5－28
定着した地域行動プログラム－アメリカ－……福田垂穂　5－35

児童相談機関とその地域活動－アルコールと薬物中毒の防止教育を中心にして－……カックス梢　7－2
児童の健全育成とコミュニティの役割……松原治郎　13－2
地域児童福祉活動……カックス梢　13－7
欧米における児童のためのコミュニティ施設計画……長倉康彦　13－12
障害児のためのコミュニティ・ケア……北沢清司　13－18
子どもとコミュニティ……高山忠雄　13－21
ウォーデン・コミュニティ・センター……神戸賢次　15－19
養護施設と学校の効果的な連携……側垣雄二　17－14
少年少女のコミュニティ・センターを目ざして……八住智明　17－30
コミュニティ・ワークへの動き……阿部志郎　19－57
グマイナー・アカデミーを訪問して……平井信義　26－45
ブラジル・サンパウロのモンチ・アズールの活動……小貫大輔　28－48
思いやりの心を求めて－ストリート・チルドレンから学んだこと－……高野彰夫　29－48

文化・芸術・活動

ハンブルグ国際児童演劇祭－日本の児童劇の与えた衝撃的感動－……落合聡三郎　2－44
ボストンの子ども博物館……杉本敏雄　10－52
児童テレビ番組をめぐる国際事情……後藤和彦　11－2
最近の海外の子どもの本－絵本を中心に－……荒井督子　11－7
日本の児童文化活動……星美智子　11－12
外国の子どもの絵と日本の子どもの絵……林　健造　11－17
ユネスコ・アジア地域共同出版計画……松岡享子　11－20
人形劇と子どもたち……竹内とよ子　11－23
ミドランドの青少年芸術センター……山口　真　11－26
カナダのオンタリオ科学センター……荻須隆雄　11－28
ユネスコ・ワークショップ－「芸術家としての子ども」－……内山喜久雄　11－59
秋田県立子ども博物館……佐藤　進　12－56
フィラデルフィアのプリーズ・タッチ・ミュージアム…福田垂穂　13－30
テレビ子ども番組の日米比較研究……江畑敬介　16－43
トロッペンミュージアム……斎藤歎能　16－56
ヨーロッパ・子どものための展覧会・あれこれ……田嶋茂典　17－44
アメリカの演劇教育とクリエイティブ・ドラマ……方　勝　18－47
モントリオールの地下広場……福田垂穂　18－52
バンクーバーの子どもまつり……落合聡一郎　21－46
こどもの城の一年……津田長幹　21－51
子ども文化と絶対的価値……千石　保　22－2
外国の若者文化……副田義也　22－8
子どもと“漫画文化”……石子　順　23－15
若者の流行語……稲垣吉彦　23－20
東大和子ども祭り……安藤美紀夫　23－24
世界の子ども科学館……青木国夫　23－28
テレビと家庭生活……藤竹　暁　23－37
中国児童少年活動センターと少年宮……堀　利雄　26－53
チルドレンズ・ミュージアム－アメリカ合衆国南カリフォルニアを例に－……太宰久夫　27－60

遊び場　遊具

デンマークの児童とユースクラブ活動……山崎重信　1－17
ロンドンの冒険遊び場……本田三郎　1－40
デンマークの児童館と児童の余暇活動……長門乙彦　2－32
西ドイツのトリム……吉田健一　4－41
北欧の遊具……仙田　満　4－44
世界の玩具安全基準統一化の動き……角田鏡輔　6－36
みんなのスポーツの推進……青木　高　7－24
デンマーク・スウェーデンの児童の遊びの環境－遊びの環境福祉計画とそのモデル－……高城義太郎　8－2
スイスの教育と子どもの遊び場－地域の生活フリータイムセンター……斎藤歎能　8－60
遊び場の新しい設備－ノルウェーにおける新しいモデルの試み－……森　重敏　10－36
中華人民共和国の国立中央児童館……福田垂穂　17－28
海南こどもの国……井川昭栄　20－60
遊具のデザイン……仙田　満　23－2
世界の児童玩具とその安全基準……岡野泰三　23－9
青少年と海洋レクリエーション……森繁　泉　23－54

保育　幼児教育

アメリカの就学前児童のためのデーケア・プロジェクト……小関康之　1－4
フランスの母親学校（エコール・マテリネル）……山口　真　1－10
西ドイツにおける幼児教育の基礎……成田弘子　3－54
シドニーの保母養成機関……小林芳文　3－26
アメリカ・カリフォルニア州の公立保育所と私立デースクール……長谷川慶枝　4－30
ドイツ民主共和国における児童保育－農村地域は農業生産協同組合の手で－……田端光美　4－38
フランスの幼児保育と幼児教育の在り方……岡田正章　5－2
保母養成施設－オーストリア－……千羽喜代子　6－28
幼児能力開発通園施設……石綿　裕　7－32
イスラエルの幼児教育－キブツの2歳児－……小川博久　8－16
中国の幼児教育－労務対策と国家要請を目ざす幼稚園…高橋種昭　8－20
ハンガリーの保育所－環境づくりへの配慮－……小川信子　8－24
ロンドン地区の幼児の福祉と教育－移民と保育所、「1時クラブ」について－……林　三平　8－28
ソ連の学齢前教育－子どもは王さま－……勅使千鶴　8－32
西ドイツの幼児教育の研究－北部ライン・ウェストファーレン州の試み－……平井信義　8－36
ベトナム・ホーチミン市の保育問題……グエン・ティ・リェン・ホア　9－18
インドの建設現場の移動託児所……山口　真　9－30
日本講演にみるスポック博士の幼児教育論……和田慎吉　10－42
ドロシイ・ガードナー児童センター……児玉　省　11－50
レッジョ・エミリアの保育園を訪ねて……田辺敬子　13－25
ベビーホテルの実態……加藤　翠　13－45
スリランカのサルボダヤPre-School部門－その運動を通して－……兵頭恵子　14－26
ヒューストンのチャイルド・ケア・ファシィリィティズ…加藤　翠　14－52
ミトラ・プレープライマリィ・スクール……久野登久子　14－56
乳児院におけるふれあい－育児法の変遷と乳児の発達的変化－……赤松高之　15－7
中国の乳児保育施設－上海の人民公社の例－……高野　陽　15－22
思春期の問題行動の原因としての乳児期の養育について……平井信義　16－12
ムードン市の保育……岡本美智子　16－22
ベビーホテルのその後……藤本勝己　16－33
イスラエルのキブツ－集団保育の子育てへの影響－…石垣恵美子　21－22
仕事中間：真の連帯を示唆するもの……大場幸夫　21－42

保育所における相談……豊永せつ子・田村健二　24－2
アメリカの保育問題－社会の変化と連邦議会での動き－
……渋谷百合　27－39
地域に開かれた家庭支援活動－養護施設における学童保育－
……側垣雄二　28－7
新しいニーズに応える移動保育－オーストラリアとシンガポールの事例から－……福田垂穂　28－44
幼児期の親の役割－かけがいのない親子関係－
……ケイト・トーキントン　28－52
広がる育児産業の動向と課題……網野武博　30－29

学童　思春期対応

十代の性と愛……生月雅子　5－38
知らせておかなくてはならない－西ドイツにおける少女の性教育の一端－……安藤　則　6－22
クウェートと教育……荒川弘子　9－70
海外子女の適応について……野田一郎　14－45
スウェーデンの新しい義務教育カリキュラム……福田垂穂　15－39
中学生の登校拒否に関する意識調査……崎尾英子・河合　洋　16－49
学童期の体力の現状と問題……宮下充正・定木明子・中村好男　17－2
カギっ子対策（学童保育）の実態……田村健二　17－17
アメリカの小学生の放課後生活……伊志嶺美津子　17－22
韓国での課外（塾）禁止とその結果について……金　徳俊　17－26
10代の性－日本とアメリカ－……宮原　忍　18－2
アメリカにおける思春期問題の福祉実践活動……カックス梢　18－7
児童相談所窓口からみた思春期問題……上出弘之　18－12
アメリカの思春期精神医療体制……稲村　博　19－2
日本における思春期婦人科外来の現状とあり方……松本清一　19－6
思春期の文化財接触の現状と問題……川浦康至　19－10
思春期学会の動向……江幡玲子　19－21
海外帰国子女の異文化体験……中西　晃　22－28
保健室にみる現代の子どもたちの問題……小谷英文　24－7
価値観の教育……坂口順治　24－39
ニューヨークのザ・ドア……福田垂穂　24－54
アメリカ教育使節団報告書のもたらしたもの……奥田真丈　25－2
10代の性……林　謙治　25－37
児童福祉に性教育を……浅井春夫　27－46

青少年保護・非行　暴力　虐待

イギリスのレッドヒル教護院……志茂彦之　2－34
子どもの虐待……松島富之助　2－38
少年のまち－ローマの教護院－……松本武子　5－30
大ロンドン３自治区立教護院……廣渡　修　6－34
最近の少年非行現象－アメリカ・ヨーロッパ・アジア諸国と日本－
……溝上瑞男　7－16
エクセルシアーアメリカの女子教護院－……松本和子　7－34
子どもの虐待－英国を中心として－……久保紘章　7－56
デンマークの行動問題児教育－地方社会福祉委員会制度と少年の家を中心に－……池田八太郎　8－68
ロサンゼルスの自殺予防センターの青少年自殺対策……勝俣暎史　8－72
ニュージーランドの少年非行対策……武川　篤　9－62
青少年暴力と教育制度……スチュアート・ピッケン　11－42
青少年の暴力－殺人と自殺を中心に－……稲村　博　12－2
家庭内暴力の裏にひそむもの……高橋義人　12－7
日本の学校内暴力の現状……大沢正治　12－12
日本の子どもの暴力－校内暴力と家庭内暴力……小泉英二　12－17
暴走族……田村雅幸　12－22
アメリカにおける子どもとテレビ暴力……佐藤晴夫　12－25
東京警視庁のヤング・テレホン・コーナー……田村健二　12－30
観察寮……平井信義　13－58
児童虐待Child Abuse……池田由子　16－2
北海道家庭学校のこと……谷　昌恒　17－53
中学生と非行……深谷和子　18－20
思春期における児童虐待の現状……田村健二　19－15
イギリスにおける非行少年のための中間処遇計画について
……浜野一郎　19－18
児童保護の法制の整備を！……石田　稔　20－32
わが国における被虐待児症候群……内藤和美　22－46
児童のための民間の緊急一時保護所……福島一雄　23－52
小児虐待をめぐって……庄司順一　24－12
パークシャー・ファーム……ケネス・スタイナー　25－59
性虐待（Sexual abuse）と社会……奥山真紀子　27－13

児童養護　里親　グループホーム

コルンタル・ホフマンハウス養護施設……岩佐喜久枝　1－31
ネパールSOS子どもの村……小林芳文　2－28
タイの養護施設……福田垂穂　3－24
韓国における養護施設の現状と今後の展望……大谷嘉朗　3－36
プエルトリコの「中途の家」……松本武子　4－24
メキシコの女児養護施設……梅森公代　5－24
フランクリン郡児童福祉局のサービスとグループホーム
……潮谷義子　5－26
全米里親大会とアメリカの里親……中　一郎　5－32
オーストリア・モースブルグのSOS子どもの村……今井節子　7－30
オーストラリアの児童福祉施設を訪ねて－ひとりひとりを真に大切にする心－……吉沢英子　8－48
グループホームを考える……広岡知彦　11－34
若草寮－高校生の養護施設－……山田彌平治　11－54
ボーイズタウン……中山恵子　12－28
児童福祉情報サービス協会……松本佑子　12－58
モースブルグの「SOS子どもの村」……大場幸夫　13－28
バーナードホーム……小坂和夫　13－60
バーナード・ホーム……吉沢英子　14－58
カナダ・アメリカにおける児童養護サービス……豊福義彦　15－34
カナダにおける日本養護施設出身者の活躍……込山　稔　15－44
ソウル総合職業訓練院……金　昌植　15－50
ウィーンの「子どもの町」
……クリスタ・シュミィット・ショエベル　15－52
調布学園……渡辺茂雄　15－54
変貌する養護施設メルボルン・オラーナ幼児グループホーム
……福田垂穂　16－24
ナザレス児童養育センター……山口憲志　16－54
ボーゲンセ生活学園……花村春樹　17－56
ステフェンソンコート・ホーム……小坂和夫　18－23
憩いの家……広岡知彦　18－26
オーストラリアにおける児童養護のネットワークづくり
……網野武博　19－29
英国の養護児童がまとめた養護問題検討会報告書……津崎哲雄　19－34
西ドイツの養育家庭制度……藤本　昇　19－44
児童福祉施設と現代社会……柴田善守　20－10
日本におけるSOSキンダードルフ（子どもの村）…竹田きぬ子　22－52
団地の中のグループホームーデンマークのハイティーン施設－
……福田垂穂　22－60
東京育成園……長谷川重夫　24－57

ベルギー・ゲールの里親たち……伊藤隆二 25－46
養護施設の現場の目を通して……高橋利一 27－23
教護院における家族治療の試み……辻　隆造 28－12
養護施設に連なるグループホームの実践……小坂和夫 28－17
石川県自立援助ホーム－その成立過程と問題点－……荒崎良徳 28－22
里親の開拓拠点・養育家庭センター……若尾博通 28－27
乳児院での若年未婚の母を通してみる家族援助……梅森公代 28－32
児童虐待への児童相談所の対応……廿楽昌子 28－37
親子の風景－養護施設光の子どもの家からの中間報告－
……菅原哲男 29－55
転換期にある養護サービスのあり方……福島一雄 30－24
英国における児童養護施策・実務の動向と課題……津崎哲雄 30－39

婦人の生活・活動

世界の婦人のボランティア……林　千代 1－62
ニュージーランドの主婦たち……仲里幸子 2－56
スウェーデンの労働者階層の若い母親たち……山崎道子 3－7
英国の婦人会活動－W．I．に参加して－……山崎美貴子 3－50
ロンドンにおける母子の緊急避難所－Women's Aidの活動
……佐藤豊通 4－35
中国の旅－中国の婦人の活動－……辻　キヨ 4－55
オーストリアの婦人たち……フリューリング・M・紬子 5－54
アメリカ合衆国の婦人の動き－男女の役割をめぐって－庄司洋子 6－53
タイの婦人更生施設パックレッドホーム……福田垂穂 7－38
ペルーのインディオの女たち……好本照子 7－49
ホンコンの主婦たち……大森邦子 7－59
アメリカの婦人の危機センター……本間郷子 10－30
ディスプレイスト・ホームメーカー・センター……荒このみ 12－54
赤ちゃんと働くお母さん……小倉　清 20－29

障害児対策・教育

カナダの福祉と障害児リハビリテーション……詫間晋平 1－22
プラハのイエドリチカ研究所……高橋重宏 1－28
ニューヨークのケネディ・チャイルド・スタディ・センター
……詫間晋平 1－38
アメリカの心身障害者福祉工場……橋本　明 2－22
ルクセンブルグの精神薄弱児施設……小山一宏 2－30
スペインの心身障害児の特殊教育・訓練施設……小山一宏 2－36
ランチョ・ロス・アミーゴス病院……加賀美暎子 3－30
ドクター・アドルフ・ローレンツの家－身体障害児施設－
……小山一宏 4－26
イラン国立児童保護協会付属精薄児施設……小林芳文 4－28
アメリカ・ペンシルバニア州マクガイア・メモリアル・ホームの
療育について……丹羽淑子 4－32
東欧の福祉施設－障害児施設を中心に－……藤島　岳・津曲裕二 5－14
ブラジル日系コロニア重度精神薄弱児施設「希望の家」
……大西紀久江 5－22
身体障害児・者のための福祉機器－欧米の現状－……高山忠雄 6－16
西ドイツ・ジュッセルドルフ郊外の心身障害児・者施設「ヘパタ」
……飯田　進 6－30
自閉児との触れ合い－プレントウッド教育治療センターでの体験－
……昌子武司 6－32
インド・タイ・インドネシア視察旅行－小児保健を中心として
……小林好美子 6－42
小児病院－ニューオーリンズ－……戸松ユキ 7－36
イギリスの障害児教育－ロンドン・モーズレイ病院を中心として－
……野村東助 7－43
ミュンヘンの重複障害児福祉……高橋重宏 7－46
ベルスヴァルからコンパニオンへ－スイスの教育治療センターを
訪れて－……皆川正治 10－45
フランク・ドリア・パンフィリーセンター－医療・心理・教育
センター－……大井英子 10－48
デンバーの情緒障害児収容治療施設……斎藤　武 10－50
小松島子どもの家……大坂　誠 10－54
バスター・ブラウン・ホーム……平山宗宏 11－52
音楽による心理療法－音楽療法の本質と実状－……林　庸二 11－56
ブレントウッド・センター……弟子丸郁子 12－50
障害児を持つ親へのアプローチ……吉沢英子 13－48
モンテッソリー特殊学級……松崎　学 13－56
柚ヶ浦のびろ学園……小野ふたば 13－62
総合社会福祉施設旭川荘……江草安彦 14－24
私の見たモスクワ・レニングラードの障害児教育……松樹偕子 14－48
北京市児童病院……巻野吾郎 14－54
クーマリ・スクール……荻須隆雄 14－60
愛育会総合母子保健センター……高橋悦二郎 15－26
社会福祉機器の普及をめぐって……笹尾　勝 16－46
情緒障害児への福祉……杉山信作 17－8
Clive Robbins博士夫妻による障害児のための音楽療法…荻須隆雄 17－50
ウエストチェスター郡立医療センター精神遅滞研究所
……カニングハム・久子 18－50
弘済学園……中村健二 18－54
アメリカの特殊教育制度の現況……カニングハム・久子 19－24
ブラジルの精薄児教育の実状と日系施設子どものその…吉田亘善 19－39
ショートタイムホーム……高谷　清 19－55
国立身体障害者リハビリテーションセンター……高山忠雄 23－50
東京都立北療育医療センター……廿楽重信 25－54

国際会議　国際活動

国連世界人口会議・第3回ブカレスト……高橋重郷 1－54
国際婦人年・メキシコ会議……長尾立子 2－50
OMEP－ワルシャワ会議に向けて－……森　重敏 3－2
第18回国際社会事業教育会議と国際社会福祉会議……松本武子 3－46
第2回国際社会事業団会議と職員研修会－国際社会福祉の問題点
……児玉怜子 3－48
国際女医会第15回国際会議……熊谷美津子 4－48
国際連合人間居住会議……大川信昭 4－50
第16回国際看護婦協会4年ごと大会……池田ふみ子 5－44
第10回国際精神療法学会……池田由子 5－46
世界青年平和会議……宮崎俊策 5－48
OMEP第15回世界大会……山下俊郎 6－46
婦人国際平和自由連盟第20回国際総会……辻　キヨ 6－48
自殺予防国際シンポジウム……田村健二 7－52
国際幼児教育会議－保育理念と問題点－……児玉　省 7－54
第6回国際社会福祉協議会アジア西太平洋地域会議…郷地二三子 9－74
国際児童年にかかわる国際会議一覧…… 10－32
国際児童年記念児童福祉シンポジウム……荻須隆雄 10－34
第20回国際社会福祉会議……仲村優一 11－30
オメップ（OMEP）世界大会報告 ……西本　脩 11－32
国際婦人会議－NGOフォーラムに参加して－……中村悦子 12－32
高速社会と児童の安全……詫間晋平 12－46
1981年国際シンポジウム"子供と都市"……大木知明 13－32
1981年世界精神衛生マニラ会議……星野　命 14－28
第12回国際栄養学会議……武藤静子 14－30
1983年国際社会福祉協議会アジア・西太平洋会議……染谷豊吉 15－28

国際児童福祉連合総会……佐野利昭 15－30
カウンセリング円卓会議－児童を中心にして－……天羽大平 15－32
フィリピンのワークキャンプ……飯田 進 15－56
児童救済連盟の活動Save the Children ……高橋正子 16－7
ＯＥＣＤ・ＣＥＲＩ家庭教育国際セミナー……瀬田智恵子 16－26
国境を越えて愛の手を……伊東よね 16－58
インド〝人口と開発・議員会議〟見聞の記……斉田慶四郎 17－32
ユネスコの活動……鳥飼 繁 17－58
第８回国際ソーシャル・ワーカー・セミナー……平本善一 18－28
3,000人の見た中国 ……加藤映子・竹内清恵 18－41
国際的な電話相談活動……斎藤友紀雄 18－56
エージャン パシフィック ディベロップメント センター
……ヘネシー・澄子 19－50
国際リハビリテーション協会の活動について……丸山一郎 21－54
1986年国際社会事業教育会議の焦点……小島蓉子 22－33
第９回国際ソーシャルワーカー・シンポジウム……上原美智子 22－35
国際社会福祉会議を終えて……阿部志郎 22－38
「子どもの本世界大会」を終えて……渡辺茂男 22－40
子どもの遊ぶ権利のための国際協会・日本と海外の動き
……大村璋子 23－58
第４回国際トイライブラリー会議に出席して……小林るつ子 24－60
国際児童青少年福祉会議に参加して……庄司洋子 25－52
1988ストックホルム・ソーシャルワーカー国際会議から
……筑前甚七 26－57
国際児童虐待防止会議に参加して……田村健二 27－56
第６回国際里親養育機構研修会議について……涅美節夫 28－58
遊びは子どもの基本的な権利……門脇厚司 30－69
第12回国際児童青年精神医学会……山崎晃資 30－73

座談会

「世界の児童と母性」20号を迎えて……20－33
子どもたちはどんなときにどんなことを願いながら成長するのか…24－22
子どもたちの豊かな未来のために……25－22
いま、子育てに求められるもの……30－56

世界の児童福祉施設（特集号掲出）

●アジア
キプロス共和国
ニコシア・チルドレンズホーム……養護施設 13
ニコシア・マテティコ・オエコトロフィオ
……親がトルコ領地区に住む女子中学生の施設 14
公立ペルリオティサ保育所……保育所 15
香港
ホンコン青少年ケアセンター……児童保護所 18
セントクリストファーズ・ホーム……養護施設・職業訓練所 19
ジン・タク・センター……養護施設・職業訓練所 20
インド
チルドレンズホーム……ライ病の親をもつ児童の隔離施設 22
デリー児童福祉協議会〝パルナ〟……遺棄児の収容施設 23
女子一時保護所……一時保護所 24
インドネシア共和国
非行児童リハビリテーション施設……養護・教護施設 26
ヤヤサン・サヤップ・イブ……乳児院・養護施設 27
ウィスマ・ツナ・ガンダ重複障害児施設
……リハビリテーションセンター 29
イスラエル
ベンシャーン・ユースビレッジ
……居住型小学校、中学校、高等学校 32
ネヴェー・タフ……養護施設 33
ティラッド・ハイエレッド……養護施設 35
ヨルダンハシミテ王国
ホリーランドろう児施設……聴覚障害児寄宿学校 38
大韓民国
ウン・ピョン・エンジェルスヘブン養護施設……養護施設 41
ウン・ピョン精神薄弱児施設……精神薄弱児施設 41
ウン・ピョン心身障害児養護学校……心身障害児学校 42
ミョン・スン・ウォン……職業訓練施設・児童補導センター 43
スン・ロー・ウォン乳児院……乳児院 44
マレーシア
ルマー・カナ・カナ・トウンク・プドリャ……養護施設 47
ジュピィリー・チルドレンホーム……重度心身障害児施設 49
タマン・セリ・プテリ……婦女子保護施設 51
フィリピン共和国
ホスピシィオ・デ・サン・ホセ……養護施設 53
アビエルタス友情の家……未婚の母と子の保護施設 55
ベタニィ・クリスチャンホーム・フォー・チルドレン……養護施設 57
シンガポール共和国
シンガポール・ボーイズホームＡセクション……教護院・更生施設 60
シンガポール・ボーイズホームＢセクション……教護院 62
救世軍ザ・ヘブン……複合福祉施設 65
シンガポール盲人協会居住コテージ……盲児の居住コテージ 66
スリランカ民主社会主義共和国
マーコラ教護院……教護院 69
ガンゴダウィラ・ガールズホーム……養護施設 70
州立パナドウラー一時保護所……一時保護施設 71
タイ王国
パイヤタイ乳児院……乳児院 74
肢体不自由児リハビリテーションセンター
……リハビリテーションセンター 75
マハラジ財団青少年ホーム……養護施設 77
トルコ共和国
アタチュルク・チョジュック・バクム・ユルトウ……養護施設 80
●オセアニア
オーストラリア
ザ・スーザーランドホーム・フォー・チルドレン……集団養育施設 85
ジャカナ児童養護・ファミリーセンター……長期居住養育施設 87
カンタベリー・ファミリーセンター……居住・通園保育施設 89
フィジー
ナシース・ボーイズセンター……少年教護院 91
ディルクーシャ・ホーム……養護施設 92
セントクリストファーズ・ホーム
……養護施設・出産前の未婚の母の施設 93
ニュージーランド
ホヘパ・ホームスクール……精神薄弱児施設 95
パン・アシュ・カレッジ……ろう児学校 96
エプニ・ボーイズホーム……保護観察センター 98
キンバリー病院訓練学校 ……小児精神病院・訓練所 100
●ヨーロッパ
オーストリア共和国
ピデルマンスドルフ・キンデルハイム ……精神薄弱児施設 103
ムッテル・ウンド・キントハイム ……未婚の母と子の施設 105
テラピエキンデルハイム〝イム・ヴェルド〟 ……非行少年治療施設 106
チェコスロバキア共和国

コエネッキ・ウスタフ乳児院 ……乳児院 109
視覚障害児寄宿学校 ……視力障害児のための寄宿校 110
デンマーク王国
ドマゴォーエン ……青少年の家 112
ザ・モンタンヤー・プロジェクト
……保護者のいないベトナム難民施設 113
ザ・コレクティーブ〝エールゴオ〟 ……青少年のグループホーム 114
フィンランド共和国
ペラスタカー・ラプセトR．Y．マッティ・ヤ・マイヤーコティ
……一時保護センター 116
サイリラ教護院 ……教護院 118
コトランナン・ラステンコティ ……幼児部を含む養護施設 119
フランス共和国
サントル・プシコテラプティック〝ル・コトー〟
……個別精神療法センター 122
フォワイエ・クレ・スジュー ……教育施設 123
ドイツ連邦共和国
カールシュ青少年施設 ……青少年施設 126
ミュンヘン市立オーファネージ ……医療・教育施設 128
ギリシャ共和国
ジョージ&カテリーナ・ハジコンスタ施設 ……養護施設 130
乳児センター〝メテラ〟 ……乳児院 132
スペシャルセンター〝セオトコス〟 ……養護施設 133
アイルランド
セントメリーズ視覚障害児施設 ……女子視覚障害児の教育施設 136
ザ・グランジ ……養護施設 137
セント・メリーズ ……精神障害児・者の教育訓練施設 138
イタリア共和国
ブルーノ・ブオッチ ……青少年の教育施設 141
ノルウェー王国
オスロ大学附属小児精神病院 ……児童精神病院 144
スウェーデン王国
ハンマルゴーデンス・ウングドゥムスヘン ……職業学校 147
リツコムベリヤ・バームヘム ……精神薄弱児施設 148
バーンヘムメット・マーラルブリック
……重度障害児と親の治療施設 149
スイス連邦
レ・ゼキューエイユ ……養護施設 152
ラ・ポミエール ……教護院 153
ピエール・グリス ……情緒障害児施設 154
グレートブリテンおよび北部アイルランド連合王国（イギリス）
ペンスハースト ……身体障害児の居住型教育施設 157
セント・セイビヤース ……精神障害児施設 158
ロンドンハマースミス自治区社会福祉局保護観察・審査部
……一時保護、観察、審査 159
●アメリカ
カナダ
救世軍バタニィ・ホーム ……未婚の母の助産施設 163
オタワ大学附属小児研究センター ……児童治療センター 164
オタワ・カールトン青少年局 ……児童訓練施設 165
ベネズエラ共和国
カラカス市一時保護所 ……一時保護センター 168
テオティステ・アロチャ・デ・ガチェゴス
……ディベロップメント・センター 169
グスタボ・マチャド診断施設 ……診断と照会センター 170
アメリカ合衆国
エッジウッド・チルドレンズセンター ……養護施設 173
セントビンセント・スクール・フォー・ボーイズ
……情緒障害児治療センター 175
ペリン・ハウス ……問題行動をもつ少年のグループホーム 177
イタリアン・ホーム・フォー・チルドレン ……情緒障害児施設 178
サンフランシスコ・ボーイズホーム ……情緒障害児治療施設 180
エバレット・ハウス
……情緒障害、問題行動をもつ少女のグループホーム 183
アマド協会 ……精神薄弱児のグループホーム 185
●アフリカ
リベリア共和国
視覚障害児居住施設 ……視覚障害児施設 190
マラウイ共和国
ペンパ・ボーイズホーム ……教護院 192
モーリシャス
クレッシェ・ド・キャトル・ボーヌ ……乳児院 195
キュピープ・プロベーションホステル ……保護観察施設 196
モーリシャス・モスリム・オーファネージ ……養護施設 197
南アフリカ共和国
ルイス・ボーサ・ホーム・フォー・チルドレン ……養護施設 200
ジンバブエ
チニャラゾ・チルドレンズシェルター ……養護施設 203
シャーリー・クリプス・チルドレンズホーム ……養護施設 204
ノースコット訓練施設 ……少年犯罪者の訓練施設 206

98ヵ国が子どもの権利条約を批准

子どもの権利条約が1989年に国連で採択されてからまもなく2年になりますが、「子どもの権利委員会」の第1回会合がスイスのジュネーブで9月30日から10月18日まで開催されました。ここでは、委員会の運営方法や優先課題についての話し合いがもたれました。その他、各国政府が委員会に提出することになっている「条約」運用報告書の作成についてのガイドラインや報告書の構成についても話し合われました。

なお、条約を批准した国は1991年10月11日現在で98ヵ国、批准はしていないが署名をした国は日本を含めて42ヵ国です。批准した国々をご案内します。

●批准国＝ガーナ・ベトナム・エクアドル・バチカン・ベリーズ・グアテマラ・シエラレオネ・ボリビア・スウェーデン・モンゴル・エジプト・エルサルバドル・ギニア・セントクリストファーネビス・モーリシャス・ケニア・セネガル・ブータン・トーゴ・バングラデシュ・ベニン・スーダン・フランス・ガンビア・ホンジュラス・チリ・ソ連・ウガンダ・ギニアビサウ・コスタリカ・フィリピン・ブルキナファソ・ペルー・インドネシア・セーシェル・ジンバブエ・ベネズエラ・ネパール・マリ・朝鮮民主主義人民共和国・メキシコ・ポルトガル・ブラジル・パラグアイ・ザイール・ルーマニア・マルタ・ナミビア・ニジェール・白ロシア・チャド・ニカラグア・バルバドス・ブルンジ・グレナダ・パキスタン・ウルグアイ・アルゼンチン・アンゴラ・ジブチ・スペイン・パナマ・オーストラリア・マラウイ・ユーゴスラビア・チェコスロバキア・ノルウェー・ガイアナ・ルワンダ・コロンビア・コートジボワール・キプロス・モルジブ・バハマ・ドミニカ・マダガスカル・ナイジェリア・イエメン・ラオス・ジャマイカ・レバノン・エチオピア・サントメプリンシペ・モーリタニア・ヨルダン・ブルガリア・ポーランド・タンザニア・ドミニカ共和国・フィンランド・スリランカ・ミャンマー・デンマーク・キューバ・ウクライナ・イタリア・イスラエル・ハンガリー　（批准月日順）

編集後記

『世界の児童と母性』による児童福祉の情報は、日頃、現場にいる者にとって比較、参考になり、また、刺激を受けることが多い。その情報の積み重ねはわが国の児童福祉施設のあり方にも少なからず影響を与えてきていると思う。子どもの視点からさまざまな問題を彼らの代弁者となって社会に広く伝え、訴えていくことも私共の義務であり、責任である。そういう意味で、この雑誌の果たす役割は大きい。

本号のなかに、第4回全国養護施設高校生交流会のことが報告されているが、私も第2回から参加しており、会期中に実施される分散会や全体会のなかで、施設生活における児童の主体性の欠如、社会的常識や習慣の体験不足、未熟な人間関係形成能力による社会的自立への不安等、子どもたちの切実な生の声を聞いていると、改めて自分の施設にも反省し、改善しなければならない点が多くあることに気が付くのである。31号の特集テーマとして「子どもの眼・子どもの声」を発想したのも、このことが念頭にあったからである。

すでに外国においては、養護児童自身による児童協会が設置され、権利憲章が作成されている例もある。わが国が、そのレベルに達するには長い時間がかかると思われるが、昨今、児童の権利についての条約が翻訳され、次第に関心が高まるなかで批准にむけての運動が展開されつつあることは注目すべきことである。

諸外国の特集は、今年7月に大阪で開催された「アジアの児童福祉施設における児童の生活」をテーマにした研修会(当財団主催)で韓国、シンガポール、台湾の現状について各国代表者から報告されたもの、あるいは座談会の内容をまとめたものである。各国ともわが国がこれまで歩んできた経済発展の途上における社会問題、家族問題など、非常に似かよった経過をたどっているのが印象的であったが、児童福祉の概念のなかに、児童は保護されるものという考え方が一般的であるため、児童の権利について共通の認識をもって論議することには、むずかしさも感じられた。

この研修会では、関西地区の施設関係者も多数参加し、友好的な雰囲気のなかで行われたが、通訳等運営について秋山編集委員長を中心とした明治学院大学・大学院生の皆さんの多大な協力があったことに謝意を表したい。

本号では「児童福祉施設から」ということで、施設および学識経験豊富な方々に執筆をお願いした。今後もシリーズで32号「家庭・地域社会から」、33号「保健医療・教育と福祉の連携から」と、子どもの眼・声を通して考えてみたい。(編集委員・込山 稔)

〔編集委員長〕
秋山智久
明治学院大学教授

〔編集委員〕
網野武博
日本総合愛育研究所
調査研究企画部長

小平さち子
NHK放送文化研究所

込山稔
暁星学園長

庄司洋子
立教大学教授

帆足英一
東京都立母子保健院
小児科部長

池田宇三郎
資生堂社会福祉事業財団
常務理事

(敬称略)

世界の児童と母性
—海外福祉情報—
年2回発行
第31号 1991年9月30日発行
編集・発行者
財団法人 資生堂社会福祉事業財団
東京都中央区銀座7丁目5番5号
電話03-3574-7408 郵便番号104
印刷所 成旺印刷株式会社
東京都港区芝2—1—28

財団法人
資生堂社会福祉事業財団

SHISEIDO
SOCIAL WELFARE
FOUNDATION